

昭島市の環境

(昭島市環境基本計画に基づく事業報告)

令和6年度活動/調査報告

昭島市

はじめに

昭島市では、「環境との共生」をまちづくりの理念の一つとして掲げ、この理念を普遍のものとし、掛け替えのない環境を将来にわたって維持していくことにより、人とまちが調和したまちづくりを進めています。

現在、地球温暖化に起因する集中豪雨や熱波などの異常気象は気候変動として頻発し、今や気候危機として、地球規模で非常に危険な状況を引き起こしています。本市では、これら人類や生物の存続基盤を揺るがす問題やその他の様々な課題に対して適切に対応するため、環境問題を市政の重要な課題と位置づけ、環境基本計画を指針とし様々な環境施策を推進してまいりました。

昭島市市制施行 70 周年という節目の年である令和 6 年度にあっては、各地で線状降水帯が発生するなど、大雨が猛威を振るった一年となりました。特に 8 月末に発生した台風第 10 号では、台風が通過した九州・四国地方のみならず、台風から離れた関東地方においても豪雨が発生するなど、広範囲で甚大な被害をもたらしました。

こうした中、本市は地球環境に最大限配慮しながら強さとしなやかさを持った安全・安心なまちづくりを進め、持続可能な社会の実現を目指していますが、各施策の推進については、市民、事業者、行政の連携・協働が不可欠であります。本冊子を広く御活用いただきながら、「気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に」を合言葉に、今後も皆様のなお一層の御理解御協力を賜れば幸いです。

結びに、この冊子を発刊するにあたり、貴重な御意見をいただいた環境審議会の委員の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

令和 7 年 9 月

昭島市長　臼井伸介

目 次

第1章 昭島市環境基本計画 1

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 昭島市環境基本計画策定の概要 | 1 |
| 2 新たな環境基本計画の策定 | 1 |
| 3 環境基本計画の推進 | 2 |
| 4 施策の体系 | 2 |
| 5 環境基本計画の取組状況 | 4 |
| 6 事業実施報告 | 7 |
| 基本目標1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち | 7 |
| 個別目標1－1 水辺環境を保全・活用する | 12 |
| 個別目標1－2 清らかにあふれ出る水を守る | 13 |
| 個別目標1－3 崖線をはじめとする貴重な緑地を保全する | 15 |
| 個別目標1－4 まちなかに花と緑をいっぱいにする | 16 |
| 個別目標1－5 子どもから高齢者まで憩える公園緑地を確保する | 17 |
| 個別目標1－6 多機能空間として農地を維持する | 18 |
| 個別目標1－7 多様な生き物と共生するまちをつくる | 19 |
| 基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち | 22 |
| 個別目標2－1 健康で安全な生活環境を確保する | 25 |
| 個別目標2－2 快適な街なみをつくる | 44 |
| 基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち | 48 |
| 個別目標3－1 持続可能な社会に向けた行動を支援する | 52 |
| 個別目標3－2 脱炭素社会を構築する | 53 |
| 個別目標3－3 循環型社会を構築する | 55 |
| 基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち | 61 |
| 個別目標4－1 気候災害への備えの充実・強化 | 66 |
| 個別目標4－2 熱中症や感染症などの健康影響への対策の充実・強化 | 69 |
| 個別目標4－3 自然生態系・水資源への影響への対応 | 70 |
| 個別目標4－4 気候変動対策(適応策)に関する啓発、情報提供 | 71 |
| 基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち | 73 |
| 個別目標5－1 市民の力を発揮できる場づくり | 76 |
| 個別目標5－2 環境情報を収集・発信する | 78 |
| 個別目標5－3 さまざまな主体との協働を進める | 79 |

第2章 地球温暖化対策実行計画(事務事業編) _____ 81

| | |
|-------------------|----|
| 1 計画策定の背景と目的..... | 81 |
| 2 計画の期間..... | 81 |
| 3 計画の範囲..... | 82 |
| 4 計画の目標..... | 82 |
| 5 実施状況報告..... | 82 |

第3章 調査データ _____ 83

| | |
|------------------|----|
| 1 湧水調査..... | 83 |
| 2 公共用水域水質調査..... | 87 |
| 3 多摩川底生生物調査..... | 93 |
| 4 地下水揚水量調査..... | 94 |
| 5 苦情処理..... | 95 |
| 6 化学物質の適正管理..... | 97 |

第4章 参考資料 _____ 98

| | |
|------------------------------|-----|
| 1 湧水について | 98 |
| 2 大気について | 98 |
| 3 騒音・振動について | 100 |
| 4 光化学スモッグについて | 104 |
| 5 水質について | 104 |
| 6 底生生物調査について | 107 |
| 7 地下水揚水の規制について | 107 |
| 8 工場・指定作業等について | 107 |
| 9 化学物質の適正管理について | 110 |
| 10 特定建設作業について | 111 |
| 11 燃料用重油の硫黄分含有率の基準について | 112 |
| 12 ダイオキシン類について | 113 |
| 13 昭島市環境方針 | 114 |
| 14 昭島市グリーン購入指針 | 115 |
| 15 公共施設環境配慮対策一覧 | 117 |
| 16 放射性物質調査 | 120 |

第1章 昭島市環境基本計画

1 昭島市環境基本計画策定の概要

「昭島市環境基本計画」は、平成14年度(2002年度)から20年後の令和3年度(2021年度)を目標年度として、平成14年3月に策定しました。社会状況の変化に対応するため、10年目の平成23年度(2011年度)に見直しを行いましたが、その際、新たに地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を内包しました。

安全で快適な環境を守り、創り、育て、次の世代に引き継いでいくために、「美しい水と緑を将来の世代に」を望ましい環境像に掲げました。

2 新たな環境基本計画の策定

前計画が令和3年度(2021年度)で計画期間満了となることから、令和4年3月に新たな環境基本計画を策定しました。本計画は令和4年度から10年後の令和13年度(2031年度)を目標年度とし、水と緑の基本計画を統合するほか、引き続き地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を内包するとともに、新たに生物多様性地域戦略と地域気候変動適応計画を内包しました。

また、環境保護の視点を持って地球環境に最大限配慮したまちづくりを進めるため、「気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に」を望ましい環境像に掲げました。

望ましい環境像とその実現に向けた5つの基本目標

| | |
|--------------------------------|--|
| 気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に | 基本目標1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち |
| | 【自然環境分野】 多摩川や玉川上水、緑が連なる立川崖線や清らかな湧水など、豊かな水・緑が多様な生物を育み、まちの景観を特徴づけています。 水・緑とのふれあいを通して人々の連携・交流が盛んです。 |
| | 基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち |
| | 【生活環境分野】 大気環境や音環境、水環境などの生活環境が確保され、健康で安全な生活を送っています。 |
| | 基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち |
| | 【地球環境(緩和)分野】 気候変動への危機感から、脱炭素社会に対する人々の意識が深まり、省エネルギーや資源循環の取組が定着し、再生可能エネルギーの利用が進んでいます。 |
| | 基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち |
| | 【地球環境(適応)分野】 気候変動に伴う気象災害の拡大への備えが進むとともに、レジリエンス(都市全体の機能を速やかに回復する力)が強化されています。 |
| | 基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち |
| | 【環境活動分野】 市民、事業者及び市がそれぞれ自らの課題として捉え、できるところから環境に配慮した生活を実践しています。 地域の環境保全に向けて環境教育・環境学習を担う人が活躍し、市民や事業者、市の協働による取組が活発になっています。 |

3 環境基本計画の推進

基本目標を実現するため、個別目標ごとに新たに環境指標を設定し、毎年度、実施状況の調査を行います。

また、環境審議会で計画の進捗状況などについての審議を行っています。

4 施策の体系

| 基本目標 | 施策の方向 | | 頁 |
|----------------------------|--------------------------|---|-------|
| 気候危機を乗り越え、美しい水と緑を未来に継承するまち | 1 水辺環境を保全・活用する | (1)河川、用水路の水辺環境の保全 (2)水辺環境の有効活用 | 12～13 |
| | 2 清らかにあふれ出る水を守る | (1)湧水の保全 (2)地下水100%の水道水の維持・活用 (3)水循環の促進 | 13～14 |
| | 3 崖線をはじめとする貴重な緑地を保全する | (1)崖線緑地の保全 (2)樹林地の保全 | 15 |
| | 4 まちなかに花と緑をいっぱいにする | (1)まちなかの緑の保全・創出 | 16 |
| | 5 子どもから高齢者まで憩える公園緑地を確保する | (1)憩える公園緑地の確保 (2)公園緑地の多面的利用の推進 | 17 |
| | 6 多機能空間として農地を維持する | (1)農地の保全 (2)農業用水路の維持と活用の推進 (3)都市農業の理解促進、農を通じた体験交流の促進 | 18～19 |
| | 7 多様な生き物と共生するまちをつくる | (1)生物の実態把握 (2)水と緑のネットワークの保全・創出 (3)生物の生息・生育拠点の保全・創出 (4)在来生物の保全と外来生物対策 | 19～21 |
| 2 活環境を守るまち | 1 健康で安全な生活環境を確保する | (1)大気、水質、騒音などのモニタリング調査の実施 (2)自動車等の対策の推進 (3)航空機騒音対策の推進 (4)安全な生活環境の確保 | 25～44 |
| | 2 快適な街なみをつくる | (1)まちなかの美化活動の推進 (2)動物の適正飼育と野生鳥獣の保護・管理の推進 | 44～47 |
| | 3 持続可能な社会に向けた行動を支援する | (1)環境に配慮したライフスタイルの普及 (2)事業所のゼロエミッションの取組の支援 | 52～53 |
| 3 持続可能な地球環境のために貢献するまち | 2 脱炭素社会を構築する | (1)公共施設での省エネルギー、再生可能エネルギー導入の推進 (2)住宅・建物での省エネルギー、再生可能エネルギーの導入の推進 (3)二酸化炭素(CO ₂)を排出しない交通に向けた取組の推進 (4)その他の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進 | 53～55 |
| | 3 循環型社会を構築する | (1)3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 (2)プラスチック対策の推進 (3)食品ロス対策の推進 (4)災害廃棄物対策 | 55～60 |

| 気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に | 基本目標 | 施策の方向 | | 頁 |
|----------------------------------|----------------------------|--|--------------------------|-------|
| | | 4 安全・安心に暮らせるまち 気候変動の影響に備え、 | 5 みんなで環境活動に 取り組むまち | |
| 4 安全・安心に暮らせるまち 気候変動の影響に備え、 | 1 気候災害への備えの充実・強化 | (1)浸水・洪水対策 (2)土砂災害・風害対策 (3)発災時の対応強化 | | 66～68 |
| | 2 熱中症や感染症などの健康影響への対策の充実・強化 | (1)熱中症予防・注意喚起 (2)感染症予防・注意喚起 | | 69～70 |
| | 3 自然生態系・水資源への影響への対応 | (1)防災対策と生物多様性保全とのバランス確保 (2)持続可能な水道 | | 70 |
| | 4 気候変動対策(適応策)に関する啓発、情報提供 | (1)情報提供・情報発信 (2)体制づくり | | 71～72 |
| 5 みんなで環境活動に 取り組むまち | 1 市民の力を發揮できる場づくり | (1)地域での環境学習活動の推進 (2)子どもたちへの環境教育、自然体験活動の推進 (3)環境活動リーダーの活躍促進 | | 76～78 |
| | 2 環境情報を収集・発信する | (1)市民等への情報発信 (2)情報収集の仕組みづくり | | 78～79 |
| | 3 さまざまな主体との協働を進める | (1)多様な主体がステークホルダーとして参加するパートナーシップの構築 | | 79～80 |

5 環境基本計画の取組状況

基本目標には、目標ごとに「10年後の目標」と「指標」を設けております。それぞれの「指標」には計画策定時の「基準値」に対して目標達成となる「目標値」を設定しました。また、達成状況を示す目安として、その実施状況を調査し、令和5年度の「現状値」にまとめました。

なお、主な事業については「6 事業実施報告」で説明しています。

●指標・目標値・現状値

| 基本目標 | 10年後の目標 | 指標 | 基準値 (令和元[2019]年度) | 目標値 (令和13[2031]年度) | 現状値 (令和6[2024]年度) | 担当課 |
|------------------------|---------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|---------------------------|------------|
| 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち | エコロジカル・ネットワークの保全・創出 | みどり率 | 41.1% (平成30[2018]年度) | 41.1%を維持 | 40.5% (令和5[2023]年度) | 環境課 |
| | | 緑地確保目標量 | 25.6% (1,734ha) (平成30[2018]年度) | 25.6%を維持 | 25.6% (1,734ha) | 環境課 |
| | | 崖線樹林地の調査実施率、対策実施率 | 60% | 100% | 60% | 環境課 |
| | | 特定生産緑地面積 | 約34ha (令和4[2022]年1月指定面積) | 維持 | 約37ha (令和6[2024]年1月時点) | 都市計画課 |
| | | 湧水個所数 | 12か所 (17地点) | 維持 | 12か所 (17地点) | 環境課 |
| | | 農業用水路の維持(用水路延長) | 19km | 19kmを維持 | 19km | 環境課 |
| | | 雨水貯留槽の設置数 | 350件 | 520件 | 新設4件、5基 合計404件、465基 | 工務課 環境課 |
| | | 水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合 | 31.0% | 50.0% | 26.1% (令和5[2024]年度) | 環境課 |
| 2 健康に暮らせる生活環境を守るまち | 生活環境の確保 | 生物の実態調査の実施 | 生き物調査の実施 | 実施 | 検討中 | 環境課 |
| | | 身近な自然資産散策マップの作成と活用 | 調布・府中崖線マップを作成 | マップを活用した啓発事業を実施 | 検討中 | 環境課 |
| 3 空気の質を守るまち | 大気環境 | 一酸化炭素濃度(CO)の環境基準の達成状況 | 達成 (国道16号線小荷田交差点) | 達成 | 達成 | 環境課 |
| | | 二酸化窒素(NO ₂)の環境基準の達成状況 | 達成 (国道16号線小荷田交差点) | 達成 | 達成 | 環境課 |
| | | 浮遊粒子状物(SPM)の環境基準の達成状況 | 達成 (国道16号線小荷田交差点) | 達成 | 達成 | 環境課 |

| 基本目標 | 10年後の目標 | 指標 | | 基準値 (令和元[2019]年度) | 目標値 (令和13[2031]年度) | 現状値 (令和6[2024]年度) | 担当課 |
|-----------------------------|-------------|------------------------|---------------------------------|---|--|---|-------|
| 2 健康に暮らせる生活環境を守るまち | 生活環境の確保 | 大気環境 | 微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準の達成状況 | 達成 (国道16号線小荷田交差点) | 達成 | 達成 | 環境課 |
| | | | 光化学スモッグ注意報発令日数 | 5日 (多摩中央) | 達成(0日) | 未達成(8日) | 環境課 |
| | | | ダイオキシン類対策特別措置法で定められた大気環境基準の達成状況 | 達成 (市内及び清掃センター周辺) | 達成 | 達成 | 環境課 |
| | | 水環境 | 多摩川の生物化学的酸素要求量(BOD)の達成状況 | 達成 (3地点) | 達成 | 達成 | 環境課 |
| | | | 湧水の亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の達成状況 | 達成 | 達成 | 達成 | 環境課 |
| | | 音環境 | 地下水揚水量 | 約14,596千m ³ | 維持 | 約14,534千m ³ | 環境課 |
| | | | 航空機騒音(Lden[時間帶補正等価騒音レベル]) | 達成 (拝島第二小学校) | 達成 | 達成 | 環境課 |
| 3 持続可能な地球環境のために責任をもつて行動するまち | 市域の温室効果ガス削減 | 市域の温室効果ガス排出量 | | 539千t-CO ₂ (平成12[2000]年度) 参考:530千t-CO ₂ (平成30[2018]年度) | -50% (270千t-CO ₂ 以下) (令和12[2030]年度) | -8.9% 491千t-CO ₂ (令和4[2022]年度) | 環境課 |
| | | エネルギー消費量 | | 6,964TJ (平成12[2000]年度) 参考:4,978TJ (平成30[2018]年度) | -50% (3,482TJ以下) (令和12[2030]年度) | 4,790TJ (令和4[2022]年度) | 環境課 |
| | | 家庭用燃料電池普及率 | | - | 14% (令和12[2030]年度) | 0.3% | 環境課 |
| | | 乗用車の自動車の購入時にZEVを選ぶ人の割合 | | - | 100% (令和12[2030]年度) | - | 環境課 |
| | | 廃プラスチック類焼却量 | | 2,660t (平成30[2018]年度) | -40% (令和12[2030]年度) | 2,792t (令和4[2022]年度) | ごみ対策課 |
| | | 再生可能エネルギー電力利用率 | | - | 50% (令和12[2030]年度) | - | 環境課 |

| 基本目標 | 10年後の目標 | 指標 | 基準値 (令和元[2019]年度) | 目標値 (令和13[2031]年度) | 現状値 (令和6[2024]年度) | 担当課 |
|-----------------------------|------------------|---------------------------------------|----------------------|---------------------------|------------------------|--------------|
| 3 持続可能な地球環境のために責任をもつて行動するまち | 資源の循環的な利用 | ごみの資源化(総資源化率) | 35.4% | 41.3%以上 (令和7[2025]年度) | 36.5% | ごみ対策課 |
| | | 集団回収を除く家庭1人1日当たりごみ排出量 | 572.8g/日 | 555g/日以下 (令和7[2025]年度) | 531.0g/日 | ごみ対策課 |
| | | 事業系ごみ総排出量 | 6,373t | 5,327t以下 (令和7[2025]年度) | 5,989t | ごみ対策課 |
| | | フードドライブの回収量 | 196kg/年 | 1,000kg/年 | 821.82kg/年 | ごみ対策課 |
| | | 買い物にはマイバッグを携帯し、レジ袋はもらわないよう心掛けている市民の割合 | 64.9% | 100% | 65.7% (令和5[2023]年度) | ごみ対策課 環境課 |
| | | 食べ残しを極力少なくするよう心掛けている市民の割合 | 59.7% | 100% | 59.7% (令和元[2019]年度) | ごみ対策課 |
| 4 気候変動の影響に備え、安心・安全に暮らせるまち | 気候変動への適応 | 市内における気候変動のリスクの検証の実施状況 | － | 実施 | 未実施 | 環境課 |
| | | 気候変動に関する情報の収集・提供・発信等を行う体制の整備 | － | 実施 | 実施 | 環境課 |
| 5 みんなで環境活動に取り組むまち | 地域に根差した環境学習の活性化 | 環境学習講座の参加者数 | 89人/年 | 150人/年 | 75人/年 | 環境課 |
| | | 水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合 | 31.0% | 50% | 26.1% (令和5[2024]年度) | 環境課 |
| | 協働による取組のための体制づくり | 奥多摩・昭島市民の森の活動参加者 | 1,061人 | 1,700人 | 1,105人 | 環境課 |
| | | 昭島環境未来会議、環境配慮事業者ネットワークなどの活動の継続 | 実施 | 実施 | 実施 | 環境課 |

6 事業実施報告

令和6年度に実施した主な事業の報告です。

●施策実施状況

★：重点的な取組

【実施状況の評価基準】

S：完了 A：予定以上に実施した

B：予定どおりに実施した

C：実施しているが、予定どおりに実施できなかつた

D：実施していない

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|------------------------|-------|--|-----------------|--|--------------------------|-----|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち | 1(1) | 国や都、流域自治体と連携した多摩川・玉川上水及び周辺環境の保全★ | 多摩川魅力体験事業 | 広報誌「多摩川っ子」への記事提供、市内多摩川沿いの桜の開花状況の情報提供等を行つた。 | B：予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 多摩川の水源地域を守る活動の支援★ | 奥多摩・昭島市民の森事業 | 7月27日(土)に奥多摩・昭島市民の森にて森林教室を開催し、26名が参加した。 | B：予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 市内を流れる用水路の水辺環境の維持・保全★ | 長寿命化・防災減災計画 | 国・都の補助を活用し、市内2か所の用水路改修工事を実施した。 | B：予定どおりに実施した | 環境課 |
| | 1(2) | 多摩川河川敷の散策やスポーツ、レジャーなど、水辺に親しむための活用策の検討★ | 水辺の楽校事業 | 9月1日(日)に多摩川においてカヌー教室を予定していたが、台風10号の影響による増水のため中止となつた。 | C：実施しているが、予定どおりに実施できなかつた | 環境課 |
| | | 多摩川や残堀川などの活動支援及び市民との協働による清掃・美化の実施★ | 水辺の楽校事業 | 年間に8回の河川敷清掃を実施した。 | B：予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | 多摩川クリーン作戦 | 令和5年度に引き続いて実施した。 | B：予定どおりに実施した | 管理課 |
| | 2(1) | 流域自治体との連携による湧水とその周辺環境の保全★ | 湧水の保全 | 崖線の緑を保全する協議会から情報を収集しながら、崖線について委託業者による維持管理を実施した。 | B：予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 湧水箇所における水量・水質検査の継続的な実施★ | 公告調査・測定等事業 | 年間17か所の湧水量調査を実施した。また、その中で龍津寺、諏訪神社及び拝島大師は水質調査も実施した。 | B：予定どおりに実施した | 環境課 |
| | 2(2) | 節水の促進、節水器具の普及啓発、生活排水に関する知識の啓発及び指導★ | 雨水貯留槽設置助成金 | 広報及びホームページ等でPRを行い、貯留槽材料費の2/3を助成した(設置費含まず、限度額3万5千円)。 | B：予定どおりに実施した | 工務課 |
| | | 広域的な視点からみた水循環の保全活動の推進(奥多摩・昭島市民の森事業等)★ | 奥多摩・昭島市民の森事業 | 7月27日(土)に奥多摩・昭島市民の森にて森林教室を開催し、26名が参加した。 | B：予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | 環境緑花フェスティバルへの協力 | あきしまの水の利き水及び非常用飲料水袋の配布を実施した。 | B：予定どおりに実施した | 業務課 |

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|------------------------|-------|---|------------------------------|--|---------------------------|---------------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち | 2(3) | 雨水貯留槽・雨水浸透の導入促進★ | 昭島市宅地開発等指導要綱に基づく指導 | 申請のあつた事業者に対して雨水地下浸透施設設置の指導をした。 | B: 予定どおりに実施した | 地域開発課 |
| | | | 宅地開発等指導要綱に基づく雨水貯留槽の導入促進 | 宅地開発等指導要綱に基づき導入促進をした。(雨水貯留槽設置助成金) | B: 予定どおりに実施した | 工務課 |
| | | | 雨水貯留槽設置負担事業 | 雨水利用を促進するため雨水貯留槽を設置した者に補助金を水道部を介して交付した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | 雨水浸透施設設置助成金 | 1件申請あり。(雨水浸透ます4か所) | B: 予定どおりに実施した | 下水道課 |
| | | | 公共施設における雨水貯留槽の設置促進、雨水利用の普及啓発 | 雨水貯留槽(浸透設備含む)の促進・雨水利用の普及 | 公園便所等新築設計時における室内浸透の推進をした。 | B: 予定どおりに実施した |
| | 3(1) | 公園や道路整備におけるグリーンインフラ設備の導入の検討 | グリーンインフラ整備の検討 | 公園等対象地の検討及び整備する設備の検討をした。 | D: 実施していない | 管理課 |
| | | | 道路施設の改良 | 限られた空間の中で可能な緑化の方法を検討し、予算化・実施につなげた。 | B: 予定どおりに実施した | 建設課 |
| | 3(2) | 東京都への緑地保全地域の指定拡大の要望★ | 緑地保全地域の指定拡大 | 東京都に対し要望等を行った。 | C: 実施しているが、予定どおりに実施できなかった | 環境課 |
| | | 崖線緑地の多面的機能についての普及啓発★ | 環境活動リーダー | 7月・9月に環境コミュニケーションセンターにて、緑地の下草刈り・せん定を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 崖線緑地の地盤調査の実施と維持管理方針(安全と生物多様性の配慮の考え方を含む)の検討★ | 崖線緑地保全事業 | 委託業者による年間管理を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | 4(1) | 保存樹木や保存樹林の指定拡大★ | 樹木・樹林保存事業 | 保存樹木3件(3本)に補助金を交付した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 樹林地の樹木の適正な管理(※台風等による倒木等に配慮)★ | 崖線緑地保全事業 | 委託業者による年間管理を実施した。また、倒木の恐れがある枯損木の伐採を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | 3(2) | 地域の歴史・文化財と一体となつた社寺林等の保全★ | 地域の歴史・文化財と一体となつた社寺林等の保全 | 浄土古墳公園の美化清掃活動として、除草作業を年3回、植木のせん定作業を年1回実施した。 | B: 予定どおりに実施した | アキシマエンシス管理課 |
| | | 街路樹等の適正な管理(※台風等による倒木等に配慮、あきしまさくらへの植替え)★ | 市道路線等(サクラ)植替え委託 | 市道内に植樹されたサクラは老木化及び根株腐朽菌等の侵食により落枝、倒木の恐れがあるものについて、伐採・伐根・歩道の舗装を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 管理課 |
| | 4(1) | 宅地開発等指導要綱に基づく緑地確保の促進★ | 昭島市宅地開発等指導要綱に基づく指導 | 申請のあつた事業者に対して緑地確保の指導をした。 | B: 予定どおりに実施した | 地域開発課 |

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|------------------------|---|-----------------------------------|--|---|---------------------------|-------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち | 4(1) 街路樹・植栽の維持管理 | 街路樹・植栽の維持管理 | 街路樹せん定 | 市内巡回や市民からの通報により、景観や通行の妨げとなっている街路樹を中心に、せん定作業等を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 管理課 |
| | | | 市道路線植栽ます除草 | 市内巡回や市民からの通報により、景観や通行の妨げとなっている植栽ますを中心に、除草作業等を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 管理課 |
| | | 公共施設における壁面緑化、屋上緑化、敷地内緑化の推進 | 公共施設緑化事業 | 公共施設における緑化の拡大に向け、屋上緑化や敷地内緑化を視野に入れ検討した。 | C: 実施しているが、予定どおりに実施できなかった | 環境課 |
| | | 市民との協働によるまちなかの花壇の整備や花の植栽の推進★ | 花の応援事業 | 春・秋を合わせて24,400ポットの花苗を植えた。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | イベント参加者への苗木の配布 | 緑化推進事業 | 春は環境緑花フェスティバル、秋は昭和公園で、花苗の有料配布を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 昭島市エコ・パークの100本桜の活用の検討(啓発機会、観光資源)★ | 100本桜 PR 事業 | 継続して検討した。 | D: 実施していない | 環境課 |
| | | | 昭島市エコ・パークの100本桜の活用 | 既存のパンフレットを希望者へ配布した。 | B: 予定どおりに実施した | ごみ対策課 |
| | | 公園や街路樹における樹木の適正な管理 | 樹木せん定 | 市内巡回や市民からの通報により、景観や通行の妨げとなっている街路樹を中心に、せん定作業等を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 管理課 |
| | 5(1) 住民の憩いの空間となる公園緑地の維持管理 | 公園維持管理事業 | 老朽や破損した公園施設の修理点検等を行った。樹木せん定や除草、清掃を行うことにより、快適に使用できるよう作業を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 管理課 | |
| | | | | | | |
| | 5(2) 市民参加による公園づくりとその維持管理、幅広い世代の市民の参加の確保 | 市民活動推進事業 | 植栽、花壇等の整備に使用する消耗品の提供、アダプト団体の保険加入等を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 管理課 | |
| | | | | | | |
| | | 昭島市公共施設アダプト事業 | 広報の掲載やチラシによる周知、長年活動をしている団体を表彰した。 | B: 予定どおりに実施した | 生活コミュニティ課 | |
| | | 災害時の一時的な避難場所として機能する公園緑地の整備 | 災害時の一時的な避難場所として機能する公園緑地の整備【拡充】 | 宅地開発事業等の新規公園緑地に対して設置をし、老朽化したベンチをまどベンチへ変更した。 | B: 予定どおりに実施した | 管理課 |
| | 6(1) 生産緑地や特定生産緑地の指定 | 生産緑地指定事業 | 都市における農地等の適正な保全を目的に生産緑地の募集、指定を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 都市計画課 | |
| | | | | | | |
| | 6(2) 市民や関係機関との協働による農業用水路の適切な維持管理★ | 特定生産緑地指定事業 | 申出基準日(指定から30年)を経過した生産緑地の安定的な保全を目的とした特定生産緑地制度について、対象者へ通知し、指定を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 都市計画課 | |
| | | | | | | |
| | | 農業用水の活用 | 継続して検討した。 | D: 実施していない | 環境課 | |
| | | 農業用水の防火用水としての活用の検討 | 農業用水を火災等発生時の防火用水として活用が可能かどうかについて検討した。 | C: 実施しているが、予定どおりに実施できなかった | 防災安全課 | |

基本目標1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|------------------------|-------|--|----------------------------|---|--------------------------|-------------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち | 6(2) | 農業用水路及びその周辺の散策路としての活用促進 | 農業用水路の活用 | 継続して検討した。 | D:実施していない | 環境課 |
| | | | 水辺の散歩道 | せん定や除草、散歩道の補修を行い、快適に使用できるよう作業を行った。 | B:予定どおりに実施した | 管理課 |
| | 6(3) | 市民農園の活用促進、市民の農業への理解の醸成★ 給食での地元農産物の利用促進、地産地消の普及促進 | 市民農園 | 第一・第二マイファーム昭島について、どちらも全区画利用された。 | B:予定どおりに実施した | 産業活性課 |
| | | | 学校給食での地場野菜の使用 | 通年で学校給食へ地場野菜の提供を行った。 | B:予定どおりに実施した | 産業活性課 |
| | | | 地元農産物の利用促進と食育 | 地元農産物の生産者と調整をすすめ、生産量に合わせて学校給食で使用する機会を増やした。 | B:予定どおりに実施した | 学校給食課 |
| | 7(1) | 市民や市民団体、学識経験者等との協力による動植物の生育・生息調査の実施★ 自然観察会の開催等による地域住民の自然環境への関心・理解の醸成★ | 生物多様性事業 | 継続して検討した。 | D:実施していない | 環境課 |
| | | | 環境活動リーダー | 11月に観察会・学習会を開催した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | 環境学習講座 | 7月・11月・3月に、自然環境分野で、座学及び観察の講座を開催した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 生きものガイドブックづくり★ | 生物多様性事業 | 継続して検討した。 | D:実施していない | 環境課 |
| | | 水と緑に関する郷土資料の作成★ | 水と緑に関する郷土資料の作成 | 昭島市デジタルアーカイブズ「あきしま水と記憶の物語」により、郷土資料のデジタル化及び公開に努めた。 | B:予定どおりに実施した | アキシマエンシス管理課 |
| | | 昭島の水と緑を巡る散策コースのPR★ | 昭島の水と緑を巡る散策コースのPR | 身近な文化遺産を通して郷土を知り、文化財保護に対する啓発を図ることを目的に、文化財めぐりを実施した。 | B:予定どおりに実施した | アキシマエンシス管理課 |
| | 7(2) | 崖線緑地の保全と適切な管理による緑の連続性の確保★ | 崖線緑地保全事業 | 委託業者による年間管理を実施。また、倒木の恐れがある枯損木の伐採を行った。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 街路樹の適切な維持管理 | 街路樹せん定 | 市内巡回や市民からの通報により、景観や通行の妨げとなっている街路樹を中心に、せん定作業等を行った。 | B:予定どおりに実施した | 管理課 |
| | | 市内の貴重な樹林地の公有地化★ | 緑地保全地域の指定拡大 | 東京都に対し指定拡大の要求を実施した。 | C:実施しているが、予定どおりに実施できなかった | 環境課 |
| | | 冬季における通水の確保及び河川や用水路の連続性の確保★ | 農業用水の確保 | 協議を実施した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | エコロジカル・ネットワークの形成に向けた在来種の植栽★ | 環境活動リーダー | 11月に開催した、観察会・学習会にてキンランの保護について学習したことを、今後の保全・保護活動に活かすこととした。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | エコロジカル・ネットワークの形成に向けた在来種の植栽 | 緑化時等の植栽は極力在来種を使用し、エコロジカル・ネットワークの保全・創出を図っていく。 | C:実施しているが、予定どおりに実施できなかった | 建設課 |
| | | | 樹木せん定委託(危険樹木伐採等) | 危険樹木23本を伐採、伐根又は強せん定し、アキシマザクラを3本植えた。令和6年9月に発生した日野市の落枝事故を受け一斉点検を実施し、その結果から倒木の危険性が高い樹木を伐採した。 | B:予定どおりに実施した | 教育総務課 |

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|------------------------|-------|---|------------------------------|---|---------------|-------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち | 7(3) | 貴重な動植物(キンラン、オオタカ等)の生育・生息地の保全★ | 環境活動リーダー | 5月に環境コミュニケーションセンター内エコパークにて生息を確認したキンランの周囲に簡易的な柵を設置し、その後に下草刈り・せん定を実施することで保全・保護を図った。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | キンランの生育地の保全 | ロープで囲いを施した。 | B: 予定どおりに実施した | ごみ対策課 |
| | | 学校や公園緑地内における生物の生育・生息空間の創出・維持 | 学校や公園緑地内における生物の生育・生息空間の創出・維持 | 小・中学校におけるビオトープの維持管理を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 教育総務課 |
| | 7(4) | アライグマやハクビシン等の駆除対策の推進★ | 公園維持管理事業 | 老朽や破損した公園施設の修理点検等を行った。樹木せん定や除草、清掃を行うことにより快適に使用できるよう作業を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 管理課 |
| | | | 特定外来生物等対策事業 | 特定外来生物に指定されているアライグマ及び農作物に被害を及ぼすハクビシンに対し、生息数の増加防止等を図り、駆除を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 国との連携による多摩川河川敷の特定外来生物対策(オオキンケイギク等)の推進 | アライグマやハクビシン等の駆除 | 農地に害獣が出没した際に箱罠を設置。捕獲した場合は業者に処分をしてもらった。 | B: 予定どおりに実施した | 産業活性課 |
| | | クビアカツヤカミキリのように、今後、温暖化が進むと侵入する恐れるある外来生物についての情報収集、関連機関との連携による適切な対策★ | 特定外来生物等対策事業 | 特定外来生物であるオオキンケイギク等の除去を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 市内の在来植物やサクラ並木等の生育状況の把握及び維持のための適切な処置の実施★ | サクラ・ウメなどの保全 | クビアカツヤカミキリを早期発見し、侵入を防止するとともに、樹木の被害拡大を防いだ。そのために必要な知識や技術を習得した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 緑道整備事業 | 緑道整備事業 | 例年通りに維持管理を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | 樹木せん定委託(危険樹木伐採等) | 危険樹木23本を伐採、伐根又は強せん定し、アキシマザクラを3本植えた。令和6年9月に発生した日野市の落枝事故を受け一斉点検を実施し、その結果から倒木の危険性が高い樹木を伐採した。 | B: 予定どおりに実施した | 教育総務課 |

※ 所管課名は令和7年4月1日時点のものとする。

個別目標1－1 水辺環境を保全・活用する

(1) 河川、用水路の水辺環境の保全

| | |
|------------|-----------|
| 事業名 | 多摩川魅力体験事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

令和4年度に、美しい多摩川フォーラム主催の「水」大学講座（全4回）を実施しました。令和5年度及び令和6年度に、多摩川河川敷に植栽されている桜の開花状況を報告しました。



多摩川「水」大学（令和4年度の講座の様子）

(2) 水辺環境の有効活用

| | |
|------------|---------|
| 事業名 | 水辺の楽校事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

あきしま水辺の楽校運営協議会（市民、市、国土交通省）において、多摩川でカヌー教室・水難救助訓練を開催し、多摩川の自然について楽しく学びました。また、あきしま水辺の楽校運営協議会では、市内の小学校を対象に総合的な学習にも協力しています。

| 年 度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|--|--|-----------------|
| 内 容 | カヌー教室及び水難救助訓練を実施 ※市内の小学3年生以上の児童が参加(22名) その他、総合学習として「春・秋の野草観察」を実施 | カヌー教室及び水難救助訓練を実施 ※市内の小学3年生以上の児童が参加(21名) その他、総合学習として「春・秋の野草観察」を実施 | 台風による河川の増水により中止 |



カヌー教室の様子（令和5年度の様子）

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

| | |
|-----|-----------|
| 事業名 | 多摩川クリーン作戦 |
| 担当課 | 都市整備部 管理課 |

多摩川を大切にする心と活動の輪を広げ、市民参加による河川敷の清掃や美化を進めるため、多摩川クリーン作戦として、一斉清掃を行っています。

| 年 度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|---------|
| 実 施 月 日 | | | | 5月21日 | 4月14日 |
| 参 加 人 員 | 中止 | 中止 | 中止 | 1,687名 | 1,829名 |
| 収集した廃棄物量 | | | | 860kg | 1,400kg |

※ 令和2・3・4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

個別目標 1－2 清らかにあふれ出る水を守る

(1) 湧水の保全

| | |
|-----|---------|
| 事業名 | 湧水の保全 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

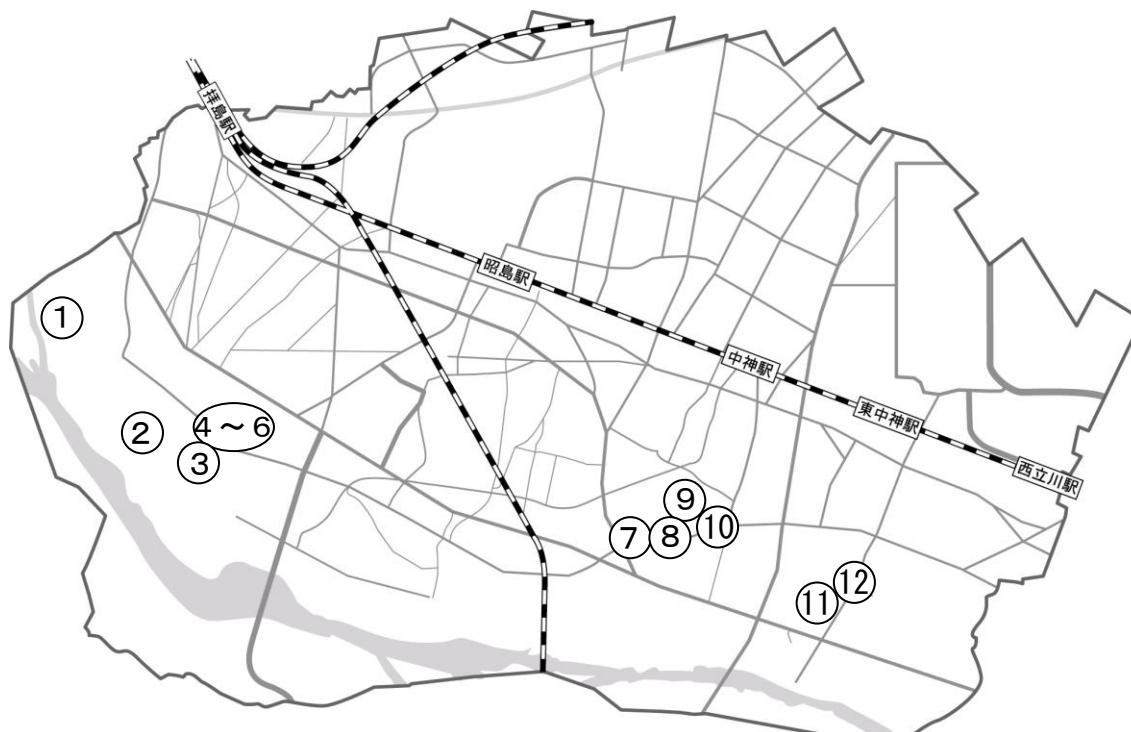
多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会が、1月に福生市で東京都及び6市の職員が参加して開催されました。

また、本市で管理している福島町・中神町・宮沢町・大神町・田中町の崖線緑地については、良好な状態を保つため、年間を通して委託業者による管理を実施しています。

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 公害調査・測定等事業 (※湧水量及び湧水水質分析調査は83頁参照、湧水の説明は98頁参照) |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

市内12か所の湧水の状況を把握するため、湧水量等の調査を行っています。平成27年度からは、年2回だった調査を年4回に増やし、四季ごとの湧水の状況を調べました。そのうち、湧水量の多い3か所(龍津寺・拝島大師・諏訪神社)について水質分析調査を行いました。

湧水量調査位置図



| | | | |
|---|---------|---|--------|
| ① | 都営拝島団地下 | ⑦ | 諏訪神社 |
| ② | 龍津寺 | ⑧ | 個人住宅 |
| ③ | 花井の井戸 | ⑨ | 熊野神社 |
| ④ | 拝島公園 | ⑩ | 福巖寺 |
| ⑤ | おねいの井戸 | ⑪ | 広福寺 |
| ⑥ | 拝島大師 | ⑫ | 井戸出の清水 |

(2) 地下水100%の水道水の維持・活用

| | |
|-----|--------------|
| 事業名 | 奥多摩・昭島市民の森事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

「奥多摩・昭島市民の森」事業は、令和6年度に20周年を迎え、7月27日に記念事業を実施しました。奥多摩・昭島市民の森に入り、午前は記念式典として記念樹の植樹、周辺の植物の観察、植栽の間伐、ベンチ作成、午後は20周年記念品の配布、クラフト素材を使った工作教室を行いました。



森林教室

(3) 水循環の促進

| | |
|-----|-----------------|
| 事業名 | 雨水貯留槽設置負担事業 |
| 担当課 | 水道部 工務課 環境部 環境課 |

自然な水の循環をはかるために、雨水を貯留し利用する貯留施設を設置する方に、購入に要する費用の助成を行いました。

| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 助成件数 | 13件(14基) | 13件(13基) | 13件(13基) | 11件(11基) | 4件(5基) |

※ 雨水貯留槽の助成件数のうち（ ）書きは設置基数です。

| | |
|-----|-------------|
| 事業名 | 雨水浸透施設設置助成金 |
| 担当課 | 都市整備部 下水道課 |

湧水等の保全をはかるため、雨水浸透施設設置費の助成を行い、雨水の地下への浸透をはかりました。

| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 助成件数 | 1件(5基) | 1件(5基) | 1件(6基) | 3件(15基) | 1件(4基) |

※ 雨水浸透施設の助成件数のうち（ ）書きは浸透ますの設置基数です。

個別目標 1－3 崖線をはじめとする貴重な緑地を保全する

(1) 崖線緑地の保全

| | |
|------------|----------|
| 事業名 | 崖線緑地保全事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

委託業者による年間管理を実施しました。また、日野市の落枝事故を受け、崖線樹木の一斉点検を実施し、倒木の恐れのある枯損木について伐採を実施しました。

(2) 樹林地の保全

| | |
|------------|-----------|
| 事業名 | 樹木・樹林保存事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

平成17年度から保存樹木のせん定補助制度を導入し、年々緑地等が減少してきている中で、崖線緑地の保全をはかりながら、樹林地の公有化などについても、機会を捉え東京都などに要望しています。

| 年 度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 保 存 樹 木 | 109本 | 114本 | 109本 | 111本 | 111本 |
| せん定 | 9本 | 6本 | 9本 | 4本 | 3本 |
| 保 存 樹 林 | 3,218m ² |

※ 保存樹木の本数及び保存樹林の面積は、それぞれ各年度末時点での実績。

| | |
|------------|-------------------------|
| 事業名 | 地域の歴史・文化財と一体となった社寺林等の保全 |
| 担当課 | 生涯学習部 アキシマエンシス管理課 |

浄土古墳公園について、除草作業を年3回、植木のせん定作業を年1回実施し、美化清掃活動に力を注ぎました。



浄土古墳公園

個別目標1－4 まちなかに花と緑をいっぱいにする

(1) まちなかの緑の保全・創出

| | |
|-----|---------|
| 事業名 | 花の応援事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

花植えボランティアや拝島第二小学校、昭和中学校、多摩辺中学校の協力を得て、春と秋の年2回、駅前花壇、市道植栽ますなどに季節の花を植え、まちを花で飾りました。

| 年 度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|--|--|--|--|--|
| 花 の 種 類 | マリーゴールド ニチニチソウ ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ノースポール ストック アリッサム | マリーゴールド ニチニチソウ ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ノースポール キンギヨソウ アリッサム | マリーゴールド ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ノースポール キンギヨソウ アリッサム | マリーゴールド ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ノースポール キンギヨソウ アリッサム | マリーゴールド ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ノースポール キンギヨソウ アリッサム |
| 株 数 | 22,400株 | 24,800株 | 24,400株 | 24,400株 | 24,400株 |



花畠の植栽（エコパーク）春



花壇・プランターの植栽（本庁前）秋

| | |
|-----|---------|
| 事業名 | 緑化推進事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

家庭での緑化意識を高め、緑豊かなまちづくりを推進するため、春は環境緑花フェスティバル（本庁舎駐車場）、秋は昭和公園（自由広場）にて、苗木の有料配布を実施しています。

| 年 度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 春 | 中止 | 中止 | 中止 | 310本 | 290本 |
| 秋 | 220本 | 中止 | 中止 | 200本 | 180本 |

※ 令和2年度（春）、令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

| | |
|-----|--------------------|
| 事業名 | 昭島市エコ・パークの100本桜の活用 |
| 担当課 | 環境部 ごみ対策課 |

平成30年度に作成したパンフレットを希望者に配布しています。

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

個別目標 1－5 子どもから高齢者まで憩える公園緑地を確保する

(1) 憩える公園緑地の確保

| | |
|-----|-----------|
| 事業名 | 公園維持管理事業 |
| 担当課 | 都市整備部 管理課 |

台風等の災害による倒木や落枝の恐れがある危険樹木を中心に、せん定作業等を行いました。

| 年 度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|
| 実 施 公 園 数 | 12か所 |
| せん 定 本 数 | 47本 |
| 伐 採 本 数 | 37本 |
| 植 替 え 本 数 | 12本 |

| | |
|-----|---------|
| 事業名 | 緑道整備事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

緑豊かな住環境の実現に向けて、令和4年度立川基地跡昭島地区に緑道を整備（サークルベンチの設置、ウッドチップ舗装、あきしま桜の植樹など）し、令和5年度より緑道管理を行っています。



緑道の様子（もくせいの杜）

(2) 公園緑地の多面的利用の推進

| | |
|-----|---------------------------------|
| 事業名 | 昭島市公共施設アダプト事業 |
| 担当課 | 市民部 生活コミュニティ課 都市整備部 管理課 環境部 環境課 |

広報の掲載やチラシによりアダプト活動の周知を行っています。

令和7年3月31日現在で、40団体、614人が登録しています。

また、5年以上活動している団体には市から表彰を行っており、令和6年度は1団体を表彰しました。

団体登録の状況

| 区 分 | 登録団体数 | 登録者数 |
|-----|-------|------|
| 道 路 | 23団体 | 320人 |
| 公 園 | 14団体 | 246人 |
| 花 壇 | 2団体 | 8人 |
| 崖 線 | 1団体 | 40人 |
| 合 計 | 40団体 | 614人 |

(令和7年3月31日現在)

個別目標 1－6 多機能空間として農地を維持する

（1）農地の保全

| | |
|-----|-------------|
| 事業名 | 生産緑地指定事業 |
| 担当課 | 都市計画部 都市計画課 |

農地等を適正に保全するため、生産緑地の募集、追加指定を行いました。

| | |
|-----|-------------|
| 事業名 | 特定生産緑地指定事業 |
| 担当課 | 都市計画部 都市計画課 |

生産緑地の安定的な保全を目的とした特定生産緑地制度（指定から30年経過した生産緑地の10年延長）により、令和6年1月時点で約37haを特定生産緑地に指定しています。

（2）農業用水路の維持と活用の推進

| | |
|-----|-------------------|
| 事業名 | 水辺の散歩道 |
| 担当課 | 都市整備部 管理課 環境部 環境課 |

昭和用水沿いに完成した「水辺の散歩道」は、市とアダプト制度で活動している市民などの協働により市内に残された水辺の自然環境を保全し、水辺や緑に親しめる憩いの場として利用されています。



水辺の散歩道

| | |
|-----|------------|
| 事業名 | 農業用水維持管理事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

昭島用水土地改良区を中心に、市民及び関係機関との協働による農業用水路の適切な維持管理を実施しました。また、令和元年度には小規模土地改良事業、令和2年度から令和4年度にかけては、公共土地改良事業を実施し、令和6年度については、水路の長寿命化・防災減災計画として改修工事を実施しました。

(3) 都市農業の理解促進、農を通じた体験交流の促進

| | |
|-----|-----------|
| 事業名 | 市民農園 |
| 担当課 | 市民部 産業活性課 |

市民が農作物の栽培を通して土と触れ合い昭島都市農業に関する理解を深めること等を目的に市民農園を開設しています。1年10か月の期間で全43区画が利用されています。

| 第一市民農園 | 第二市民農園 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 20 m ² (18区画／月額1,200円) | 20 m ² (19区画／月額1,200円) |
| 25 m ² (5区画／月額1,500円) | 25 m ² (1区画／月額1,500円) |

| | |
|-----|---------------|
| 事業名 | 学校給食での地場野菜の使用 |
| 担当課 | 市民部 産業活性課 |

地産地消を推進するため、学校給食への昭島産農畜産物の提供を行っています。

| 年 度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|-----|--|--|---|---|---|---|
| 種 類 | 長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 ほうれん草 ナス 押島ねぎ おふくろ大根 かぶ ゴボウ 里芋 里芋 京イモ 梨 米 卵 | 長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 さやいんげん ナス 押島ねぎ おふくろ大根 ゴボウ 里芋 ノラボウ ピーマン キュウリ 梨 米 卵 | 長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 さやいんげん ナス 押島ねぎ おふくろ大根 かぶ ゴボウ 里芋 ノラボウ ピーマン トマト キュウリ ジャガイモ カボチャ 八ツ頭 梨 米 卵 | 長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 さやいんげん ナス 押島ねぎ おふくろ大根 かぶ ゴボウ 里芋 ノラボウ ピーマン トマト キュウリ ジャガイモ カボチャ 八ツ頭 梨 米 卵 | 長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 さやいんげん ナス 押島ねぎ 里芋 ノラボウ トマト ジャガイモ カボチャ 八ツ頭 梨 卵 | 長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 さやいんげん ナス 押島ねぎ 里芋 ノラボウ トマト ジャガイモ カボチャ 八ツ頭 梨 卵 |

個別目標 1－7 多様な生き物と共生するまちをつくる

(1) 生物の実態把握

| | |
|-----|---------|
| 事業名 | 生物多様性事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

市民や市民団体との協力のもと、動植物等の生物調査の実施に向け継続して検討しています。

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

| | |
|-----|-------------------|
| 事業名 | 水と緑に関する郷土資料の作成 |
| 担当課 | 生涯学習部 アキシマエンシス管理課 |

デジタルアーカイブズの新たなコンテンツとして、小学生向け学習ページ「子どものページ」と、民具や土器、化石などの郷土資料を分かりやすくまとめた「デジタルライブラリ」を作成し、公開しました。



昭島市デジタルアーカイブズのイメージ画像

| | |
|-----|-------------------|
| 事業名 | 昭島の水と緑を巡る散策コースのPR |
| 担当課 | 生涯学習部 アキシマエンシス管理課 |

社寺林や文化財とその周辺の水と緑を市民と協働で継承していくために、市民が歴史や文化に関わる周辺の景観に接する機会を広げることを目的に、毎年市内にある社寺や指定文化財を徒步で巡ります。

| 実施月日 | コース | 参加者数 |
|--------|-------------------|------|
| 4月27日 | 春の拝島～フジと寺社～ | 20人 |
| 10月26日 | 旧中神村・旧築地村・旧宮沢村コース | 17人 |
| 11月3日 | 大日堂境域及び日吉神社境域見学会 | 36人 |



文化財めぐりの様子

(2) 水と緑のネットワークの保全・創出

| | |
|-----|---------|
| 事業名 | 農業用水の確保 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

年間を通して用水路の適正な管理、破損箇所の補修、雑草等の草刈り及びせん定作業を実施しています。また、多摩川からの取水についても、適正に管理を行っています。

基本目標1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

| | |
|-----|----------------------------|
| 事業名 | エコロジカル・ネットワークの形成に向けた在来種の植栽 |
| 担当課 | 都市整備部 建設課 |

工事における緑化には極力在来種を使用し、エコロジカル・ネットワークの保全・創出を図っています。令和6年度については、市道昭島27号の植樹帯にさつきを植えました。

(3) 生物の生息・生育拠点の保全・創出

| | |
|-----|-------------|
| 事業名 | キンランの生育地の保全 |
| 担当課 | 環境部 ごみ対策課 |

環境コミュニケーションセンター内にあるキンラン生息域にロープで囲いを施し、保全を行っています。また、環境課の事業である環境活動リーダーにおいても、キンラン生息域の保全活動を行っています。

| | |
|-----|------------------------------|
| 事業名 | 学校や公園緑地内における生物の生育・生息空間の創出・維持 |
| 担当課 | 学校教育部 教育総務課 都市整備部 管理課 |

学校におけるビオトープの維持管理を実施しました。また、公園内の樹木せん定及び草刈り等を定期的に実施しました。

(4) 在来生物の保全と外来生物対策

| | |
|-----|-------------------|
| 事業名 | アライグマやハクビシン等の駆除 |
| 担当課 | 環境部 環境課 市民部 産業活性課 |

特定外来生物であるアライグマや重点対策外来種であるハクビシンは、市内でも目撃情報や被害相談が多い野生動物です。これらは高い繁殖能力を持つ特徴から、このまま個体数が増え続けると生活環境での被害の増加や将来的に生態系への影響も懸念されます。本市は、被害の拡大防止及び生態系の保全のため、捕獲用の罠の貸出しをしています。令和6年度はアライグマを39頭、ハクビシンを9頭捕獲し、駆除しました。

| 年 度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| アライグマ 捕 獲 数 | 47頭 | 41頭 | 43頭 | 30頭 | 39頭 |
| ハクビシン 捕 獲 数 | 5頭 | 12頭 | 10頭 | 1頭 | 9頭 |

| | |
|-----|-------------|
| 事業名 | 特定外来生物等対策事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

全国的に外来生物の被害が拡大しており、市内でも被害が発生しています。外来植物であるナガミヒナゲシやオオキンケイギクは、市内でも多く生育していることが確認できます。

また、クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリなどの昆虫の外来種は、都内近郊や近隣市でも目撃情報が増えています。特にクビアカツヤカミキリは特定外来生物に指定され、樹木を衰弱させ枯死させるおそれがあるため、防除が必要です。

これらの外来生物等について、市ではホームページ等で情報提供や駆除を呼び掛けています。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

●施策実施状況

★：重点的な取組

【実施状況の評価基準】

- S : 完了 A : 予定以上に実施した
- B : 予定どおりに実施した
- C : 実施しているが、予定どおりに実施できなかった
- D : 実施していない

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|--------------------|-------|--|--------------------------------|--|---------------|---------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 2 健康に暮らせる生活環境を守るまち | 1(1) | 道路沿道を中心とした大気、騒音のモニタリング調査の実施と関係機関への要請(必要に応じて) | 公害調査・測定等事業 | 小荷田交差点ほかで一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び窒素酸化物の定期的なモニタリング調査を実施した。また、自動車騒音調査も実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 水質、土壤、地下水(災害対策用井戸を含む)のモニタリング調査の定期的な実施と工場事業場等への指導 | 公害調査・測定等事業 | 工場排水を直接多摩川へ排水している事業者に対し、水質調査を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 災害対策用井戸水水質検査 | 市内25か所の井戸水について水質検査を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 防災安全課 | |
| | | 国、東京都によるモニタリング調査に関する情報の収集、必要な対策等の検討 | 光化学スモッグの周知 | 緊急時連絡体制の整備と、発令時及び解除時の事務処理をした。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | 1(2) | ダイオキシン類などの有害化学物質の定期的なモニタリング調査の実施、結果の公表 | 公害調査・測定等事業 | 大気内の有害化学物質の調査として、ダイオキシン類の調査を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 電気自動車購入 | 電気自動車の購入。(令和2年度実施) | S: 完了 | 総務課 | |
| | | 電気自動車用急速充電器の設置、運用 | 電気自動車急速充電設備の設置、運用。 | S: 完了 | 総務課 | |
| | | 府用車等の次世代自動車(ZEV)への切り替えの推進 | 昭島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) | 計画の中に、電気自動車などの次世代自動車の導入促進に努めることを記載した。また、府内全体で、自動車を買い替える際は、次世代自動車を導入するようしている。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | 1(3) | 市民及び事業者における次世代自動車(ZEV)の普及促進 | 環境緑花フェスティバル等の周知 | 電気自動車を展示してはいないが、環境緑花フェスティバルにおいて電気自動車等に関するパネルを展示した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 大気汚染や騒音の軽減を目的とした所管機関への拡幅整備工事の要請、市道の道路整備の推進 | 公害調査・測定等事業 | 小荷田交差点ほかで一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び窒素酸化物の定期的なモニタリング調査を実施した。また、自動車騒音調査も実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 市道の整備促進 | 実施計画に基づき市内主要道路の改修を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 建設課 | |
| | | 子どもや車いすでも安全に歩行できるような歩道の整備 | 快適な歩行空間の推進 | 通行に必要となる誘導ブロックの整備を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 建設課 |
| | | 航空機騒音に関する定期的な測定と監視 | 航空機騒音に関する定期的な測定と監視 | 定期的に測定し、四半期ごとに広報及びホームページにおいて測定結果を公表した。 | B: 予定どおりに実施した | 基地・涉外担当 |
| | | 飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関する関係機関への要請 | 航空機騒音調査事業 | 固定局2か所、移動局4か所での航空機騒音測定を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関する関係機関への要請 | 飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関する関係機関への要請 | 市単独及び市議会と合同で防衛省及び北関東防衛局への要請を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 基地・涉外担当 |

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|--------------------|-------------------------------|---|---|---|---------------|---------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 2 健康に暮らせる生活環境を守るまち | 1(3) | 基地周辺環境整備の充実に向けた関係機関への要請(住宅防音工事の対象範囲や補助対象施設の拡大、補助額の増額) | 基地周辺環境整備の充実に向けた関係機関への要請(住宅防音工事の対象範囲や補助対象施設の拡大、補助額の増額) | 市単独及び市議会と合同で防衛省及び北関東防衛局への要請を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 基地・涉外担当 |
| | | 学校、その他公共施設の防音整備の継続 | 防衛施設周辺対策事業 | 昭和中学校の除湿温度保持機能復旧工事を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 教育総務課 |
| | | 学校、その他公共施設の防音整備の継続 | 防音事業関連維持事業補助金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金を利用し、防音整備を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 基地・涉外担当 | |
| | | 航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査等に関する関係機関への要請 | 航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査等に関する関係機関への要請 | 横田基地周辺市町基地対策連絡会と合同で関係機関への要請を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 基地・涉外担当 |
| | 1(4) | 大規模小売店舗の出店における周辺環境対策の推進 | 昭島市宅地開発等指導要綱に基づく指導 | 申請のあった事業者に対して周辺影響範囲の環境整備の指導をした。 | B: 予定どおりに実施した | 地域開発課 |
| | | 住宅や工場などの混在する地区及び近隣における環境問題に関する関係者との協議、指導の実施 | 公害調査・測定等事業 | 住宅や工場などの近隣における公害、苦情の調査と関係者への指導、関係調整をした。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 清掃センター焼却炉の適正な管理 | 清掃センター焼却炉の適正な管理 | 焼却施設修繕を実施し、安定稼働を維持しながら周辺環境の保全を図った。 | B: 予定どおりに実施した | 清掃センター |
| | | 野焼きや小型焼却炉等の規制に関する啓発及び使用の規制の推進 | 廃棄物の野外焼却禁止に関する啓発 | 現場にて指導を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 有害化学物質や光化学スモッグやPM2.5等の原因となるVOC(揮発性有機化合物)の排出削減に関する情報提供 | 化学物質の適正管理 | 化学物質の適正管理を周知し、年間の使用量報告を受け付けた。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化の推進 | 環境保全啓発事業 | 環境美化を目的とした啓発看板の設置、窓口での貸し出し、路面シートの貼り付けをした。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| 2(1) | ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化の推進 | ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化の推進 | ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化の推進 | 令和6年度において実施なし。 | D: 実施していない | ごみ対策課 |
| | | ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化の推進 | ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化の推進 | 市内の不法投棄回収、ポイ捨て禁止看板設置等行い環境美化を推進した。 | B: 予定どおりに実施した | 清掃センター |
| | | 道路、公園、水路などの公共施設の計画的清掃の推進 | 公園・道路清掃 | 市内の道路や附属する植樹帯、公園内の花壇等を含む敷地内の清掃や除草を行うことにより、快適に使用できるよう作業を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 管理課 |
| | 各駅周辺における自転車等駐車場の整備と放置自転車対策の推進 | 環境保全啓発事業 | あきしま街なみクリーンアクション実行委員会の運営と市内クリーン運動の計画、実施をした。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 | |
| | | 自転車等駐車場維持管理 | 指定管理者であるシルバー人材センターの自転車等駐車場の担当者に対して、自転車等駐車場管理業務に関するアンケート調査を実施し、アンケート結果の集計表を作成し、業務改善の参考とした。 | B: 予定どおりに実施した | 交通対策課 | |
| | | 放置自転車対策 | 放置自転車クリーンキャンペーントとして、ヤオコー西武立川駅前店へのポスター掲示の依頼や、中神駅南口の商店街一帯の店舗へ啓発チラシの配布を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 交通対策課 | |

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|--------------------|-------|--|------------------------|---|---------------|-----|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 2 健康に暮らせる生活環境を守るまち | 2(1) | まちをきれいにする条例、東京都受動喫煙防止条例に基づく喫煙ルールの周知・徹底 | 環境保全啓発事業 | 近隣市と連携し喫煙マナーアップキャンペーンを実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | 受動喫煙防止に関する啓発事業 | 令和6年5月に拝島駅で、東京都の職員と健康課の職員で喫煙マナーアップキャンペーンを実施した。 | A: 予定以上に実施した | 健康課 |
| | | 路上喫煙の防止、受動喫煙の防止についての普及促進 | 環境保全啓発事業 | 近隣市と連携し喫煙マナーアップキャンペーンを実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | 市内公共施設4か所への喫煙スペース設置 | 令和元年度に完了済み。 | S: 完了 | 健康課 |
| | 2(2) | 空き地などの適正管理の推進 | 空地など適正管理 | 草の越境、害虫、害獣の発生など近隣住民からの相談を受付し、対応をした。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 飼い犬の登録率の向上、狂犬病予防接種率の向上 | 狂犬病予防事業 | 狂犬病予防接種の向上のため3年間未接種の飼い主(301頭)へはがきを出した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 猫によるふん・尿被害、鳴き声、ごみ漁りなどによる被害の軽減、地域猫活動の推進 | 飼い主のいない猫対策事業 | 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付事務の実施と、市内ボランティアと地域猫の情報の共有をした。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 動物愛護精神の向上 | 飼い犬の登録率の向上、狂犬病予防接種率の向上 | 広報あきしまに毎年、狂犬病予防注射の接種の案内を掲載している。また、ホームページにも狂犬病予防注射のページを掲載している。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | ムクドリの糞害・騒音に対する対応策の検討 | 樹木せん定 | 市内巡回や市民からの通報により、景観や通行の妨げとなっている街路樹を中心に、せん定作業等を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 管理課 |

※ 所管課名は令和7年度4月1日時点のものとする。

個別目標2－1 健康で安全な生活環境を確保する

(1) 大気、水質、騒音などのモニタリング調査の実施

| | |
|-----|---------------------|
| 事業名 | 大気調査 (※ 環境基準は99頁参照) |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

5月・12月に市内で交通量の多い国道16号線小荷田交差点で、3月に昭島市立瑞雲中学校付近の一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び窒素酸化物の定期的な大気モニタリング調査を行いました。

(1) 一酸化炭素 (CO)

| | |
|--------|--|
| ・ 調査方法 | 大気中の一酸化炭素自動計測器を使用し、非分散赤外線吸収法により短期的評価で行いました。短期的評価とは、連続する24時間における1時間値の平均値と、各1時間値または8時間平均値とを環境基準に比較して、2つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。 |
|--------|--|

【5月の調査結果】 (国道16号線小荷田交差点)

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素 (CO) 濃度は0.2~0.3 ppmの範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【12月の調査結果】 (国道16号線小荷田交差点)

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素 (CO) 濃度は0.3~0.5 ppmの範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【3月の調査結果】 (昭島市立瑞雲中学校付近)

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素 (CO) 濃度は0.1~0.3 ppmの範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

一酸化炭素測定結果 (単位: ppm)

| 項目 月日 | 一酸化炭素(CO) | | | | |
|----------|-----------|-----|-------------------|-----------------------|----|
| | 最小値 | 最大値 | 日平均値 (環境基準<10) | 8時間平均最大値 (環境基準<20) | 評価 |
| 5月9日(木) | 0.2 | 0.5 | 0.3 | 0.3 | ○ |
| 5月10日(金) | 0.2 | 0.4 | 0.2 | 0.3 | ○ |
| 5月11日(土) | 0.2 | 0.4 | 0.2 | 0.3 | ○ |
| 5月12日(日) | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | ○ |
| 5月13日(月) | 0.2 | 0.4 | 0.3 | 0.4 | ○ |
| 5月14日(火) | 0.2 | 0.4 | 0.3 | 0.4 | ○ |
| 5月15日(水) | 0.2 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | ○ |

| | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|---|
| 12月13日(金) | 0.2 | 0.7 | 0.5 | 0.6 | ○ |
| 12月14日(土) | 0.1 | 0.7 | 0.3 | 0.5 | ○ |
| 12月15日(日) | 0.2 | 0.6 | 0.4 | 0.5 | ○ |
| 12月16日(月) | 0.2 | 0.7 | 0.5 | 0.6 | ○ |
| 12月17日(火) | 0.2 | 0.7 | 0.4 | 0.5 | ○ |
| 12月18日(水) | 0.1 | 0.7 | 0.4 | 0.5 | ○ |
| 12月19日(木) | 0.2 | 0.6 | 0.3 | 0.4 | ○ |

| 項目 月日 | 一酸化炭素(CO) | | | | |
|----------|-----------|-----|-------------------|-----------------------|----|
| | 最小値 | 最大値 | 日平均値 (環境基準<10) | 8時間平均最大値 (環境基準<20) | 評価 |
| 3月4日(火) | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | ○ |
| 3月5日(水) | 0.2 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | ○ |
| 3月6日(木) | 0.0 | 0.4 | 0.2 | 0.3 | ○ |
| 3月7日(金) | 0.1 | 0.3 | 0.1 | 0.2 | ○ |
| 3月8日(土) | 0.2 | 0.5 | 0.3 | 0.4 | ○ |
| 3月9日(日) | 0.1 | 0.4 | 0.2 | 0.4 | ○ |
| 3月10日(月) | 0.1 | 0.5 | 0.3 | 0.3 | ○ |

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

・調査方法 β線吸収法の測定装置を使用し、短期的評価で行いました。

【5月の調査結果】 (国道16号線小荷田交差点)

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、0.007~0.014 mg/m³の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【12月の調査結果】 (国道16号線小荷田交差点)

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、0.007~0.014 mg/m³の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【3月の調査結果】 (昭島市立瑞雲中学校付近)

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、0.004~0.018 mg/m³の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

浮遊粒子状物質測定結果 (単位: mg/m³)

| 項目 月日 | 浮遊粒子状物質(SPM) | | | |
|----------|--------------|---------------------|-----------------------|----|
| | 最小値 | 日平均値 (環境基準<0.10) | 1時間最大値 (環境基準<0.20) | 評価 |
| 5月9日(木) | 0.001 | 0.007 | 0.015 | ○ |
| 5月10日(金) | 0.005 | 0.011 | 0.016 | ○ |
| 5月11日(土) | 0.010 | 0.013 | 0.026 | ○ |
| 5月12日(日) | 0.007 | 0.009 | 0.012 | ○ |
| 5月13日(月) | 0.005 | 0.012 | 0.034 | ○ |
| 5月14日(火) | 0.007 | 0.013 | 0.017 | ○ |
| 5月15日(水) | 0.010 | 0.014 | 0.018 | ○ |

| | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|---|
| 12月13日(金) | 0.002 | 0.014 | 0.027 | ○ |
| 12月14日(土) | 0.002 | 0.007 | 0.016 | ○ |
| 12月15日(日) | 0.003 | 0.008 | 0.017 | ○ |
| 12月16日(月) | 0.003 | 0.009 | 0.013 | ○ |
| 12月17日(火) | 0.005 | 0.010 | 0.021 | ○ |
| 12月18日(水) | 0.003 | 0.007 | 0.015 | ○ |
| 12月19日(木) | 0.003 | 0.007 | 0.014 | ○ |

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

| 項目 月日 | 浮遊粒子状物質(SPM) | | | |
|----------|--------------|---------------------|-----------------------|----|
| | 最小値 | 日平均値 (環境基準<0.10) | 1時間最大値 (環境基準<0.20) | 評価 |
| 3月4日(火) | 0.006 | 0.011 | 0.021 | ○ |
| 3月5日(水) | 0.000 | 0.004 | 0.015 | ○ |
| 3月6日(木) | 0.000 | 0.009 | 0.031 | ○ |
| 3月7日(金) | 0.000 | 0.004 | 0.009 | ○ |
| 3月8日(土) | 0.007 | 0.015 | 0.023 | ○ |
| 3月9日(日) | 0.002 | 0.018 | 0.043 | ○ |
| 3月10日(月) | 0.007 | 0.010 | 0.013 | ○ |

(3) 窒素酸化物 (NO_x)

| | |
|-------|--|
| ・調査方法 | 化学発光法の測定装置を使用し、調査を行いました。二酸化窒素における環境基準の評価にあっては、本来採用すべき長期的評価（年間）が不可能なので、短期的評価で行いました。 |
|-------|--|

【5月の調査結果】（国道16号線小荷田交差点）

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の日平均値の変動は、一次生成物質である一酸化窒素濃度は、0.000～0.014 ppmで朝の時間帯に上昇し、二次生成物質である二酸化窒素濃度は、0.004～0.020 ppmで午前から夕方の時間帯にやや高めの値を示したものの、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【12月の調査結果】（国道16号線小荷田交差点）

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の日平均値の変動は、一次生成物質である一酸化窒素濃度は、0.004～0.032 ppmで朝から夕方の時間帯に上昇し、二次生成物質である二酸化窒素濃度は、0.011～0.027 ppmで朝から夕方の時間帯に上昇したものの、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【3月の調査結果】（昭島市立瑞雲中学校付近）

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の日平均値の変動は、一次生成物質である一酸化窒素濃度は、0.000～0.004 ppmで、二次生成物質である二酸化窒素濃度は、0.006～0.013 ppmで朝から夕方の時間帯に上昇したものの、期間を通してほぼ一定に推移しました。

窒素酸化物測定結果 (単位: ppm)

| 項目 月日 | 一酸化窒素(NO) | | | 二酸化窒素(NO ₂) | | | |
|----------|-----------|-------|-------|-------------------------|-------|---------------------|----|
| | 最小値 | 最大値 | 日平均値 | 最小値 | 最大値 | 日平均値 (環境基準<0.06) | 評価 |
| 5月9日(木) | 0.000 | 0.035 | 0.013 | 0.005 | 0.029 | 0.018 | ○ |
| 5月10日(金) | 0.000 | 0.030 | 0.004 | 0.001 | 0.031 | 0.011 | ○ |
| 5月11日(土) | 0.000 | 0.009 | 0.002 | 0.002 | 0.016 | 0.008 | ○ |
| 5月12日(日) | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.001 | 0.006 | 0.004 | ○ |
| 5月13日(月) | 0.000 | 0.053 | 0.014 | 0.002 | 0.029 | 0.017 | ○ |
| 5月14日(火) | 0.000 | 0.030 | 0.010 | 0.005 | 0.033 | 0.020 | ○ |
| 5月15日(水) | 0.000 | 0.016 | 0.005 | 0.003 | 0.028 | 0.013 | ○ |

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

| 項目 月日 | 一酸化窒素(NO) | | | 二酸化窒素(NO ₂) | | | |
|-----------|-----------|-------|-------|-------------------------|-------|---------------------|----|
| | 最小値 | 最大値 | 日平均値 | 最小値 | 最大値 | 日平均値 (環境基準<0.06) | 評価 |
| 12月13日(金) | 0.005 | 0.070 | 0.032 | 0.010 | 0.043 | 0.027 | ○ |
| 12月14日(土) | 0.001 | 0.076 | 0.011 | 0.004 | 0.032 | 0.013 | ○ |
| 12月15日(日) | 0.001 | 0.013 | 0.004 | 0.004 | 0.018 | 0.011 | ○ |
| 12月16日(月) | 0.001 | 0.050 | 0.017 | 0.007 | 0.039 | 0.021 | ○ |
| 12月17日(火) | 0.003 | 0.055 | 0.019 | 0.008 | 0.040 | 0.022 | ○ |
| 12月18日(水) | 0.001 | 0.050 | 0.016 | 0.006 | 0.031 | 0.017 | ○ |
| 12月19日(木) | 0.003 | 0.047 | 0.020 | 0.011 | 0.030 | 0.021 | ○ |

| 項目 月日 | 一酸化窒素(NO) | | | 二酸化窒素(NO ₂) | | | |
|----------|-----------|-------|-------|-------------------------|-------|---------------------|----|
| | 最小値 | 最大値 | 日平均値 | 最小値 | 最大値 | 日平均値 (環境基準<0.06) | 評価 |
| 3月4日(火) | 0.000 | 0.008 | 0.002 | 0.006 | 0.019 | 0.012 | ○ |
| 3月5日(水) | 0.000 | 0.011 | 0.003 | 0.005 | 0.016 | 0.010 | ○ |
| 3月6日(木) | 0.000 | 0.022 | 0.004 | 0.003 | 0.020 | 0.010 | ○ |
| 3月7日(金) | 0.000 | 0.002 | 0.001 | 0.002 | 0.008 | 0.006 | ○ |
| 3月8日(土) | 0.000 | 0.004 | 0.001 | 0.004 | 0.019 | 0.010 | ○ |
| 3月9日(日) | 0.000 | 0.003 | 0.000 | 0.003 | 0.011 | 0.006 | ○ |
| 3月10日(月) | 0.000 | 0.022 | 0.004 | 0.005 | 0.028 | 0.013 | ○ |

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

| | |
|-------|--|
| ・調査方法 | 環境省告示第33号(H21.9.9)濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定した質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器により調査を行いました。微小粒子状物質における環境基準の評価にあっては、本来採用すべき長期的評価(年間)が不可能なので、短期的評価で行いました。 |
|-------|--|

【5月の調査結果】 (国道16号線小荷田交差点)

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の微小粒子状物質の平均は7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。濃度は、5～9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲で変動しましたが、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【12月の調査結果】 (国道16号線小荷田交差点)

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の微小粒子状物質の平均は8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。濃度は、6～13 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲で変動しましたが、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【3月の調査結果】 (昭島市立瑞雲中学校付近)

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の微小粒子状物質の平均は9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。濃度は、3～16 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲で変動しましたが、期間を通してほぼ一定に推移しました。

微小粒子状物質測定結果 (単位 : $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

| 項目 月日 | 微小粒子状物質(PM2.5) | | | |
|----------|----------------|-----|------|----|
| | 最小値 | 最大値 | 日平均値 | 評価 |
| 5月9日(木) | 1 | 9 | 5 | ○ |
| 5月10日(金) | 4 | 17 | 8 | ○ |
| 5月11日(土) | 5 | 18 | 9 | ○ |
| 5月12日(日) | 3 | 14 | 7 | ○ |
| 5月13日(月) | 1 | 13 | 5 | ○ |
| 5月14日(火) | 1 | 14 | 8 | ○ |
| 5月15日(水) | 4 | 18 | 9 | ○ |

| 項目 月日 | 微小粒子状物質(PM2.5) | | | |
|-----------|----------------|-----|------|----|
| | 最小値 | 最大値 | 日平均値 | 評価 |
| 12月13日(金) | 3 | 24 | 13 | ○ |
| 12月14日(土) | 2 | 12 | 6 | ○ |
| 12月15日(日) | 3 | 13 | 7 | ○ |
| 12月16日(月) | 4 | 15 | 7 | ○ |
| 12月17日(火) | 3 | 15 | 9 | ○ |
| 12月18日(水) | 1 | 17 | 6 | ○ |
| 12月19日(木) | 2 | 13 | 6 | ○ |

| 項目 月日 | 微小粒子状物質(PM2.5) | | | |
|----------|----------------|-----|------|----|
| | 最小値 | 最大値 | 日平均値 | 評価 |
| 3月4日(火) | 5 | 14 | 9 | ○ |
| 3月5日(水) | 0 | 11 | 3 | ○ |
| 3月6日(木) | 0 | 27 | 8 | ○ |
| 3月7日(金) | 0 | 9 | 3 | ○ |
| 3月8日(土) | 5 | 20 | 12 | ○ |
| 3月9日(日) | 2 | 41 | 16 | ○ |
| 3月10日(月) | 5 | 12 | 8 | ○ |

大気調査位置図



基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

| | |
|-----|---------|
| 事業名 | アスベスト対策 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維で、耐火性、耐熱性、防音性、電気絶縁性などの特性を有しており、安価な工業材料であることから、様々な用途に利用されてきました。

しかし、アスベストの繊維は、極めて細いため、浮遊しやすく吸入されやすい特徴があり、飛散したアスベスト繊維を長期間、大量に吸入することによる健康への影響が明らかになっております。また、アスベストの用途は3,000種類以上に上るといわれておりますが、その9割以上が建築資材の原料として使用されている実態にあります。

市では、大気汚染防止法及び東京都環境確保条例に基づき、吹付けアスベスト及びアスベスト保温材を使用している建築物の解体・改修工事などを行う場合には、事前の届出や、立川労働基準監督署及び東京都多摩環境事務所と市による立入り検査を通じて、アスベストの飛散防止の徹底を図りました。

また、令和4年4月から建築物・工作物の解体・改修工事は、アスベスト含有の有無に関わらず事前調査結果の報告が義務付けられました。市ではこの報告を基に立入検査を実施し、施工方法の指導などを実施しています。

なお令和6年度において、届出のあった特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法）は1件、石綿飛散防止方法等計画届出書（東京都環境確保条例）は1件でした。

| 実施年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|
| 事前調査結果報告件数 | 546件 | 569件 |
| 立入検査件数 | 75件 | 76件 |

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 事業名 | 燃料使用量調査（※ 燃料用重油の硫黄分含有率の基準は112頁参照） |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

大気汚染の原因となる物質のひとつに、硫黄酸化物(SO_x)があります。燃料に含まれている硫黄分が燃焼に伴って変化したもので、ボイラーなどの固定発生源から多く排出されています。

市では、東京都環境確保条例に基づき、日最大300L以上の重油を使用する工場及び指定作業場について、燃料の使用量及び硫黄分の調査を行っています。なお、令和6年度は、対象事業所が5事業所ありました。そのうち、硫黄分含有率の基準を超えた重油を使用した事業所はありませんでした。

燃料使用量調査結果

| 事業所 | 令和4年度 | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|-----|-----------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 年間使用量(L) | 年間使用量(L) | 割合(%) | 年間使用量(L) | 割合(%) |
| 1 | 21,482 | 18,926 | 88.1 | 5,751 | 26.8 |
| 2 | 765,110 | 1,431,524 | 187.1 | 1,512,886 | 197.7 |
| 3 | 53,421 | 55,303 | 103.5 | 57,138 | 107.0 |
| 4 | 161,657 | 105,285 | 65.1 | 69,728 | 43.1 |
| 5 | 859,374 | 826,922 | 96.2 | 1,020,420 | 118.7 |
| 合計 | 1,861,044 | 2,437,960 | 131.0 | 2,665,923 | 143.2 |

※ 割合は、令和4年度の燃料使用量を100%とした比率です。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

| | |
|-----|-----------|
| 事業名 | 自動車交通騒音調査 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

(1) 要請限度 (※ 要請限度は101頁参照)

自動車交通による騒音の状況を把握するため、騒音が顕著とみられる10地点で騒音測定を行いました。測定については、集音マイクを通して自動計測する機器によって24時間連続の3日間で行い、等価騒音レベルで算出しました。なお、調査期間中、昼夜の時間区分において、要請限度を超過した地点は1点でした。交通騒音調査結果については次のとおりです。

自動車交通騒音調査測定結果 (等価騒音レベル 単位 : dB)

| 地点 | 道路名 | 所在地 | 測定期間 | 時間区分別平均値(昼) | 時間区分別平均値(夜) | 用途地域 | 車線数 | 要請限度区域 | 要請限度 昼 : 夜 |
|----|-----------|----------|-------------------|-------------|-------------|--------------|-----|--------|------------|
| A | 一般国道16号線 | 緑町5-19 | R6.10.29～R6.11.1 | 67 | 66 | 準住居地域 | 6 | b | 75 : 70 |
| B | 一般国道16号線 | 緑町4-25 | | 73 | 72 | 準住居地域 | 5 | b | 75 : 70 |
| C | 一般国道16号線 | 田中町2-28 | R6.12.3～R6.12.6 | 69 | 68 | 準住居地域 | 5 | b | 75 : 70 |
| D | 主要地方道29号線 | 田中町2-16 | R6.11.26～R6.11.29 | 69 | 65 | 第1種中高層住居専用地域 | 2 | a | 75 : 70 |
| E | 都道162号線 | 昭和町3-6 | R6.11.12～R6.11.15 | 63 | 60 | 第1種中高層住居専用地域 | 2 | a | 75 : 70 |
| F | 市道昭島17号 | 朝日町4-23 | | 65 | 60 | 近隣商業地域 | 2 | c | 75 : 70 |
| G | 主要地方道59号線 | 福島町3-24 | R6.12.10～R6.12.13 | 67 | 66 | 第1種中高層住居専用地域 | 3 | a | 75 : 70 |
| H | 主要地方道29号線 | 福島町2-25 | | 68 | 65 | 準住居地域 | 4 | b | 75 : 70 |
| I | 都道162号線 | つつじが丘2-2 | R7.2.4～R7.2.7 | 66 | 61 | 第1種中高層住居専用地域 | 2 | a | 75 : 70 |
| J | 市道昭島11号 | 武蔵野2-3 | | 65 | 60 | 準工業地域 | 2 | c | 75 : 70 |

※ 要請限度とは、自動車騒音がこの限度を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれる認めるときに、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請できる騒音限度を言います。
(101頁「騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度」を参照。)

自動車交通騒音調査位置図 (要請限度)



(2) 常時監視

自動車交通による騒音の状況を把握するため、道路交通センサスをもとに環境省が指定した区間において、1年を代表する一日24時間の騒音測定、交通量調査、車速調査、状況調査などを行い、当該区間の道路端より50m範囲の住居の騒音暴露状況、騒音レベルを評価しました。結果については、東京都と環境省へ報告しています。

【令和6年度調査個所】

調査日：令和7年2月19日

| 地点 | 路線名 | 調査場所 | 評価対象戸数 | 戸数/達成率 | | | |
|----|----------|-----------|--------|------------|-----------|-----------|------------|
| | | | | 昼・夜とも基準値以下 | 昼間のみ基準値以下 | 夜間のみ基準値以下 | 昼・夜とも基準値超過 |
| A | 一般国道16号線 | 拝島町4-10 | 137 | 113/82.5% | 24/17.5% | 0/0% | 0/0% |
| B | 一般国道16号線 | 拝島町2-2 | 684 | 431/63.0% | 139/20.3% | 0/0% | 114/16.7% |
| C | 立川昭島線 | もぐせいの杜3-1 | 16 | 16/100% | 0/0% | 0/0% | 0/0% |
| D | 立川昭島線 | 玉川町4-9 | 863 | 858/99.4% | 5/0.6% | 0/0% | 0/0% |
| E | 昭島停車場熊川線 | 松原町1-7 | 1306 | 1306/100% | 0/0% | 0/0% | 0/0% |

自動車交通騒音調査位置図（常時監視）



基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 公共用水域水質調査（※公共用水域水質調査結果は87頁参照、水質の説明は104頁参照） |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

河川の水質状況を把握するため、毎年水質調査を実施しています。令和6年度は、多摩川を6回、多摩川を除く公共用水域を2回調査しました。結果は次のとおりです。

なお、多摩川流域の2区17市では、多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、毎年2回合同調査を実施しているほか、関係機関に水質浄化対策を要請しています。

① 多摩川

生活環境項目で基準を超えていた地点と内容は、次のとおりです。

なお、健康項目では異常ありませんでした。

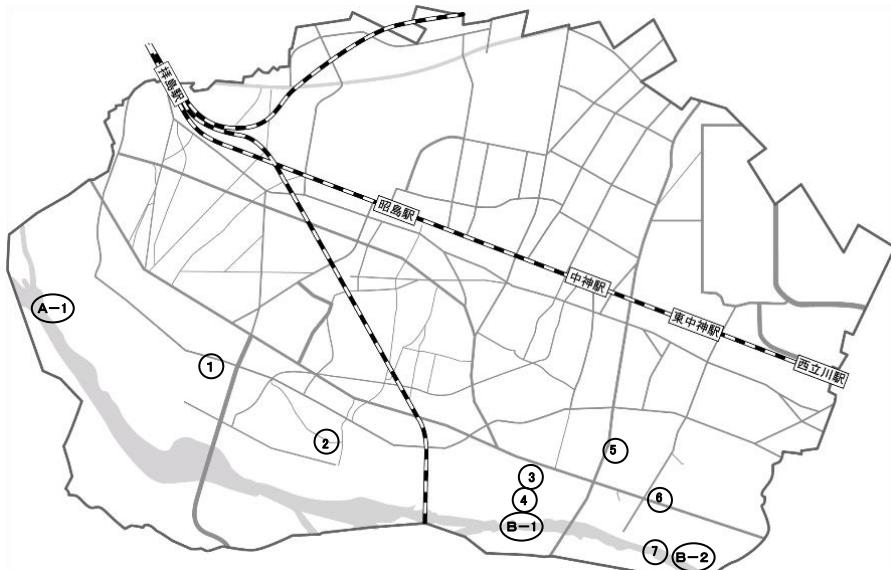
| | 大腸菌数※ | 浮遊物質量 |
|---------------|-------|-------|
| A-1 昭和用水引込口 | — | 0検体 |
| B-1 多摩大橋下（上流） | — | 0検体 |
| B-2 立川境 | 2検体 | 0検体 |

※令和4年4月1日に、水質汚濁に係る環境基準の改正が行われ、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を項目から削除し、新たな衛生微生物指標として大腸菌数を追加しました。

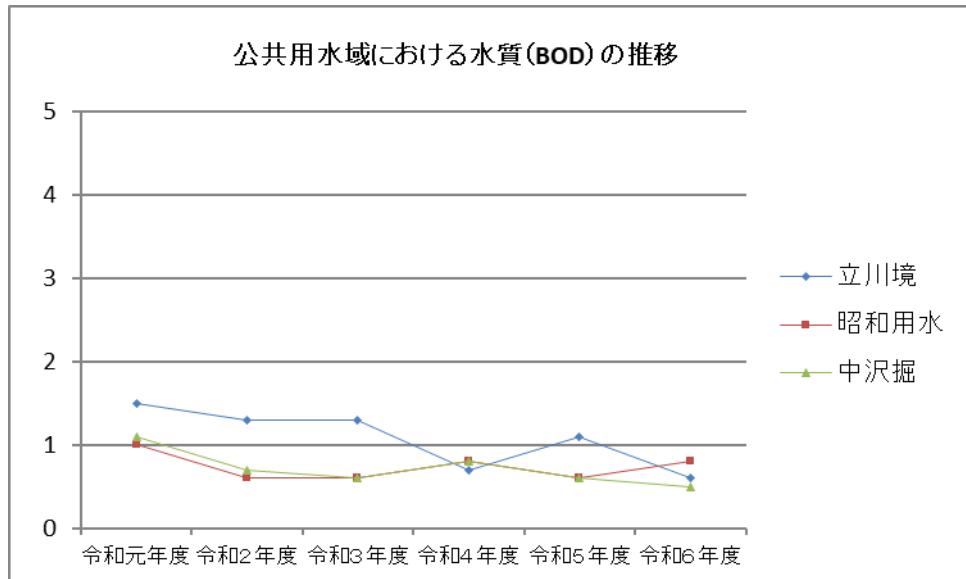
② 多摩川を除く公共用水域

基準はありませんが、生物化学的酸素要求量（BOD）等で高い値を示した地点はありませんでした。

水質調査位置図



| | | |
|---|-----|-----------|
| 多 摩 川 | A-1 | 昭和用水引込口 |
| | B-1 | 多摩大橋下（上流） |
| | B-2 | 立川境 |
| 多 摩 川 を 除 く 公 共 用 水 域 | 1 | 玉川上水拝島分水路 |
| | 2 | 田中堀 |
| | 3 | 昭和用水 |
| | 4 | 多摩川上流排水樋管 |
| | 5 | 中沢堀 |
| | 6 | 中沢堀昭和用水合流 |
| | 7 | 野水堀排水樋管 |



| | |
|-----|---|
| 事業名 | 多摩川底生生物調査 (※ 出現種分類学的調査結果等は93頁参照、多摩川底生生物の説明は107頁参照) |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

この調査は、多摩川に生息する底生生物を調べ、多摩川中流域の生物からみた水質の把握を実施し、河川環境の監視と今後の環境保全の基礎資料とするものです。

(1) 調査地点

多摩川 : 拝島橋上流
多摩川 : 多摩大橋付近

(2) 調査年月日

第1回 : 夏期調査(令和6年7月11日)
第2回 : 冬期調査(令和7年1月9日)

(3) 調査方法

サーバーネット(25cm×25cmの金属の方形枠〈コドラート〉にメッシュ径0.30mmのサラン網を付したもの)を用い、定量採取を行います。採取箇所にサーバーネットをセットしてコドラート内の生物を底質ごと採取し、ソーティングを行い試料中の生物のみを分離し、ホルマリン(約10%)で固定し、固定した試料について、実体顕微鏡および光学顕微鏡により各生物種を同定し、種別に計数を行います。

(4) 地点別調査結果

① 拝島橋上流

調査地点は、秋川合流点下流部に位置する昭和用水堰直下であり、中州が多く幾つかの川筋に分かれています。採集は堰下流の早瀬で実施しました。調査結果は、次のとおりです。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

夏期調査（令和6年7月11日）

確認種数は、カゲロウ目9種、トビケラ目3種、ハエ目3種、コウチュウ目5種、その他の動物4種の計24種であり、確認個体数は301個体であった。

最も多く確認された種は、121個体が確認されたアメリカツノウズムシであり、次いで三岐腸目、ヒロタドロムシと続いた。

生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法、汚濁指数法とともに貧腐水性水域（きれいな水域）であった。

冬期調査（令和7年1月9日）

確認種数は、カゲロウ目22種、カワゲラ目2種、トビケラ目9種、ハエ目12種、コウチュウ目3種、その他の動物9種の計57種であり、確認個体数は1,010個体であった。

最も多く確認された種は、204個体が確認されたウルマーシマトビケラであり、次いでフタバコカゲロウ、ニセテンマクエリユスリカ属と続いた。

生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法、汚濁指数法とともに貧腐水性水域（きれいな水域）であった。

② 多摩大橋付近

調査地点は、多摩川上流水再生センターの放流口付近であり、採集は岩盤の上に礫が堆積して形成された早瀬で実施しました。調査結果は次のとおりです。

夏期調査（令和6年7月11日）

確認種数は、カゲロウ目10種、トンボ目1種、トビケラ目6種、ハエ目8種、コウチュウ目3種、その他の動物5種の計33種であり、確認個体数は687個体であった。

最も多く確認された種は、272個体が確認されたアメリカツノウズムシであり、次いで三岐腸目、ウデマガリコカゲロウと続いた。

生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法は貧腐水性水域（きれいな水域）、汚濁指数法は β -中腐水性水域（わりあいきれいな水域）であった。

冬期調査（令和7年1月9日）

確認種数は、カゲロウ目12種、トビケラ目4種、ハエ目10種、コウチュウ目1種、その他の動物3種の計30種であり、確認個体数は590個体であった。

最も多く確認された種は、201個体が確認されたアシマダラブユ属であり、次いでハダカユスリカ属、エリユスリカ亜科と続いた。

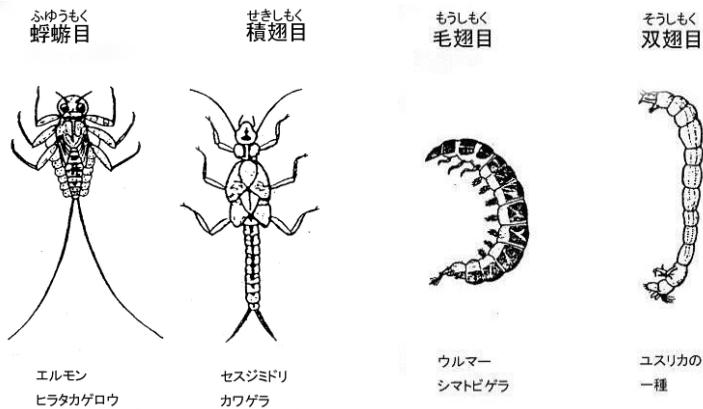
生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法、汚濁指数法とともに貧腐水性水域（きれいな水域）であった。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

(5) まとめ

今年度の調査では、カゲロウ目28種、トンボ目1種、カワゲラ目2種、トビケラ目11種、ハエ目15種、コウチュウ目6種、その他の動物13種の計76種が確認されました。調査地点別にみると、拝島橋上流で64種、多摩大橋付近で49種が確認され、両地点ともに多様な生物が生息している結果となりました。

生物学的水質判定結果をみると、拝島橋上流は、両期ともに2判定方法で貧腐水性水域（きれいな水域）と判定され、多摩大橋付近は、夏期はBeck-Tsuda法で貧腐水性水域（きれいな水域）、汚濁指数法で β -中腐水性水域（わりあいきれいな水域）、冬期は2判定方法で貧腐水性水域（きれいな水域）と判定され、水質は比較的良好であると思われます。



| | |
|-----|---------|
| 事業名 | 多摩川魚類調査 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

この調査は、多摩川における魚類の生息実態を経年的に把握し、水質調査等と合わせて総合的に多摩川の水辺環境を把握するために行っているものです。

(1) 調査場所

- ・拝島橋上流
- ・多摩大橋付近

(2) 調査方法

調査地点において、投網を数回打って魚類を捕獲し、有害物質含有量の分析のため魚体を破碎し、その一部を分析しました。

(3) 調査年月日

令和6年10月3日

多摩川魚類有害物質含有量分析調査結果 (単位: mg/kg)

| 調査地点 | 分析項目 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|
| 拝島橋上流 | カドミウム | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 水銀又はその化合物 | 0.041 | 0.032 | 0.048 |
| | PCB | <0.01 | <0.01 | 0.01 |
| 多摩大橋付近 | カドミウム | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 水銀又はその化合物 | 0.019 | 0.13 | 0.034 |
| | PCB | <0.01 | <0.01 | <0.01 |

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 事業名 | 地下水揚水量調査 (※調査結果は94頁参照、規制の説明は107頁参照) |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

動力を用いるすべての揚水施設（平成28年7月1日以降に設置されたもの。出力が300W以下の家庭用は除く）の設置者は、揚水量を毎年報告することが義務づけられています。

令和6年の市内の井戸からの総揚水量は、14,534,077m³であり、令和5年との比較では、59,626m³減少しました。

| | |
|-----|---------|
| 事業名 | 工場排水調査 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

河川などへ排水している工場のうち、東京都環境確保条例で規制されている物質を使用する工場について、年4回排水調査を行っています。

令和6年度の項目別検体数は20検体あり、20検体すべてが基準に適合していました。

工場排水項目別適合率

| 項目 | 区分 | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|--------------|----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| | | 検体数 | 適合数 | 適合率 | 検体数 | 適合数 | 適合率 | 検体数 | 適合数 | 適合率 |
| 水温 | 水 | 4 | 4 | 100 | 4 | 4 | 100 | 4 | 4 | 100 |
| 水素イオン濃度 | 温 | 4 | 4 | 100 | 4 | 4 | 100 | 4 | 4 | 100 |
| 生物化学的酸素要求量 | 温 | 4 | 4 | 100 | 4 | 4 | 100 | 4 | 4 | 100 |
| 浮遊物質量 | 温 | 4 | 4 | 100 | 4 | 4 | 100 | 4 | 4 | 100 |
| ノルマルヘキサン抽出物質 | 温 | 4 | 4 | 100 | 4 | 4 | 100 | 4 | 4 | 100 |
| 亜鉛 | 温 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 六価クロム | 温 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | | 20 | 20 | 100 | 20 | 20 | 100 | 20 | 20 | 100 |

| | |
|-----|----------------------|
| 事業名 | 苦情処理 (※苦情処理件数は95頁参照) |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

申し立てられた苦情は、時間帯・場所のほか、近隣関係など主観的要素にも大きく左右される内容が多いため、評価が不安定であり、法律や条例の規則にもなじみにくいものが多く、各自治体も対応に苦慮しているのが現状です。令和6年度の苦情処理件数は171件であり、令和5年度より11件減りました。苦情の内容も複雑になっており、初動対応で解決するものばかりでなく数回の交渉を重ねて行われ、翌年に繰り越すことも多くあります。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

| | |
|-----|----------------------------|
| 事業名 | 光化学スモッグの周知 (※ 発令基準は104頁参照) |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

東京都が発令基準に従って光化学スモッグ注意報などを発令すると、市は、光化学スモッグ緊急時連絡体制に基づき、市内136か所に連絡を入れることにより、光化学スモッグ注意報などの掲示板を掲出するなどして、市民の皆さまにお知らせをしています。また、市からの重要なお知らせとして、登録されている市民の皆さまの携帯電話にメール配信も行いました。

令和6年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は、都内全域で15日、市の属する多摩中部地域は8日でした。また、学校情報提供日数は15日でした。

なお、警報の発令及び市内での被害届はありませんでした。

光化学スモッグ注意報発令日数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 都内全域 | 6日 | 6日 | 7日 | 4日 | 15日 |
| 多摩中部 | 1日 | 2日 | 3日 | 3日 | 8日 |

| | |
|-----|---------------------------|
| 事業名 | ダイオキシン類調査 (※ 環境基準は113頁参照) |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

令和6年度、市で実施したダイオキシン類大気環境調査の結果は、ダイオキシン類対策特別措置法で定められた大気の環境基準「0.6 pg-TEQ/m³」に適合していました。

(1) 調査目的

市内及び清掃センター周辺における大気環境中のダイオキシン類について、その実態を把握する。

(2) 調査内容

| | | |
|-------------------|-------------------------------|-----|
| ダイオキシン類 調査対象物質 | ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDDs) | 9種 |
| | ポリ塩化ジベンゾ - フラン (PCDFs) | 11種 |
| | コプラナ - ポリ塩化ビフェニル (Co - PCBs) | 12種 |

※ 試料の採取及び分析方法：24時間連続大気採取、毒性等価係数はWHO-TEF(2006)を使用。

※ 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に準拠。

ダイオキシン類大気環境調査結果 (単位 : pg-TEQ/m³)

| 調査地点名 | 5月 23~24日 | 11月 7~8日 |
|-----------|--------------|-------------|
| ① 滝山台見晴公園 | 0.0055 | 0.0029 |



(2) 自動車等の対策の推進

| | |
|-----|------------------|
| 事業名 | 環境緑花フェスティバル等での周知 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

第13回あきしま環境緑花フェスティバルの環境課ブースにおいて、電気自動車などに関するパネルを展示し、来場者への周知を行いました。



展示の様子

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

| | |
|-----|-----------|
| 事業名 | 市道の整備促進 |
| 担当課 | 都市整備部 建設課 |

実施計画に基づき、市内主要幹線道路の改修を行いました。

市内主要幹線道路改修状況

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 路線数 | 4路線 | 3路線 | 3路線 | 6路線 | 8路線 |
| 改修延長 | 1,325m | 665m | 1,027m | 836m | 1,226m |

| | |
|-----|------------|
| 事業名 | 快適な歩行空間の推進 |
| 担当課 | 都市整備部 建設課 |

快適な歩行空間の整備を進めていきます。令和6年度も交通弱者（視覚障害者）の通行に必要となる誘導ブロックの整備を行いました。



誘導ブロックの設置状況

(3) 航空機騒音対策の推進

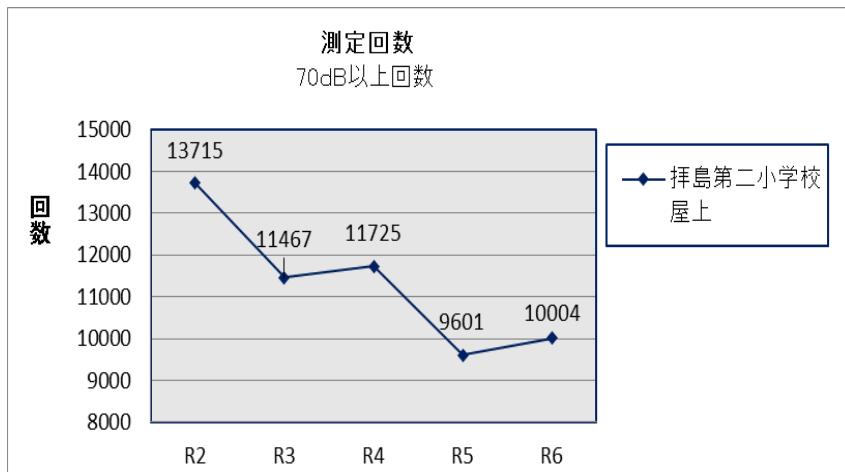
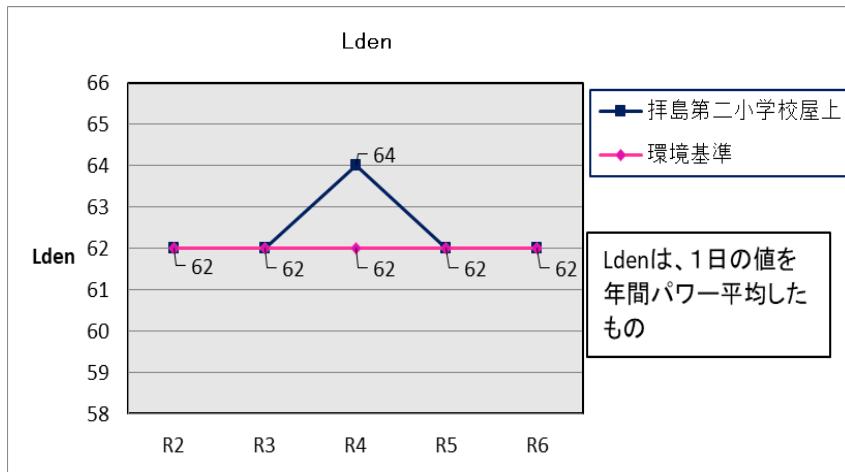
| | |
|-----|---------------------|
| 事業名 | 航空機騒音調査事業 |
| 担当課 | 企画部 基地・涉外担当 環境部 環境課 |

市域北側に位置する横田基地は、米空軍の極東における主要な輸送中継基地として、現在、C V-22オスプレイをはじめ、大型輸送機を中心に、航空機の離着陸が昼夜の別なく行われています。本市は、この横田基地に隣接し、飛行コースの直下にあたるため、航空機の騒音によって市民生活やまちづくりにさまざまな影響を受けており、これらの実態を把握するため拝島第二小学校に測定局を設置しました。近年、従来の飛行ルート以外の地域からの苦情が多くなったことから、飛行実態把握をするため、令和3年10月より市民会館・公民館屋上に新たな測定局を設置しました。現在、市内2か所で年間を通じた騒音調査を実施しています。

1 測定結果

(1) 拝島第二小学校屋上

令和6年度の拝島第二小学校屋上での測定結果は、Lden62、測定回数10,004回となりました。機器の測定不良のため、令和6年度は6日間の欠測日があります。

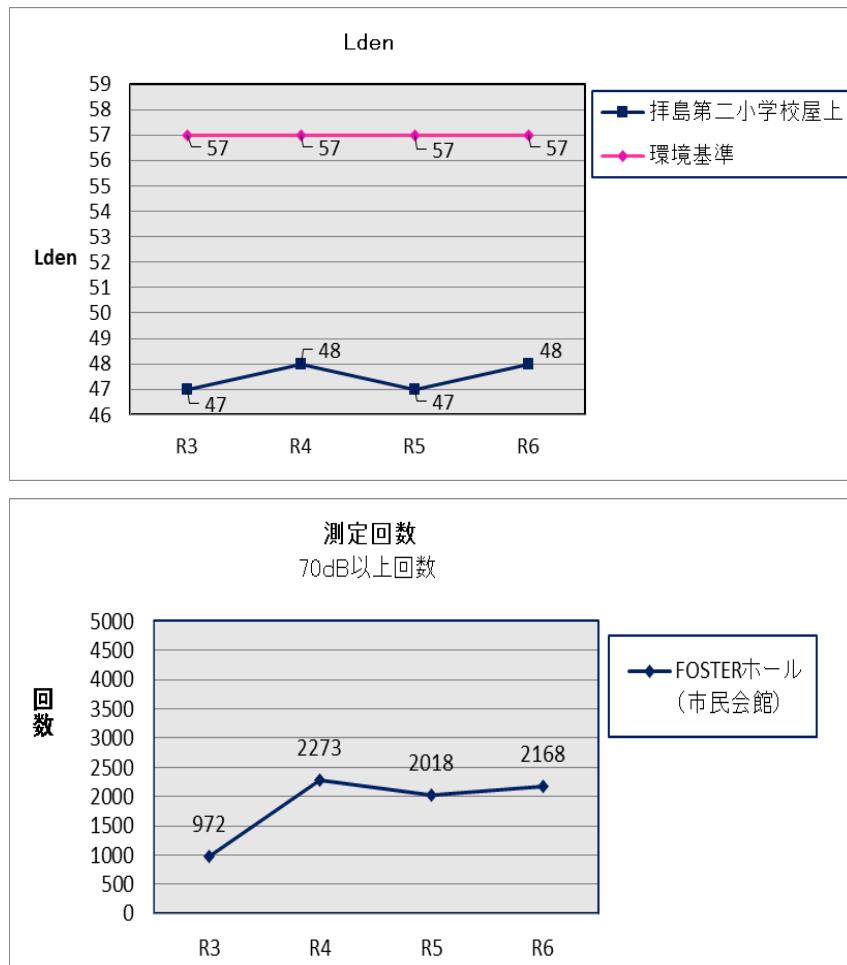


【測定方法】 暗騒音（飛行時以外のその場所における騒音）より8dB以上大きい音が5秒以上継続したものを対象に70dB以上の回数を記録しています。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

(2) 市民会館・公民館屋上

令和6年度の市民会館・公民館屋上での測定結果は、Lden48、測定回数2,168回となりました。また、令和3年度の測定期間は令和3年10月から令和4年3月までとなります。



【測定方法】 暗騒音（飛行時以外のその場所における騒音）より6dB以上大きい音が8秒以上継続したものを対象に70dB以上の回数を記録しています。

※ Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは、1日に発生したすべてのエネルギーを合計し、1秒当たりの評価値として表したもので、時間帯による騒音の感じ方を加味し、騒音が発生する時間帯ごとにエネルギー量に重み付けを行い評価します。

| | |
|-----|--------------------------------|
| 事業名 | 飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関する関係機関への要請 |
| 担当課 | 企画部 基地・渉外担当 |

飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関し、市は、市議会とともに、防衛省及び北関東防衛局への要請を行いました。

| 要請年月日 | 要請名 | 要請先 |
|-------------|---------------|--------------|
| 令和6年7月 11 日 | 基地周辺整備に関する要請書 | 防衛大臣、北関東防衛局長 |

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 基地周辺環境整備の充実に向けた関係機関への要請（住宅防音工事の対象範囲や補助対象施設の拡大、補助額の増額） |
| 担当課 | 企画部 基地・涉外担当 |

基地周辺環境整備の充実（住宅防音工事の対象範囲や補助対象施設の拡大、補助額の増額）に向け、市は、市議会とともに、防衛省及び北関東防衛局への要請を行いました。

| 要請年月日 | 要請名 | 要請先 |
|-------------|---------------|--------------|
| 令和6年7月 11 日 | 基地周辺整備に関する要請書 | 防衛大臣、北関東防衛局長 |

| | |
|-----|--------------------|
| 事業名 | 学校、その他公共施設の防音整備の継続 |
| 担当課 | 企画部 基地・涉外担当 |

防衛省補助事業により、市内の中学校、その他公共施設の防音整備を継続して実施しています。

令和6年度実施事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------|---|
| 共成小除湿温度保持機能復旧工事 | 良好な学習環境の確保のため、共成小校舎空調設備復旧工事を実施（継続費2か年の1年目）。 |
| 昭和中除湿温度保持機能復旧工事 | 良好な学習環境の確保のため、昭和中校舎空調設備復旧工事を実施（継続費2か年の2年目）。 |

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 事業名 | 航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査等に関する関係機関への要請 |
| 担当課 | 企画部 基地・涉外担当 |

航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査等に関し、市は、市議会とともに、防衛省及び北関東防衛局への要請を行いました。

| 要請年月日 | 要請名 | 要請先 |
|-------------|---------------|--------------|
| 令和6年7月 11 日 | 基地周辺整備に関する要請書 | 防衛大臣、北関東防衛局長 |

(4) 安全な生活環境の確保

| | |
|-----|------------------|
| 事業名 | 廃棄物の野外焼却禁止に関する啓発 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

平成13年4月から新たに東京都環境確保条例が施行されました。これにより、家庭や事業所での廃棄物の焼却（野外焼却一般、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却等）が禁止されました。

市では、市民などからの通報や公害パトロールにおいて、条例に違反する焼却を行っていることを発見した場合は指導を行っています。令和6年度においては、4件の指導を行いました。

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 化学物質の適正管理（※ 調査データは97頁参照、適正管理化学物質の説明は110頁参照） |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

平成13年度より適正管理化学物質(59種類)を年間100kg以上使用する事業所は、東京都環境確保条例に基づき届け出ることになりました。

また、国では、化学物質排出把握管理促進法（P R T R 法）で規定しています。この両制度の目的は、事業者が自ら化学物質の環境への排出量等を把握し、設備の改善や使用の合理化など排出量の削減に向けた自主的な取組を進めていくためのものです。令和6年度は、20の事業所から東京都環境確保条例に規定されている化学物質のうち、27種類の化学物質の届出がありました。

市内のVOC（アセトン、イソプロピルアルコールなどの揮発性有機化合物）の使用量は、約3,101トン、環境への排出量は約114トンでした。使用量に占める排出量の割合は約3.7%であり、そのほとんどは大気中に排出されています。

個別目標2－2 快適な街なみをつくる

(1) まちなかの美化活動の推進

| | |
|-----|----------|
| 事業名 | 環境保全啓発事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

自治会、事業者をはじめ様々な団体、個人がボランティア清掃活動に取り組んでいるなかで、ごみのポイ捨てをしない美化意識の高揚をはかる取組として、例年、各自治会や事業者、団体の協力を得てゴミゼロデーである5月30日を含む約2週間の期間で市内クリーン運動を実施しています。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

市内クリーン運動実施状況

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|------------|------------|------------|
| 実施日 | 中 止 | 5月28日～6月5日 | 5月27日～6月4日 | 5月25日～6月2日 |
| 参加団体数 | | 56団体 | 51団体 | 37団体 |
| 参加人数 | | 1,217人 | 912人 | 904人 |
| 可燃ごみ | | 368袋 | 206袋 | 217袋 |
| 不燃ごみ | | 53袋 | 45袋 | 32袋 |
| プラスチック | | 43袋 | 28袋 | 36袋 |
| 資源ごみ | | 24袋 | 24袋 | 24袋 |

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

| | |
|-----|-------------|
| 事業名 | 放置自転車対策 |
| 担当課 | 都市整備部 交通対策課 |

交通安全上通行の妨げとなる放置自転車等への警告、撤去（移送）、引き取り手のない自転車を市内輪業組合及びリサイクル業者へ売却処分、輪業組合は再整備後リサイクル自転車として販売しました。

また、駅前放置自転車クリーンキャンペーン期間中に放置自転車等をなくすため、警視庁、鉄道事業者、自転車等駐車場管理員の協力により昭島駅北口において啓発活動を実施いたしました。

令和6年度 放置自転車等撤去実績

| | |
|------------|------|
| 放置自転車等撤去台数 | 793台 |
| 返還台数 | 355台 |
| リサイクル台数 | 433台 |

令和6年度 放置自転車クリーンキャンペーン実施状況

| 期日 | 場所 | 内容 |
|--------|----------|----------------------|
| 7月19日 | 昭島駅北口 | 啓発ポケットティッシュ等の配布（市単独） |
| 10月25日 | 中神駅南口商店街 | 店舗へ啓発チラシ等の配布 |

令和6年度 啓発看板等整備状況

| 設置物 | 設置数 |
|-------|-----|
| 路面シート | 20枚 |
| 看板 | 5枚 |



路面シート



放置禁止区域看板

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

| | |
|-----|----------|
| 事業名 | 環境保全啓発事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

清潔で快適な地域環境をつくるため、路上での歩行喫煙や吸い殻のポイ捨て禁止の徹底を図ることを目標に掲げ、たばこを吸う人も吸わない人も共に未成年者の喫煙を防止し、吸わない人にも理解される喫煙マナーの向上を呼びかけています。喫煙マナーアップキャンペーンについては、令和6年度は産業まつり会場や、福生市と拝島駅で、合同による喫煙マナーの呼びかけや啓発品の配布を実施いたしました。

喫煙マナーアップキャンペーン実施状況

| 名 称 | 期 日 | 場 所 | 内 容 |
|-------------|--------|---------|---------|
| 産業まつりキャンペーン | 11月10日 | 産業まつり会場 | 啓発、清掃活動 |
| 拝島駅キャンペーン | 5月31日 | 拝島駅 | 啓発 |
| 福生市合同開催 | 11月6日 | 拝島駅 | 啓発、清掃活動 |

啓発看板等設置状況

| 設置物 | 設置数 |
|-----------|------|
| 路 面 シ ー ト | 7枚 |
| マ ナ ー 看 板 | 251枚 |



喫煙マナーアップキャンペーン



路面シート

(2) 動物の適正飼育と野生鳥獣の保護・管理の推進

| | |
|-----|---------|
| 事業名 | 狂犬病予防事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

犬を飼い始めた方は、犬が生後90日を経過したら30日以内に犬の登録をしなければなりません。これまで登録の際に鑑札を発行していましたが、令和4年6月1日より、マイクロチップ情報の登録制度が始まり、マイクロチップを装着し環境省のマイクロチップ情報登録サイトに登録された場合はマイクロチップが鑑札とみなされ、環境省から市へ登録情報が通知されるため市の窓口での登録手続きは不要となりました。

また、狂犬病の発生とまん延を防ぐため、犬の飼い主には飼い犬に毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。注射を受ける時期は4月から6月が望ましいとされていますが、市が設ける集合注射会場、もしくは個別に動物病院で注射し、狂犬病予防注射済票の交付を受けることができます。

| 年 度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年度末登録数 | 5,379頭 | 5,582頭 | 5,924頭 | 4,975頭 | 4,994頭 |
| 狂犬病予防注射済票交付数 | 3,857件 | 3,758件 | 3,935件 | 3,865件 | 3,949件 |

| | |
|-----|--------------|
| 事業名 | 飼い主のいない猫対策事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

飼い主のいない猫は全国的に増え、生活環境に対しふん尿、ゴミ荒らし、鳴き声などのトラブルを起こすことが問題となっています。市ではこうした被害や問題を防止し、不幸な猫を減らすために、地域猫活動に取り組んでいます。

これ以上飼い主のいない猫を増やさないため、地域猫活動として飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施した方に対し、手術費用の一部を補助する制度を実施しています。令和6年度は地域猫13頭分の不妊・去勢手術費用（麻酔処置のみを含む）の補助をしました。

令和5年4月からは、申請者の負担を軽減するため補助金額を増額しました。また麻酔処置後に手術済であることが判明した場合の処置費用も補助対象としました。

| 年 度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 不妊・去勢 | 62頭 | 69頭 | 19頭 | 17頭 | 12頭 |
| 麻酔処置 | —— | —— | —— | 0頭 | 1頭 |

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

●施策実施状況

★：重点的な取組

【実施状況の評価基準】

- S : 完了 A : 予定以上に実施した
- B : 予定どおりに実施した
- C : 実施しているが、予定どおりに実施できなかった
- D : 実施していない

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|-----------------------------|-------|--|------------------------------|---|---------------------------|-----------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち | 1(1) | 省エネルギーに配慮したライフスタイルの普及 | 省エネ家計簿WEB版・アプリ版 | 市ホームページや、広報あきしま3月15日号に情報を掲載した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | あきしま省エネ家計簿(web版、アプリ)の普及拡大 | 省エネ家計簿WEB版・アプリ版 | 6月の環境パネル展にて啓発パネルを展示し、新エネルギー機器等普及促進補助金の申請者244名に、チラシを郵送した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 省エネルギーに配慮した機器の利用促進★ | 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 | 令和6年中に新たに設置した機器に対し、補助金を交付した。 | A: 予定以上に実施した | 環境課 |
| | | 再エネ電気の選択についての普及促進 | 省エネルギーに配慮した機器の利用促進 | 広報あきしまにおいて、カーボンニュートラルに関するコラムを毎月掲載し、その中で省エネルギーに配慮した機器の利用を促した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 市民に対するグリーンカーテンの普及啓発 | グリーンカーテンの普及啓発 | 4月27日(日)開催の環境緑花フェスティバルにおいて、グリーンカーテン講習会を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 環境に配慮した商品の選択、エシカル消費についての普及啓発 | グリーン購入 | EMSにおいて、継続的にグリーン購入の推進を行った。広報については、グリーン購入実績集計を休止しているため未掲載となった。 | C: 実施しているが、予定どおりに実施できなかった | 環境課 |
| | | 家庭のLED照明器具等の導入支援 | 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 | 令和6年中に新たに設置した機器に対し、補助金を交付した。 | A: 予定以上に実施した | 環境課 |
| | 1(2) | イベント開催時における地球温暖化や気候変動対策(緩和策・適応策)に関する資料の配布と普及啓発 | あきしま省エネ家計簿(web版、アプリ)の普及拡大 | 6月の環境パネル展及び11月の産業まつりにて、啓発パネルを展示した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | 2(1) | 東京都が実施する省エネ診断や研修会などに関する情報提供 | 環境配慮事業者ネットワーク | クール・ネット東京のメールマガジン等を会員事業者へ転送した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 公共施設の改修等に合わせた計画的な省エネ機器の導入、断熱改修の実施 | 公共施設等総合管理計画推進事業費 | 公共施設の改修等に合わせ、省エネ機器の導入や、断熱改修を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 行政経営担当 |
| | | 公共施設における再生可能エネルギーの利用拡大★ | 公共施設等総合管理計画推進事業費 | 公共施設における再生可能エネルギーの利用を拡大する。 | B: 予定どおりに実施した | 行政経営担当 |
| | | 公共施設でのグリーンカーテンの実施 | グリーンカーテンの普及啓発 | 令和6年度において実施なし。 | D: 実施していない | 環境課 |
| | | | グリーンカーテンの実施 | 未実施。 | D: 実施していない | 総務課 |
| | | | グリーンカーテンの実施 | 松原町コミュニティセンターにて壁面緑化を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 生活コミュニティ課 |
| | | | グリーンカーテンの実施 | 子育てひろばなしのき及びほりむこうの施設南側に朝顔・ゴーヤ・フウセンカズラを育てグリーンカーテンを実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 子ども育成支援課 |
| | | | 環境コミュニケーションセンターでのグリーンカーテンの実施 | 令和6年度において実施なし。 | D: 実施していない | ごみ対策課 |

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|-----------------------------|-------|-------------------------------------|--|---|--------------------------------|--------------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち | 2(1) | 公共施設でのグリーンカーテンの実施 | 公共施設でのグリーンカーテンの実施 | 壁面グリーンカーテンを設置した。 | B: 予定どおりに実施した | 清掃センター |
| | | | 公共施設でのグリーンカーテンの実施 | 公共施設内においてグリーンカーテンとなる植物(ゴーヤ等)を育て、省エネ・緑化の推進に努めた。 | A: 予定以上に実施した | 区画整理課 |
| | | | 公共施設でのグリーンカーテンの実施 | 調理場建て替えに伴い、設置しなかった。 | D: 実施していない | 学校給食課 |
| | | | グリーンカーテン実施 | 環境課より配布の種を使用し、グリーンカーテンを実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 市民会館・公民館 |
| | | 環境マネジメントシステムの適切な運用 | 環境マネジメントシステム | 令和5年度のマネジメントレビューを元に、4月1日付でマニュアルを改定し、4月にEMS全体説明会、7月に環境監査監査員養成研修、8月に環境監査、9月に環境監査結果報告会議、12月にマネジメントレビューを実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | 2(2) | 再生可能エネルギーを利用した防災拠点等の整備★ | 太陽光発電パネルの避難所への配備 | 令和2年度に避難所全43か所に太陽光発電パネルの配備が完了した。 | S: 完了 | 防災安全課 |
| | | 太陽光発電やバイオマスエネルギーなどの普及と導入の支援★ | 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 | 令和6年中に新たに設置した機器に対し、補助金を交付した。 | A: 予定以上に実施した | 環境課 |
| | | 太陽光パネルや蓄電池の導入による再生可能エネルギーの自家消費の推進★ | 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 | 令和6年中に新たに設置した機器に対し、補助金を交付した。 | A: 予定以上に実施した | 環境課 |
| | | 家庭・業務・産業用燃料電池の普及促進★ | 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 | 令和6年中に新たに設置した機器に対し、補助金を交付した。 | A: 予定以上に実施した | 環境課 |
| | | 持続可能で低炭素な自立・分散型エネルギーの拡大に向けた普及啓発★ | 住宅・建物等での導入補助の周知 立川基地跡地昭島地区民間利用街区まちづくりガイドラインに基づく誘導 | 国や都、市における太陽パネル等の補助事業について、ホームページや広報あきしまを活用して周知した。 申請のあった事業者に対して、緑空間の形成や低炭素化住宅整備の誘導をした。 | B: 予定どおりに実施した B: 予定どおりに実施した | 環境課 地域開発課 |
| | 2(3) | 府用車等の次世代自動車(ZEV)への切り替えの推進(再掲) | 電気自動車購入 | 電気自動車の購入。(令和2年度実施) | S: 完了 | 総務課 |
| | | | 電気自動車用急速充電器の設置、運用 | 電気自動車急速充電設備の設置、運用。 | S: 完了 | 総務課 |
| | | | 昭島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) | 計画において、公共交通機関の利用促進、エコドライブ等を記載し、府内の周知に努めている。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 市民及び事業者における次世代自動車(ZEV)の普及促進 | 市民及び事業者における次世代自動車(ZEV)の普及促進 | ホームページ等において、次世代自動車(ZEV)に関する記事を掲載した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | エコ通勤デーの実施、マイカー利用の自粛等の推進、公共交通機関の利用促進 | エコ通勤デー | エコ通勤デーの実施を見合せている。 | D: 実施していない | 環境課 |
| | 2(4) | 森林を守り増やす活動の支援促進 | 樹木・樹林保存事業 | 保存樹木3本、保存樹林7件に補助金を交付するなど、緑の保全に取り組んでいる。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 森林整備、木材利用などによるカーボン・オフセットの取組の推進★ | 環境緑花フェスティバル | 本府舎で再エネ100%電気及びカーボンオフセット都市ガスを導入しているため、カーボンオフセットは実施していない。 | A: 予定以上に実施した | 環境課 |

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 | |
|-----------------------------|-------|---|---|---|---------------------------|--------------|-------|
| | | | | 概要 | 評価 | | |
| 3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち | 3(1) | 2(4) | フロンの適切な回収と処理に関する普及啓発 | フロンの適切な回収と処理に関する普及啓発 | 令和6年度において実施なし。 | D:実施していない | ごみ対策課 |
| | | ごみの分別の細分化と分別収集の徹底 | ごみの分別の徹底 | 冊子を配布、アプリを配信した。 | B:予定どおりに実施した | ごみ対策課 | |
| | | | ごみの分別の細分化と分別収集の徹底 | ペットボトル排出方法の徹底について、ごみ対策課と連携して検討及び準備を行った。 | B:予定どおりに実施した | 清掃センター | |
| | | | ごみの総資源化率の目標の達成に向けたリサイクルの推進 | ごみとして収集した家具・小物を修理・清掃し無料で提供した。 | B:予定どおりに実施した | ごみ対策課 | |
| | | ごみの減量化に関する市民への啓発 | ごみの減量化に関する市民への啓発 | リサイクル通信を全戸配布した。 | B:予定どおりに実施した | ごみ対策課 | |
| | | 廃棄物減量等推進員による地域での指導・啓発 | 廃棄物減量等推進員による地域での指導・啓発 | 地域で活躍できるようにするため、推進員向けの研修会を実施した。 | B:予定どおりに実施した | ごみ対策課 | |
| | | 市民団体による資源回収活動の推進、資源回収奨励金交付制度の拡充 | 市民団体による資源回収活動の推進、資源回収奨励金交付制度の拡充 | 回収量に応じて資源回収奨励金を交付した。 | B:予定どおりに実施した | ごみ対策課 | |
| | | 市民のリサイクル活動(フリーマーケット、不用品交換会など)の支援 | フリーマーケット、子ども服と本の交換会を開催 | フリーマーケット、子ども服と本の交換会を開催した。 | B:予定どおりに実施した | ごみ対策課 | |
| | | 市内で発生したせん定枝のリサイクル(ウッドチップへの再生等) | ウッドチップの作成 | サクラの木のウッドチップを11.6kg配布した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 | |
| | | 街路樹等の落ち葉を堆肥化 | 落ち葉のリサイクル | カブトムシの養殖が困難なため、落ち葉を活用できていない。 | D:実施していない | 環境課 | |
| | 3(2) | レジ袋や容器包装の削減、ワンウェイ製品からリユース可能製品への代替などの推進 | レジ袋や容器包装の削減、ワンウェイ製品からリユース可能製品への代替などの推進 | レジ袋や容器包装の削減、ワンウェイ製品からリユース可能製品への代替などの推進 | リサイクル通信(№37)等で広報した。 | B:予定どおりに実施した | ごみ対策課 |
| | | | リユース食器貸出事業 | 令和6年度は42件の貸出を実施し、前年度28件より大幅に増加した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 | |
| | | 過剰包装の自肅やばら売り、詰め替え商品の普及 | 過剰包装の自肅やばら売り、詰め替え商品の普及 | 令和6年度において実施なし。 | D:実施していない | ごみ対策課 | |
| | | 小売店等との連携による普及啓発 | 小売店等との連携による普及啓発 | 令和6年度において実施なし。 | D:実施していない | ごみ対策課 | |
| | | マイボトルの利用など、あらゆる場面でプラスチックを1つ減らす取り組み「プラスチックー1運動」の推進 | マイボトルの利用など、あらゆる場面でプラスチックを1つ減らす取り組み「プラスチックー1運動」の推進 | マイボトルの利用など、あらゆる場面でプラスチックを1つ減らす取り組み「プラスチックー1運動」の推進 | リサイクル通信(№37)、施設見学の際に周知した。 | B:予定どおりに実施した | ごみ対策課 |
| | | | プラスチックー1運動 | 使い捨てプラスチックの削減とマイボトルの普及推進を目的に、市制施行70周年記念オリジナル水筒を作成し、市内小中学生に配布を行った。 【令和6年度リユース事務用品実績】 クリアファイル(透明) 提供:1623枚、供給:1464枚 クリアファイル(色・柄付き) 提供:701枚、供給:447枚 | A:予定以上に実施した | 環境課 | |
| | | 公共施設でのマイボトル用給水スポットでの水の提供★ | マイボトル給水スポット設置事業 | 令和3年4月に設置が完了。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、同年7月2日から供用を開始した。 また、市政施行70周年を記念し、令和7年3月に新たな給水スポットを市役所敷地内に設置し、同年3月19日から供用を開始した。 | S:完了 | 環境課 | |
| | | 市指定収集袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討 | 市指定収集袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討 | 原材料のバイオプラスチック・ライスレジン等研究し検討していく。 | C:実施しているが、予定どおりに実施できなかった | 清掃センター | |

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|-----------------------------|-------|------------------------|------------------------|-----------------|--------------|--------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち | 3(3) | 食品のロス削減に向けた食品ロス実態調査の実施 | 食品のロス削減に向けた食品ロス実態調査の実施 | 令和6年度において実施なし。 | D:実施していない | ごみ対策課 |
| | | 食品ロス対策等の推進に向けた普及啓発 | 食品ロス対策等の推進に向けた普及啓発 | ホームページ等で広報した。 | B:予定どおりに実施した | ごみ対策課 |
| | | フードドライブの取組推進 | フードドライブの実施 | 窓口、小中学校で実施した。 | A:予定以上に実施した | ごみ対策課 |
| | 3(4) | 災害廃棄物処理計画の策定 | 災害廃棄物処理計画の策定 | 災害廃棄物処理計画を策定完了。 | S:完了 | ごみ対策課 |
| | | | 災害廃棄物処理計画の策定 | 令和6年3月策定済み。 | S:完了 | 清掃センター |

※ 所管課名は令和7年度4月1日時点のものとする。

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

個別目標3-1 持続可能な社会に向けた行動を支援する

(1) 環境に配慮したライフスタイルの普及

| | |
|-----|-----------------|
| 事業名 | 省エネ家計簿WEB版・アプリ版 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

地球温暖化の原因となる二酸化炭素やごみの排出量を少なくするライフスタイルを心がけ、併せて家計費の節約への励みとするための『省エネ家計簿』を各家庭に配付している『資源・ごみの収集カレンダー』に綴じ込みました。また、この家計簿を使用して市に報告する「あきしま省エネファミリー登録制度」を平成17年度からスタートし、令和6年度までに延べ847ファミリーが登録しています。さらに、家庭における省エネルギーの取組を促進させるため、従来の記述式に加え、誰でも気軽に利用できる省エネ家計簿アプリ版・Web版を構築し、日常で消費するエネルギーの削減効果や消費量の可視化を行うことによって利用者の拡大を図りました。

アプリ版・Web版では、令和6年度に49ファミリーの登録がありました。



省エネファミリー登録状況

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 年度内登録数 | 55(148人) | 46(122人) | 85(253人) | 62(169人) | 49(120人) |
| 累計登録数 | 605(1,922人) | 651(2,044人) | 736(2,297人) | 798(2,466人) | 847(2,586人) |

※ () 内は登録人数。

| | |
|-----|---------------------|
| 事業名 | 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

平成21年度から新エネルギー機器等の普及促進を目的として市内居住住宅に新エネルギー機器等を設置した市民を対象に「昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金制度」を始めました。

平成25年度からは、集合住宅、事務所又は事業所にも対象を拡大しました。

令和6年度補助金交付実績

| 補助対象機器 | 補助金交付件数 | 補助金額 |
|------------------------------------|---------|-------------------------|
| 太陽光発電システム | 103件 | 1万5千円(1キロワットあたり) 上限6万円 |
| 太陽熱高度利用システム | 0件 | 5万円 |
| 太陽熱温水器 | 1件 | 2万5千円 |
| 燃料電池 | 30件 | 5万円 |
| 蓄電池 | 62件 | 機器費の1/3以内の額 上限5万円 |
| LED照明器具改修工事 | 14件 | 工事費等の1/3以内の額 上限10万円 |
| LED照明器具(シーリングライト、ペンダントライト、ダウンライト等) | 34件 | 機器費の1/2以内の額 上限5千円(4台まで) |
| 合計 | 244件 | |

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

| | |
|-----|---------------|
| 事業名 | グリーンカーテンの普及啓発 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

環境緑花フェスティバルにおいて、講師を招き市民に向けたグリーカーテン講習会を実施しています。

| 年 度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 参 加 人 数 | 中止 | 中止 | 中止 | 23人 | 30人 |

※ 令和2・3・4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境緑花フェスティバルが中止となり、講習会も中止となりました。

(2) 事業所のゼロエミッションの取組の支援

| | |
|-----|--------------------|
| 事業名 | 環境配慮事業者ネットワークへの周知等 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

環境配慮事業者ネットワーク参加事業者に対し、東京都が実施する省エネ診断や各種研修会等の情報提供を行いました。

個別目標3－2 脱炭素社会を構築する

(1) 公共施設での省エネルギー、再生可能エネルギー導入の推進

| | |
|-----|--------------|
| 事業名 | 環境マネジメントシステム |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

平成15年にISO14001を認証取得し、環境負荷低減のため環境マネジメントシステムを推進してきました。平成26年度からは、これまでの運用実績を生かし、環境マネジメントシステムの全庁への普及拡大を目指すため、ISO14001認証を解除し、独自システムの運用を開始しました。環境マネジメントシステムを推進するための方向性を示す「昭島市環境方針（114頁参照）」を全庁に配布するとともに、ホームページでも公表しています。

平成26年度から、環境マネジメントシステムの適正な運用確認のため独自の環境監査を開始しました。システムの透明性を確保するため、監査員には、本市の職員の他、4市連携による府中市、調布市、日野市の職員も参加しました。

(1) 適用範囲

市役所本庁舎、水道部（東部配水場含む）、環境コミュニケーションセンター、清掃センター、勤労商工市民センター、市民会館・公民館、保健福祉センター、総合スポーツセンター、土地区画整理事務所、学校給食共同調理場、松原町コミュニティセンター、松原町高齢者福祉センター、拝島町高齢者福祉センター、朝日町高齢者福祉センター、アキシマエンシス及び東部出張所

(2) 主な取組内容

適用範囲において各課で環境目標を設定し取組を実施しています。また、その他に職員共通取組として電気使用量等の削減取組を行っています。

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

職員共通の取組目標値

| 分野名 | 目標 | 実績 | 達成状況 |
|--------------|--|--------|------|
| 庁用車燃料消費 | 庁用車燃料使用(Aバス・青パト・電気自動車・水素自動車を除く。)から発生する二酸化炭素排出量の合計を、H25年度に対して40%以上削減する。 | -53.3% | 達成 |
| 施設等の電力・燃料消費※ | 施設等の電力・燃料使用量に伴い排出される二酸化炭素排出量を、H25年度に対して30%以上削減する。 | -40.7% | 達成 |

※ 二酸化炭素換算による比較。

(3) 取組

| 日付 | 内容 |
|--------------------|----------------------|
| 4月19日 ～ 5月7日 | EMS説明会(動画) |
| 8月1～7日 | 環境監査の実施 |
| 10月21日 | 日野市環境監査派遣 |
| 11月1日 | 府中市環境監査派遣 |
| 12月25日 | マネジメントレビュー(市長による見直し) |



環境監査

| | |
|-----|------------------|
| 事業名 | 太陽光発電パネルの避難所への配備 |
| 担当課 | 総務部 防災安全課 |

令和元年の台風第15号や第19号の被災地域では、大規模かつ長期化する停電が発生し、直接的な影響のみならず、多くの住民や避難者が携帯電話やスマートフォンを使用できず、情報の取得や連絡ができないという事態が発生しました。住民や避難者からは充電ができる場所を求める声が多くあり、市もそのような事態に対応するため、市内の避難所43か所において、災害時における大規模かつ長期化する停電時でも、市民や避難者が携帯やスマートフォンの充電等ができるよう大容量のポータブル蓄電池と併せて配備しました。



大容量ポータブル蓄電池とソーラーパネル

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

(2) 住宅・建物での省エネルギー、再生可能エネルギーの導入の推進

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 事業名 | 立川基地跡地昭島地区民間利用街区まちづくりガイドラインに基づく誘導 |
| 担当課 | 都市計画部 地域開発課 |

「個々に省エネ、創エネ、蓄エネ等の低炭素化を図り、環境負荷低減を図る。」という項目を協議調整事項として設けた立川基地跡地昭島地区民間利用街区まちづくりガイドラインを市のホームページに掲載し、周知しています。

また、昭島市宅地開発等指導要綱に基づく申請のあった事業者に対して、ガイドラインに沿った緑空間の形成や低炭素化住宅整備の誘導をしています。

(3) 二酸化炭素(CO2)を排出しない交通に向けた取組の推進

| | |
|-----|-----------------------------|
| 事業名 | 市民及び事業者における次世代自動車（ZEV）の普及促進 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

ホームページ等において、次世代自動車（ZEV）に関する記事を掲載しました。

※ZEVとは、ゼロエミッションビークル（Zero Emission Vehicle）の略で、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などの地球温暖化の主たる原因とされるCO2などの温室効果ガスや大気汚染物質を排出しない乗り物のことです。

(4) その他の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進

| | |
|-----|-----------------------------|
| 事業名 | あきしま環境緑花フェスティバルでのカーボン・オフセット |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

カーボン・オフセットとは、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資する（クレジットを購入する）こと等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

例年、環境緑花フェスティバル開催時には1トン分のカーボン・オフセットを行っていましたが、令和6年度は開催会場の本庁舎で再エネ100%電気及びカーボンオフセット都市ガスを導入しているため、クレジットの購入は行いませんでした。

個別目標3-3 循環型社会を構築する

(1) 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

| | |
|-----|-----------|
| 事業名 | ごみ分別の徹底 |
| 担当課 | 環境部 ごみ対策課 |

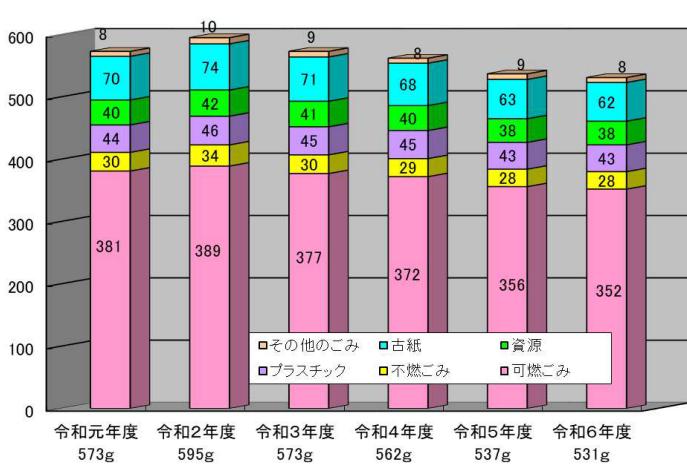
ごみの減量と分別の徹底による3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、平成16年10月から、市内全域での戸別収集（集合住宅を除く）を開始しました。

戸別収集実施以降、収集ごみ量は減少傾向にあり、令和6年度の収集ごみ量を令和元年度と比較すると、一人一日あたり42g、7.3%の減量となっています。市民の皆様の分別・減量意識が向上したことがわかります。

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

一人一日あたりのごみ量比較 (単位: g)

| | | 収集ごみ量 | | | | | |
|-------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 有料ごみ | 可燃ごみ | 381 | 389 | 377 | 372 | 356 | 352 |
| | 不燃ごみ | 30 | 34 | 30 | 29 | 28 | 28 |
| | 小計 | 411 | 423 | 407 | 401 | 384 | 380 |
| | プラスチック | 44 | 46 | 45 | 45 | 43 | 43 |
| | 合計 | 455 | 469 | 452 | 446 | 427 | 423 |
| 資源・古紙 | 資源 | 40 | 42 | 41 | 40 | 38 | 38 |
| | 古紙 | 70 | 74 | 71 | 68 | 63 | 62 |
| | 合計 | 110 | 116 | 112 | 108 | 101 | 100 |
| その他ごみ | | 8 | 10 | 9 | 8 | 9 | 8 |
| 総合計 | | 573 | 595 | 573 | 562 | 537 | 531 |
| 人口(各年10月1日) | | 113,347 | 113,589 | 113,840 | 114,228 | 114,412 | 114,941 |



粗大ごみ収集の様子

| | |
|-----|----------------------------|
| 事業名 | ごみの総資源化率化の目標達成に向けたリサイクルの推進 |
| 担当課 | 環境部 ごみ対策課 |

令和6年度のリサイクル率(総資源化率)は、36.5%となりました。引き続き市民、事業者、市で3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、リサイクル率(総資源化率)の向上にご協力ください。

| 年 度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総資源化率 | 36.9% | 36.2% | 35.6% | 35.6% | 36.5% |

| | |
|-----|------------------|
| 事業名 | ごみの減量化に関する市民への啓発 |
| 担当課 | 環境部 ごみ対策課 |

ごみ減量に向け、市民にごみの処理に関する理解を深めていただくため、小学生等の施設見学を随時受け入れるとともに、毎年5月30日にごみゼロの日施設見学会を実施、三多摩は一つなり交流事業として二ツ塚処分場の見学会等を開催しているほか、啓発ポスター募集やごみ減量のアイディアコンクールも実施しています。また、生ごみ減量につながるよう、年に5回程度ダンボールコンポスト講習会を開催しています。

リサイクル促進に向け、年に2回リサイクル通信を発行し全戸配布しているほか、適宜、ホームページ・ごみ分別アプリ等で情報を提供しています。

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

| | |
|-----|-----------------------|
| 事業名 | 廃棄物減量等推進員による地域での指導・啓発 |
| 担当課 | 環境部 ごみ対策課 |

地域で活躍できるようするため、推進員向け研修会を開催しています。

| | |
|-----|---------------------------------|
| 事業名 | 市民団体による資源回収活動の推進、資源回収奨励金交付制度の拡充 |
| 担当課 | 環境部 ごみ対策課 |

自治会や子ども会等の団体に奨励金を交付しています。

| | |
|-----|------------------------|
| 事業名 | フリーマーケット、子ども服と本の交換会を開催 |
| 担当課 | 環境部 ごみ対策課 |

リユース促進に向け、毎月第2日曜日（6月～9月・1月を除く）にフリーマーケット、年に3回（6月・10月・3月）、子ども服と本の交換会を開催しています。

| | |
|-----|-----------|
| 事業名 | ウッドチップの作成 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

市内で発生したせん定枝を利用し、ウッドチップ化して市民に無料配布しています。

以前は、ごみ対策課で行なっているリサイクル展や環境課で実施している苗木有料配布において配布していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントでの配布を中止し、現在は環境課窓口にてウッドチップを配布しています。

| 配布チップ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| サクラ | 27.8kg | 20.2kg | 18.8kg | 2.2kg | 11.6kg |
| 雑木 | 177kg | 153kg | 89kg | 4.2kg | — |

(2) プラスチック対策の推進

| | |
|-----|------------|
| 事業名 | リユース食器貸出事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

平成28年度に開催したあきしま環境緑花フェスティバル（環境課）、昭島ブランド・フードグランプリ（産業活性課）において、試行的にリユース食器を使用しました。

平成29年4月には、リユース食器使用の可能性を検討すべく、全庁職場ヘリユース食器使用に関するイベント調査を実施し、平成29年度においても、昭島市総合防災訓練（防災課）、昭島ブランド・フードグランプリ、あきしま環境緑花フェスティバル、2017青少年フェスティバル（子ども育成課）の4イベントにおいて、試行的にリユース食器を使用しました。

これらの試行結果を受け、平成30年7月1日より、ごみの減量化や地球温暖化防止を目的として、市内においてイベント等を開催する団体に対しリユース食器の貸出事業を開始しました。

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、貸出を中止としました。また、令和4年度は、感染症への予防対策を十分に行うことができると判断できるイベント等に限り、貸出を再開しましたが、実績はありません。

令和5年度以降は新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで各イベントが実施されるようになり、令和6年度は1,179.49kg-CO₂の温室効果ガスが削減出来ました。この削減量は、スギの木1本が1年間に吸収する量で例えると約84本分になります。

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

(単位：個/膳/本)

| 年度 | イベント開催数 | 食器類 | 箸 スプーン | 使用合計 | 備考 |
|-------|---------|--------|-----------|--------|------------|
| 令和2年度 | | 中止 | | | |
| 令和3年度 | | 中止 | | | |
| 令和4年度 | | 0回 | | | |
| 令和5年度 | 28回 | 8,781 | 3,329 | 12,110 | 市1回、一般 27回 |
| 令和6年度 | 42回 | 15,118 | 5,669 | 20,787 | 市1回、一般 41回 |

※ 令和元年度より、あきしま環境緑花フェスティバルでの使用分は除外。

| | |
|-----|---|
| 事業名 | マイボトルの利用など、あらゆる場面でプラスチックを1つ減らす取り組み「プラスチックー1運動」の推進 |
| 担当課 | 環境部 ごみ対策課 |

施設見学の際に周知を図っています。また、令和5年度から、プラスチックー1運動協力店制度を開始し、参加申請店の許可に基づきホームページで紹介しています。

| | |
|-----|-----------------|
| 事業名 | マイボトル給水スポット設置事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

使い捨てプラスチックの削減とその意識啓発や、深層地下水100%の安全でおいしい水のまち昭島をPRすることを目的として、令和3年3月にマイボトル用給水スポットをJR拝島駅、昭島駅、中神駅、東中神駅の駅前ロータリー付近に設置し、令和3年7月より供用開始しました（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、設置後すぐの供用は停止）。令和7年3月には昭島市市制施行70周年を記念して、市役所本庁舎敷地内に新たな給水スポットを設置し、供用開始しました。

利用者の利便性及び快適性を確保し、衛生的に管理するため、シルバー人材センターへの清掃委託を実施しています。

(単位：回/m³)

| 年度 | 拝島駅 | | 昭島駅 | | 中神駅 | | 東中神駅 | | 市役所 | |
|-------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|-----|-----|
| | 回数 | 水量 | 回数 | 水量 | 回数 | 水量 | 回数 | 水量 | 回数 | 水量 |
| 令和3年度 | 40,938 | 16.6 | 36,121 | 15.1 | 33,901 | 19.5 | 44,168 | 21.3 | — | — |
| 令和4年度 | 60,130 | 26.7 | 41,158 | 17.1 | 45,388 | 21.2 | 57,192 | 28.6 | — | — |
| 令和5年度 | 60,221 | 27.3 | 43,266 | 18.1 | 49,909 | 66.7 | 61,209 | 32.1 | — | — |
| 令和6年度 | 50,844 | 23.5 | 43,529 | 19.8 | 52,030 | 31.8 | 56,343 | 27.6 | 867 | 0.9 |

※ 回数は、利用者が給水ボタン及びフットスイッチを押した回数のため、利用者数とは一致しない。



給水スポット（中神駅）



給水スポット（市役所）

（3）食品ロス対策の推進

| | |
|-----|------------|
| 事業名 | フードドライブの実施 |
| 担当課 | 環境部 ごみ対策課 |

家庭で食べ切れない食品をごみとして捨てるのではなく、回収拠点に持参してもらうほか、令和4年度からは小・中学校でも回収を実施し、子ども食堂等に提供しています。なお、小・中学校でのフードドライブを含め、令和6年度の回収量は821.82kgでした。

（4）災害廃棄物対策

| | |
|-----|--------------|
| 事業名 | 災害廃棄物処理計画の策定 |
| 担当課 | 環境部 清掃センター |

震災、風水害等の災害時に発生する災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理することや、市民の混乱を最小限にすること等を目的とした「昭島市災害廃棄物処理計画」を令和6年3月に策定しました。計画の策定にあたっては、昭島市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、4回に渡りご審議いただいたほか、計画案についてパブリックコメントを実施し、3名の方から5件の意見が提出されました。なお、計画書は昭島市公式ホームページからご覧いただけます。

また、市では災害廃棄物処理に関連した協定を関係事業者と締結し、災害廃棄物発生時における協力体制の整備を進めています。

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

| 協定締結日 | 協定名 | 協定先 |
|------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 令和6年3月12日 | 災害時における廃棄物処理等に関する協定 | 有限会社原島組 株式会社貴藤 |
| 令和6年3月13日 | 処理不能事態における昭島市の可燃ごみ処理に関する協定 | オリックス資源循環株式会社 株式会社市川環境エンジニアリング |
| 令和6年12月20日 | 災害時における廃棄物処理用資機材の供給協力に関する協定 | 株式会社サンペイ多摩営業所 |
| 令和7年3月21日 | 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定 | 前田道路株式会社 |

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

●施策実施状況

★：重点的な取組

【実施状況の評価基準】

S：完了 A：予定以上に実施した

B：予定どおりに実施した

C：実施しているが、予定どおりに実施できなかった

D：実施していない

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|---------------------------|-------|---|------------------------------|---|--------------------------|-------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち | 1(1) | 洪水ハザードマップ・まるごとまちごとハザードマップを活用した啓発★ | 「昭島市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用した啓発活動 | 自治会、小中学校などから15件の出前講座及び防災教育の依頼を受け、ハザードマップ等を用いた防災啓発を実施した。 | B:予定どおりに実施した | 防災安全課 |
| | | 用水路や雨水・下水管等の適切な維持管理、雨水排水機能の強化★ | 長寿命化・防災減災計画 | 国・都の補助を活用し、市内2か所の用水路改修工事を実施した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | 雨水管清掃委託 | 苦情対応のため、雨水管382.0m、人孔10か所、雨水ます38か所の清掃を実施した。 | B:予定どおりに実施した | 管理課 |
| | | 雨水管等の水門の電動・遠隔制御型への切り替え★ | 雨水排水樋管ゲート改良工事 | 令和4年度に実施完了。 | S:完了 | 下水道課 |
| | | アンダーパスなど冠水しやすい場所の把握と対策の推進★ | 浸水対策工事 | 玉川町五丁目で工事を実施。雨水管42.01m敷設し、人孔1か所を設置した。 | B:予定どおりに実施した | 下水道課 |
| | | 防災行政無線等の各戸に伝わる情報発信手段の充実・強化★ | 昭島市防災情報サービスに対する補助金交付事業 | 浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者112件（令和7年3月31日時点）に対して、防災行政無線の戸別放送装置や使用料の補助を行った。 | B:予定どおりに実施した | 防災安全課 |
| | | 気象災害に備えるための市民の避難行動の周知★ | 市民向けの防災啓発 | 防災講話や市ホームページ、広報などを通じ、適宜、日頃からの備えなどの防災に関する意識啓発を図った。 | B:予定どおりに実施した | 防災安全課 |
| | | 降雨時の表面流出の抑制、河川や下水道への流出抑制のための雨水の貯留・浸透機能の確保（樹林地や農地の確保、雨水貯留浸透施設の導入促進）★ | 雨水貯留槽設置負担事業 | 雨水利用を促進するため雨水貯留槽を設置した者に補助金を水道部を介して交付した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | 雨水浸透施設設置助成金 | 1件申請あり。（雨水浸透ます4か所） | B:予定どおりに実施した | 下水道課 |
| | | | 緑地保全地域の指定拡大 | 東京都に対し要望等を行った。 | C:実施しているが、予定どおりに実施できなかった | 環境課 |
| | 1(2) | 土砂災害ハザードマップを活用した啓発★ | 「昭島市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用した啓発活動 | 自治会、小中学校などから15件の出前講座及び防災教育の依頼を受け、ハザードマップ等を用いた防災啓発を実施した。 | B:予定どおりに実施した | 防災安全課 |
| | | 崖線樹林地の保全、樹木の適正な管理、崖地からの土砂流入対策の検討★ | 崖線緑地保全事業 | 委託業者による年間管理を実施。また、倒木の恐れがある枯損木の伐採を行った。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 街路樹等の維持管理の方針又は基準づくりの検討★ | 公園・街路樹木の再更新指針（案） | 老木化及び根株腐朽菌等の侵食により落枝、倒木の恐れがあるものについて、伐採・伐根を行った。 | B:予定どおりに実施した | 管理課 |
| | | 気候変動影響の状況を踏まえた風水害対策の検証 | 地域防災計画の見直し | 「首都直下地震等による東京の被害想定」が令和4年5月に見直され、「東京都地域防災計画」が令和5年度に修正されたことに伴い、令和6年3月に「昭島市地域防災計画」の修正を行った。 | S:完了 | 防災安全課 |

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|---------------------------|-------|---|------------------------------|--|---------------|--------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち | 1(2) | 防災行政無線等の各戸に伝わる情報発信手段の充実・強化★ | 昭島市防災情報サービスに対する補助金交付事業 | 土砂災害警戒区域内の居住者21件(令和7年3月31日時点)に対して、防災行政無線の戸別放送装置及び利用についての補助金を交付した。 | B: 予定どおりに実施した | 防災安全課 |
| | | 気象災害に備えるための市民の避難行動の周知★ | 市民向けの防災啓発 | 防災講話や市ホームページ、広報などを通じ、適宜、日頃からの備えなどの防災に関する意識啓発を図った。 | B: 予定どおりに実施した | 防災安全課 |
| | 1(3) | 災害時の備蓄物資、救助用資材の充実 | 備蓄物資・食糧の確保 | 年度中に期限を迎える備蓄食糧を防災訓練やフードドライブで配布を行い、不足した食糧を新たに購入し、災害時における想定避難者数約3万人分の備蓄食糧を確保した。 | B: 予定どおりに実施した | 防災安全課 |
| | | 災害時に利用できる井戸水の確保の検討 | 災害対策用井戸水水質検査 | 市内25か所の井戸水について水質検査を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 防災安全課 |
| | | 防災行政無線等の各戸に伝わる情報発信手段の充実・強化★ | 昭島市防災情報サービスに対する補助金交付事業 | 浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者及び土砂災害警戒区域の居住者128件(令和7年3月31日時点)に対して、防災行政無線の戸別放送装置及び利用についての補助金を交付した。 | B: 予定どおりに実施した | 防災安全課 |
| | | 災害廃棄物発生に備えた体制づくり | 災害廃棄物発生に備えた体制づくり | 災害時業務計画を策定した。 | B: 予定どおりに実施した | ごみ対策課 |
| | | | 地域防災計画に基づく体制整備 | 災害廃棄物処理計画を令和6年3月に策定した。 | S: 完了 | 清掃センター |
| | 2(1) | 熱中症予防に対する市民への意識啓発(注意喚起、健康づくり、体力づくり、暑さ指数の周知)★ | 熱中症予防対策啓発事業 | 市報やHP、保健事業等で熱中症予防となる生活の工夫、発症の気づきと対処方法について啓発した。 | B: 予定どおりに実施した | 健康課 |
| | | | 高齢者への熱中症注意喚起(熱中症の予防啓発) | 熱中症予防喚起のチラシを高齢者福祉センター及び地域包括支援センターへ設置し配布した。また、7・8月の地域包括支援センター職員による高齢者世帯への訪問の際、当該チラシを配布し注意喚起を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 介護福祉課 |
| | | 清掃車のスピーカーを利用した市民への注意喚起 | 清掃車のチャイム(スピーカー)を利用した市民への注意喚起 | 清掃車のチャイムを使用し熱中症予防の周知放送を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 清掃センター |
| | | 「暑さ指数」を基準とした、熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくり(熱中症警戒アラートに基づくSNS、メール等による情報発信)の検討★ | 「暑さ指数」を基準とした熱中症予防の情報伝達手段の検討 | 熱中症警戒アラート(暑さ指数(WBGT)33以上)及び熱中症特別警戒アラート(暑さ指数(WBGT35以上))による熱中症予防の情報伝達について、各課と調整・検討を図り、市民へ熱中症の注意喚起を行っている。 | B: 予定どおりに実施した | 防災安全課 |
| | | | 熱中症予防の周知に係る体制づくり検討会議 | 環境課、防災安全課、健康課で熱中症予防の周知に係る体制づくり他、対策について検討した。 | B: 予定どおりに実施した | 健康課 |
| | | | 熱中症警戒アラートへの対応 | アラート発令時に、府内メールを活用し、関係部署への周知を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|---------------------------|-------|---|---|--|---------------|-----------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち | 2(1) | 「暑さ指数」を基準とした、熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくり(熱中症警戒アラートに基づくSNS、メール等による情報発信)の検討 | 「暑さ指数」を基準とした、熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくり(SNS、市民メール等による情報発信)の検討 | 平日に熱中症警戒アラートが発表されたときは、主管課がXで呼びかけを行ったのを確認した。 | B: 予定どおりに実施した | 広報課 |
| | | 熱中症対策のための屋外イベント等での対応基準の設定、イベント開催時期の調整の検討 | 屋外イベント熱中症対策基準作成 | 未実施。 | D: 実施していない | 健康課 |
| | | 熱中症対策に対する公共施設での備え(温湿度計、経口補水液、熱中症対策品、木陰づくり、小中学校でのミストシャワーの導入、校庭の芝生の維持など)の充実 | 熱中症対策に対する公共施設での備え | 教育総務課消耗品費で熱中症対策として各校経口補水液3本、飴2袋購入し、6月に配布した。 | B: 予定どおりに実施した | 教育総務課 |
| | | | 緑の学び舎づくり事業 | 小学校13校及び中学校3校の芝生維持管理委託を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 教育総務課 |
| | | | 熱中症対策に対する公共施設での備え | 保健福祉センターにおいて温度、湿度計での環境確認及び経口補水液を常備した。 | B: 予定どおりに実施した | 健康課 |
| | | 公共施設でのマイボトル用給水スポットでの水の提供(再掲)★ | マイボトル給水スポット設置事業 | 令和3年4月に設置が完了。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、同年7月2日から供用を開始した。また、市政施行70周年を記念し、令和7年3月に新たな給水スポットを市役所敷地内に設置し、同年3月19日から供用を開始した。 | S: 完了 | 環境課 |
| | | 公共施設での気温・暑さ指数・WBGTに基づく空調・換気の運転指針の検討 | 地球温暖化対策実行計画(事務事業編) | 夏は28°C、冬は19°Cを目標に保つように調節するように計画に記載している。 | S: 完了 | 環境課 |
| | | | 地球温暖化対策実行計画(事務事業編) | 夏は28°C、冬は19°Cを目標に保つように調節するように計画に記載し、庁内の周知に努めている。 | B: 予定どおりに実施した | 企画政策課 |
| | | 公共施設での屋外・屋内作業員への注意喚起★ | 熱中症警戒アラートへの対応 | アラート発令時に、庁内メールを活用し、関係部署への周知を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | 2(2) | 感染症対策に対する公共施設での備え(マスク、防護服、赤外線サーモグラフィー等)の充実 | 感染症対策公共施設設備蓄物品準備 | 令和5年度に備蓄した物品について、引き続き保管した。 | B: 予定どおりに実施した | 健康課 |
| | | 関係機関と連携した感染症対応に関する情報収集 | 感染症予防対策情報収集 | 令和5年度に完了。 | S: 完了 | 健康課 |
| | | 水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施 | 蚊が媒介する感染症予防対策 | 広報及びホームページ上で情報発信を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 健康課 |
| | | | 水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施 | 水溜まりができる箇所の点検をした。 | B: 予定どおりに実施した | 総務課 |
| | | | 水溜まりができる箇所の点検 | 施設の敷地内で管理員が実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 生活コミュニティ課 |
| | | | 夏の時期に、水溜まりができる箇所の点検 | 子育てひろば「なしのき」及び「ほりむこう」の園庭にて、水溜まりができるないか定期的に点検を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 子ども育成支援課 |

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|---------------------------|-------|---|------------------------------------|--|--------------------------|----------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち | 2(2) | 水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施 | 水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施 | 該当箇所を把握し、水溜まり場所は土砂等で埋め、埋められない場所は業者から見積もりを取り寄せた。 | C:実施しているが、予定どおりに実施できなかった | ごみ対策課 |
| | | | 水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施 | 水溜まりができる箇所の点検等を実施したが、報告することはなかった。 | B:予定どおりに実施した | 清掃センター |
| | | | 水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施 | 区画整理課が管理する事業用地等定期的に見回り、雑草・水溜まり等を発見し次第、適切に対処した。 | A:予定以上に実施した | 区画整理課 |
| | | | 水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施 | 調理場建て替えに伴い、水溜まり箇所が改善されたため実施していない。 | D:実施していない | 学校給食課 |
| | | | 水溜りができる箇所の点検及び蚊が媒介する感染症予防策の実施 | 敷地内の植込み部分やグレーチング部分を点検し、植込みの中に水溜りがあった際には、土で埋め、グレーチング部分は定期的に清掃を行った。 | B:予定どおりに実施した | 市民会館・公民館 |
| | | | 水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施 | 東京都作成のポスターを環境課に掲示し、市民への啓発周知を行った。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | 3(1) | 災害時の感染症対策の体制づくり | 感染症対策を考慮した避難所開設・運営の検討 | 令和3年10月に学校避難所運営マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策編」を策定し、非接触型体温計、フェースシールド、マスク、使い捨てゴム手袋等の感染症対策用品の備蓄を行った。 | S:完了 | 防災安全課 |
| | | | 災害時感染症対策 | 令和4年度に完了。 | S:完了 | 健康課 |
| | 3(2) | 崖線緑地の地盤調査の実施と維持管理方針(安全と生物多様性の配慮の考え方を含む)の検討(再掲)★ | 崖線緑地保全事業 | 委託業者による年間管理を実施。また、倒木の恐れがある枯損木の伐採を行った。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 土砂崩れ、水害に伴う生物の生息空間の喪失に関する調査、回復等の対策検討★ | 崖線緑地保全事業 | 委託業者による年間管理を実施。また、倒木の恐れがある枯損木の伐採を行った。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 水道事業への気候変動への影響の調査・検討 | 水道事業への気候変動への影響の調査・検討 | 未実施。 | D:実施していない | 業務課 |
| | | | 水道事業への気候変動への影響の調査・検討 | 未実施。 | D:実施していない | 工務課 |
| | | 深層地下水流动調査の結果や気候変動に関する情報を踏まえた適応策の検討 | 深層地下水流动調査 | 水道部で利用している深層地下水の起源地、流动経路が推測され、昭島市内での水收支の現状が把握された。 | S:完了 | 工務課 |
| | | | 深層地下水流动調査の結果や気候変動に関する情報を踏まえた適応策の検討 | 深層地下水流动調査の調査結果及び水源井の水位データから地下水量の現状調査を継続していく。なお、気候変動に関する検討は実施していない。 | B:予定どおりに実施した | 工務課 |
| | | 水道施設での非常用電源の維持 | 水道施設での非常用電源導入の拡充 | 全ての水道施設にて自家発電施設を維持管理している。 | B:予定どおりに実施した | 工務課 |

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|------------------------------|-------|---|-------------------------------------|--|---------------|-----|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち | 4(1) | 気候変動による影響や適応策についての普及啓発、情報発信 | 気候変動による影響や適応策についての普及啓発、情報発信 | 気候変動への適応について、市ホームページに掲載した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 雨量観測データや気候変動影響予測データなどの情報の活用 | 雨量観測データや気候変動影響予測データなどの情報の活用 | 未実施。 | D: 実施していない | 環境課 |
| | | 地域気候変動適応センター(東京都が設置予定)と連携した気候変動影響に関する情報の収集・提供 | 地域気候変動適応センターと連携した気候変動影響に関する情報の収集・提供 | 気候変動適応情報プラットフォームの情報及びリンク等をホームページに掲載した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | 4(2) | 気候変動適応に関する施策の調査・立案・推進に関する府内体制の構築 | 府内地球温暖化対策推進本部での検討 | 府内地球温暖化対策推進本部にて、クーリングシェルターの指定や民間施設への展開について、周知及び検討を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 事業者の事業継続計画(BCP)の策定、適応の観点を組み込んだ事業活動の促進 | 環境配慮事業者ネットワーク | 未実施(過去の事業者意見交換会時に周知)。 | D: 実施していない | 環境課 |

※ 所管課名は令和7年4月1日時点のものとする。

個別目標4－1 気候災害への備えの充実・強化

(1) 浸水・洪水対策 (2) 土砂災害・風害対策

| | |
|-----|------------------------------|
| 事業名 | 「昭島市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用した啓発活動 |
| 担当課 | 総務部 防災安全課 |

自治会、小中学校などから出前講座及び防災教育の依頼を受け、ハザードマップ等を用いた防災啓発などについて18回実施しました。

令和6年度出前講座一覧（※各講座において防災ガイドブックやハザードマップの説明や展示を実施）

| 日付 | 講座名 | 対象 | 内容 |
|--------|------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| 5月23日 | 防災講話 | つつじが丘団地（有志） | ノブさんの手記（DVD上映）、防災ガイドブック説明 |
| 6月12日 | 昭島市保育園長会研修 | 昭島市園長会 | 昭島市の防災対策、防災ガイドブック説明 |
| 6月16日 | 第10ブロック防災訓練 | 第10ブロック自治会員 | 備蓄物資、食糧の配布等 |
| 6月26日 | 防火防災講習会 | 商工会女性部部員20名程度 | ノブさんの手記（DVD上映）、防災ガイドブック説明、備蓄食糧の試食 |
| 7月13日 | 防災講話（昭和公園） | 地域福祉ネットワーク | マンホールトイレ実演、洪水ハザードマップ説明 |
| 8月3日 | 自治会連合会自治会長研修防災講和 | 自治会長 | 個別作成した資料（自助、水災、防災ガイドブック、避難）を用いた講話 |
| 9月14日 | アウトドア防災ワークシヨップ | 市民（申込抽選） | マンホールトイレの実演、備蓄倉庫内見学、備蓄食糧の配布 |
| 9月21日 | 避難所開設・運営訓練 | 青少年とともにあゆむ中神小地区委員会 | 備蓄倉庫内の説明、発電機、マンホールトイレ、パーテーション |
| 9月28日 | 第15ブロック瑞雲中合同防災訓練 | 第15ブロック自治会員50名、瑞雲中学校生徒240名 | 昭島市の防災対策について |
| 10月23日 | 都立拝島高校「災害発生時における防災対策について」 | 拝島高校1年生300名程度 | 昭島市の防災対策について |
| 10月27日 | 大神町自治会避難訓練（成隣小学校避難所開設・運営訓練） | 成隣小学校避難所運営委員、大神町自治会員 | 備蓄倉庫内の説明（発電機、マンホールトイレ、パーテーション等） |
| 12月3日 | 昭島市保健師事務連絡会 | 保健師 | 昭島市の防災対策について |
| 2月8日 | 光華小学校防災訓練 | 小学生、保護者 | マンホールトイレ、発電機、パーテーション、備蓄品の展示 |
| 2月8日 | 拝島第一小学校防災訓練 | 小学校1年、6年生 | 新聞紙スリッパ、マンホールトイレ説明 |
| 2月16日 | 田中町第16ブロック合同防災訓練 | 田中町自治会、田中町住宅自治会 | 防災備蓄倉庫見学、パーテーション、AED体験、救急処置、通報訓練 |
| 2月16日 | 清泉中学校避難所運営訓練 | 清泉中学校避難所運営委員 | 備蓄倉庫内の説明（発電機、マンホールトイレ、パーテーション） |
| 3月20日 | 3.11忘れない！みんなでおいでよ春祭り（昭島YOSAKOIカペラ） | イベント参加者 | 防災講話、非常食配布、こどもホスピス講話 |
| 3月23日 | 福島第5自治会防災訓練 | 福島第5自治会 | 防災ガイドブックの活用、防火貯水槽、スタンドパイプの説明 |

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

| | |
|-----|-------------|
| 事業名 | 長寿命化・防災減災計画 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

昭島用水土地改良区を中心に、市民及び関係機関との協働による農業用水路の適切な維持管理を実施しました。

また、令和6年度については、水路の長寿命化・防災減災計画として改修工事を実施しました。

| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 工事箇所 | 中神町二丁目 7番先 | 中神町二丁目 26番先 | 郷地町二丁目 37番先 | 福島町二丁目 33番先 | 福島町二丁目 33番先 |
| | | | 拝島町五丁目 5番先 | 拝島町四丁目 20番先 | 拝島町五丁目 7番先 |
| | | | | 拝島町二丁目 3番先 | |

※ 令和2・3・4年度（公共土地改良事業）

| | |
|-----|------------------------|
| 事業名 | 昭島市防災情報サービスに対する補助金交付事業 |
| 担当課 | 総務部 防災安全課 |

市内の浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者及び土砂災害警戒区域の居住者89件（令和7年3月31日時点）に対して、防災行政無線の個別受信機の設置及び利用についての補助金を交付しました。

昭島市防災情報サービス利用補助事業に係る申請件数及び契約件数（令和7年3月31日現在）

| | 土砂災害警戒区域 | 多摩川浸水想定区域 | 残堀川浸水想定区域 | 合計 |
|-------------|----------|-----------|-----------|------|
| 対象世帯(人数) | 168人 | 757人 | 14人 | 939人 |
| 申請件数 | 34件 | 207件 | 1件 | 319件 |
| 対象世帯数に対する割合 | 20% | 27% | 7% | 26% |
| 設置件数 | 23件 | 126件 | 0件 | 191件 |
| 対象世帯数に対する割合 | 14% | 17% | 0% | 16% |
| 現在利用件数 | 21件 | 68件 | 0件 | 89件 |
| 対象世帯数に対する割合 | 13% | 9% | 0% | 9% |

※ 令和6年度に東京都が残堀川流域の浸水想定区域の見直しを行い、想定区域の指定から多くの地域が解除されたが、契約していた世帯については内水氾濫の危険もあるため、補助事業を継続している。

| | |
|-----|------------|
| 事業名 | 地域防災計画の見直し |
| 担当課 | 総務部 防災安全課 |

令和4年5月に東京都防災会議において首都直下型地震等による東京の被害想定が10年ぶりに見直され、新たな被害想定が公表されました。この被害想定を基に、令和5年度に東京都地域防災計画が修正されたことに伴い、令和6年3月に昭島市地域防災計画について修正しました。

(3) 発災時の対応強化

| | |
|-----|------------|
| 事業名 | 備蓄物資・食糧の確保 |
| 担当課 | 総務部 防災安全課 |

年度中に期限を迎える備蓄食糧をフードドライブし、フードドライブした数量分の備蓄食糧を購入し、災害時における想定避難者数約3万人分の備蓄食糧の確保を行いました。

災害対策用応急食糧

| 品名 | 購入数 | 備考 |
|--------------|---------|---------|
| クリームサンドビスケット | 4,200食 | |
| ビスケット | 2,400食 | |
| アルファ米 | 14,400食 | 白飯、五目御飯 |
| ヒートレスシチュー | 2,142食 | |
| ライスクッキー | 2,400食 | |
| クラッカーハー | 10,745食 | |
| 液体ミルク | 864本 | |
| 粉ミルク | 420缶 | |
| とん汁・けんちん汁 | 18,000食 | |
| おかゆ | 3,600食 | 白がゆ、梅がゆ |

| | |
|-----|----------------------|
| 事業名 | 緊急医療救護所の設営準備、設営訓練の実施 |
| 担当課 | 保健福祉部 健康課 |

発災後72時間以内の負傷者を受け入れるための緊急医療救護所について、運営・設営用資機材を購入し、設営訓練を実施しました。さらに負傷者へ処方する医薬品の備蓄を行いました。

| | |
|-----|--------------|
| 事業名 | 災害対策用井戸水水質検査 |
| 担当課 | 総務部 防災安全課 |

災害時に緊急の生活用水として活用できる水源の確保を目的に、災害時協力井戸として協定を締結させていただいている井戸所有者の方を対象に、水質検査を実施しました。検査については、市内を東西地区に分け、隔年で水質検査を行っています。令和6年度は、西地区（田中町・拝島町・松原町・緑町）25か所の井戸水について水質検査を実施しました。

調査項目

| No. | 項目 | 水質基準 |
|-----|-----------------|------------|
| 1 | 外観 | 無色透明 |
| 2 | 色度 | 5度以下 |
| 3 | 濁度 | 2度以下 |
| 4 | 臭気 | 異常のないこと |
| 5 | PH値 | 5.8～8.6 |
| 6 | 亜硝酸性窒素 | 0.04mg/ℓ以下 |
| 7 | 硝酸性及び 亜硝酸性窒素 | 10mg/ℓ以下 |
| 8 | 塩素イオン | 200mg/ℓ以下 |
| 9 | TOC (全有機炭素) | 3mg/ℓ以下 |
| 10 | 一般細菌 | 100個/1ml以下 |
| 11 | 大腸菌群 | 検出されないこと |

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

個別目標4－2 熱中症や感染症などの健康影響への対策の充実・強化

(1) 熱中症予防・注意喚起

| | |
|-----|-------------|
| 事業名 | 熱中症予防対策啓発事業 |
| 担当課 | 保健福祉部 健康課 |

熱中症警戒アラート発出時にホームページ上でお知らせし熱中症予防のための対策について普及啓発しました。予防行動のチラシを作成し、保健福祉センターに来館した市民へ配布を行いました。また、公共の建物における掲示板などで熱中症予防の啓発ポスターなどを掲示しました。

| | |
|-----|------------------------------|
| 事業名 | 清掃車のチャイム（スピーカー）を利用した市民への注意喚起 |
| 担当課 | 環境部 清掃センター |

清掃車のチャイム（スピーカー）を利用し熱中症予防の周知放送を実施しました。

| | |
|-----|-----------------------|
| 事業名 | 熱中症対策に対する公共施設での備え |
| 担当課 | 学校教育部 教育総務課 保健福祉部 健康課 |

教育総務課では、各学校にミストシャワー、遮光ネット及び簡易テントを配備し、熱中症の対策をしています。

健康課では、保健福祉センター内に温湿度計を設置し、熱中症予防に関して建物内の環境に留意しています。また、経口補水液を常備し、館内利用の体調不良者の応急対応に使用しました。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 事業名 | 「暑さ指数」を基準とした熱中症予防の情報伝達手段の検討 |
| 担当課 | 総務部 防災安全課 保健福祉部 健康課 環境部 環境課 |

近年、熱中症による死者数・緊急搬送者数は著しい増加傾向にあり、気候変動等の影響を考慮すると熱中症対策は極めて重要な課題です。熱中症警戒アラート（暑さ指数（W B G T）33°C以上）は、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報です。

熱中症予防の情報伝達について、各課と調整・検討を図り、令和2年度から市民へ熱中症の注意喚起を実施し、令和6年度は防災行政無線及び携帯メール情報サービス、市公式X、ホームページで24回情報の発信を行いました。

また、令和6年4月から、熱中症警戒アラートの一段上の熱中症特別警戒アラートが新たに創設され、運用が開始されました。熱中症特別警戒アラートが発表される場合は、過去に例のない危険な暑さが予測され、人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがあります。また、危険な暑さから避けるための場所として、市町村長は「クーリングシェルター」を指定できることになりました。クーリングシェルターは熱中症特別警戒アラートが発表されている期間中、一般に開放されます。

熱中症警戒アラート発表状況

| 年 度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 対 象 月 | 4月～10月 | 4月～10月 | 4月～10月 |
| 発 表 日 数 | 10日 | 25日 | 24日 |

熱中症特別警戒アラート発表状況

| 年 度 | 令和6年度 |
|---------|--------|
| 対 象 月 | 4月～10月 |
| 発 表 日 数 | 0日 |

(2) 感染症予防・注意喚起

| | |
|------------|-----------------|
| 事業名 | 感染症対策公共施設備蓄物品準備 |
| 担当課 | 保健福祉部 健康課 |

新興感染症に備え、ニトリルグローブやマスク、フェイスシールドなどの衛生用品の備蓄を行いました。

| | |
|------------|-----------|
| 事業名 | 災害時感染症対策 |
| 担当課 | 保健福祉部 健康課 |

新型コロナウイルス感染症の蔓延下において、保健所や消防署のアドバイスをもとに、防災安全課と連携して、感染症対策を講じた避難所開設の具体的に検討・準備を行いました。

令和5年度は災害時に救急救護活動が速やかに実施できるよう三師会の協力のもと地域災害医療連絡協議会を立ち上げ、災害時の緊急医療救護所の設営に向けた検討を行いました。

個別目標4－3 自然生態系・水資源への影響への対応(1) 防災対策と生物多様性保全とのバランス確保

| | |
|------------|------------|
| 事業名 | 崖線緑地安全対策事業 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

市で管理している崖線緑地において、近隣住民が安心して安全に過ごすため、令和4年度に安全対策工事として、転落防止柵の設置や土砂の土留め工事を実施しました。

| 崖線緑地名 | 対策内容(住所) |
|---------|----------------------------|
| 福島町崖線緑地 | 転落防止柵の設置(中神町一丁目4番先) |
| 宮沢町崖線緑地 | 転落防止柵の設置・土留の設置(中神町二丁目35番先) |
| 田中町崖線緑地 | 転落防止柵の設置(中神町二丁目4番先) |

(2) 持続可能な水道

| | |
|------------|------------------------------------|
| 事業名 | 深層地下水流动調査の結果や気候変動に関する情報を踏まえた適応策の検討 |
| 担当課 | 水道部 工務課 |

深層地下水流动調査の調査結果と毎月の水道水源井の水位測定結果を照合し、地下水量の現状調査を継続しています。なお、気候変動に関する検討は実施しておりません。

個別目標4－4 気候変動対策（適応策）に関する啓発、情報提供**（1）情報提供・情報発信**

| | |
|------------|-----------------------------|
| 事業名 | 気候変動による影響や適応策についての普及啓発、情報発信 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

適応策についてホームページに記事を掲載するほか、6月に開催した環境パネル展でのパネル展示等で啓発を行いました。



環境パネル展での啓発

| | |
|------------|---|
| 事業名 | 地域気候変動適応センター（東京都が設置予定）と連携した気候変動影響に関する情報の収集・提供 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

東京都気候変動適応センターは、都内における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、令和4年1月に（公財）東京都環境公社東京都環境科学研究所に設置されました。市ではセンターから提供される最新情報を基に、新たな施策の検討等を行っています。

(2) 体制づくり

| | |
|-----|---------------|
| 事業名 | 環境配慮事業者ネットワーク |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

令和6年度の総会では、昨年度の活動報告における審議・承認、新年度の幹事・理事の選出及び紹介、活動計画案における審議・承認を実施し、新年度に向けた会議を開催しました。



総会の様子

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

●施策実施状況

★：重点的な取組

【実施状況の評価基準】

S:完了 A:予定以上に実施した

B:予定どおりに実施した

C:実施しているが、予定どおりに実施できなかった

D:実施していない

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|-------------------|--|---|--|--|--------------|-------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 5 みんなで環境活動に取り組むまち | 1(1) 多様なテーマにおける体験型学習の推進(あきしまの水、自然観察、ごみの減量化、省エネルギーの取組など)★ | 環境学習講座 | 都立小宮公園(八王子市)及び国営昭和記念公園で自然観察を行った。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 | |
| | | | | | | |
| | | 環境学習講座の実施★ | 環境学習講座 | 都立小宮公園(八王子市)及び国営昭和記念公園で自然観察を行った。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | アキシマエンシス(教育福祉総合センター)を活用した環境学習活動の推進 | アキシマエンシス(教育福祉総合センター)を活用した環境学習講座におけるアキシマエンシスの利用がなかったため、会場の提供も行わなかった。 | D:実施していない | アキシマエンシス管理課 | |
| | | | 環境学習講座 | アキシマエンシスではなく、あいぽっく(保健福祉センター)で講座を開催した。 | | 環境課 |
| | 市民との協働による学習教材・資材の開発 | 環境学習講座 | 未実施。 | D:実施していない | 環境課 | |
| 5 みんなで環境活動に取り組むまち | 1(2) 自然観察会を通じた子どもたちの自然環境への関心・理解の醸成★ | 環境意識の啓発 | 「森林教室」及び「カヌー教室」の開催について、ホームページや広報による啓発を行った。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 | |
| | | 環境学習講座 | 都立小宮公園(八王子市)及び国営昭和記念公園で自然観察を行った。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 | |
| | | 学校における地域人材の活用 | 学校における人材活用 | B:予定どおりに実施した | 指導課 | |
| | | 学校と地域住民等との連携による校外学習での環境学習の機会の提供(自然体験、農業体験など)★ | 豊かな自然環境を生かした教育の推進 | 市内の小学校1校、中学校1校において、地域住民と協力して米作りを実施した。 | B:予定どおりに実施した | 指導課 |
| | | | 花の応援事業 | 花の応援事業(春・秋)において、市内の小学生(約85名)、中学生(約74名)の参加があった。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | エコ・パークでの環境学習 | 花苗植えを実施した。 | B:予定どおりに実施した | ごみ対策課 |
| | 学校と地域住民等との連携による環境保全活動の実践 | みんなで実行ISOの実施 | 市内全小・中学校において、家庭科や総合的な学習の時間等を活用して、ごみの減量やリサイクル等について学習し、児童・生徒の環境に対する保全や美化の意識を高めた。 | B:予定どおりに実施した | 指導課 | |
| | | | | | | |
| | | 環境保全啓発事業 | 5月25日～6月2日にかけて市内の自治会・事業者と協働してクリーン運動を実施した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 | |
| | | 学校と地域住民等との連携による環境保全活動の実践 | 学校と地域住民等との連携による環境保全活動の実践 | 冬の原っぱ大会を開催した。 | B:予定どおりに実施した | ごみ対策課 |
| | | 環境学習を行う場づくり★ | 環境学習講座 | 都立小宮公園(八王子市)及び国営昭和記念公園で自然観察を行った。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|-------------------|-------|--|-----------------------------|---|--------------------------|-------|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 5 みんなで環境活動に取り組むまち | 1(3) | 環境活動リーダー養成講座の見直し、地域で活動している人材が活躍できる仕組みづくりの検討 | 環境活動リーダー | 6月に書面上にて活動内容を検討し、7月・9月に環境コミュニケーションセンターにて緑地の下草刈り・せん定を実施し、11月に観察会・学習会を開催した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 環境リーダー同士の情報交換の場づくり | 環境活動リーダー | せん定活動及び観察会・学習会の際に情報交換を行った。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 生涯学習サポーターの主体的な活動の支援 | 生涯学習サポーター養成講座 | 生涯学習サポーター養成講座「生涯学習サポーターの役割」等を実施した。 | B:予定どおりに実施した | 社会教育課 |
| | 2(1) | 市内の環境情報(参加機会の情報を含む)をタイムリーに発信できる仕組みづくり(SNS、アプリ等)★ | SNS開設 | 市公式X及び市公式LINEを積極的に活用し、環境情報を発信した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 昭島市の水・緑についての情報発信・PR | 環境パネル展 | 6月3日～7日に市役所市民ロビーで開催した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 生きものの情報収集・発信のしくみづくり★ | 生物多様性事業 | 継続して検討した。 | C:実施しているが、予定どおりに実施できなかつた | 環境課 |
| | | 市の広報紙やホームページで発信する環境情報の内容の充実 | 市内環境情報の発信 | 国や都からの環境関連情報等を市ホームページ及び広報あきしまにて随時掲載を行つた。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | 市の広報紙やホームページで発信する環境情報の内容の充実 | カーボンニュートラルに関する記事に公募したアイコンを入れ、書式を作り直した。 | B:予定どおりに実施した | 広報課 |
| | 2(2) | 市民等の参加による市内の環境情報を収集できる仕組みづくり★ | SNS開設 | 市民からの情報を掲載するかには、引き続き検討が必要。 | D:実施していない | 環境課 |
| | 3(1) | 市民や市民団体との連携・協力のためのネットワークづくり、そのためのニーズの把握 | 市民とのネットワーク | 環境緑花フェスティバル、苗木の有料配布及び春・秋2回の花の応援事業において、緑化推進協力員及び各ボランティア団体に協力を頂いた。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 市民や市民団体との連携・協力による環境保全活動の推進 | 環境保全啓発事業 | あきしま街なみクリーンアクション実行委員会の運営と、活動内容として市内クリーン運動や喫煙マナーアップキャンペーンを計画、実施した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 事業者との連携・協力によるまちの美化活動や安心安全なまちづくり活動の推進 | 環境保全啓発事業 | 5月25日～6月2日にかけて市内の自治会・事業者と協働してクリーン運動を実施した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | 環境配慮事業者ネットワーク | 令和7年1月に道路のごみ拾い活動を実施した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 市民や市民団体、事業者との情報交換ができる機会づくり | 昭島環境未来会議 | 令和7年1月に「生物多様性について」をテーマに開催。高校生17名が参加した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | | 環境配慮事業者ネットワーク | 各会議において、参加事業者と意見交換を実施した。 | B:予定どおりに実施した | 環境課 |

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

| 基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 事業名 | 実施状況 | | 担当課 |
|-------------------|-------|-------------------------------------|--------------------|---|---------------|-----|
| | | | | 概要 | 評価 | |
| 5 みんなで環境活動に取り組むまち | 3(1) | 将来を担う世代との意見交換の機会づくり(提案・アイデア、将来像など) | 昭島環境未来会議 | 令和7年1月に「生物多様性について」をテーマに開催。高校生17名が参加した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 市民団体や事業者による地域課題解決に向けた取組についての情報収集・PR | 環境配慮事業者ネットワーク | 各会議開催時に、事業者との意見交換において情報収集を実施した。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |
| | | 近隣自治体や都、国などとの連携・協力 | 近隣自治体や都、国などとの連携・協力 | 国や都からの環境関連情報をお市ホームページ及び広報あきしま等に掲載し、調査等への協力を行った。また、近隣自治体へ環境政策加速化事業の情報提供を行った。 | B: 予定どおりに実施した | 環境課 |

※ 所管課名は令和7年4月1日時点のものとする。

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

個別目標5－1 市民の力を発揮できる場づくり

(1) 地域での環境学習活動の推進

| | |
|-----|---------|
| 事業名 | 環境学習講座 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

身近なところから環境を学び、環境に負荷をかけない日常生活を実践してもらうため、環境学習講座を開催しました。企画・運営は東京都環境学習リーダー及び環境学習講座修了生の協力を得て行いました。

環境学習講座開催状況

| 回 | 開催日 | テーマ・内容 | 講師 | 参加者数 |
|---|--------|-------------------------|---|------|
| 1 | 7月6日 | 昭島のみどり ～身近なみどりを知ろう！～ | (公財)地球環境戦略研究 機関国際生態学センター 研究員 矢ヶ崎 朋樹 さん | 18人 |
| 2 | 11月30日 | 雑木林を見に行こう！ | 都立小宮公園 所長 蜂須賀 公之 さん | 19人 |
| 3 | 3月13日 | 雑木林を見に行こう！part2 | (一社)日本樹木医会 元会長／東京都支部理事 椎名 豊勝 さん | 20人 |
| | 8月10日 | 夏休み親子多摩川源流体験 | | 18人 |

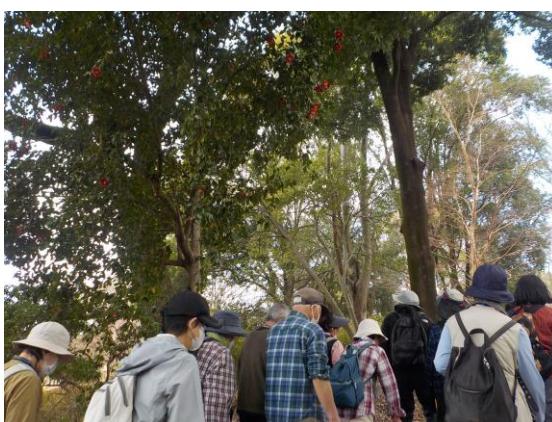
環境学習講座の様子



【保健福祉センター（あいぽっく）】
昭島のみどり～身近なみどりを知ろう！～



【都立小宮公園】
雑木林を見に行こう！



【国営昭和記念公園】
雑木林を見に行こう！part2



【夏休み親子環境学習講座】
多摩川源流体験

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

(2) 子どもたちへの環境教育、自然体験活動の推進

| | |
|-----|------------------------------|
| 事業名 | 学校における人材活用、豊かな自然環境を生かした教育の推進 |
| 担当課 | 学校教育部 指導課 |

自然環境に対する理解を深めるため、地域等の農業生産者の協力を得て、校外学習において、農業体験を行いました。

| 教 室 | 学 校 |
|-------|-------------|
| 米作り教室 | 共成小学校・福島中学校 |



田植えの様子（福島中学校）

| | |
|-----|-----------|
| 事業名 | みんなで実行ISO |
| 担当課 | 学校教育部 指導課 |

市内全小・中学校にて、「電気を大切に使う」・「水を大切に使う」・「ごみを減らす」の3項目を目標として、児童・生徒の環境に対する保全や美化の意識を高めています。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| みんなで実行ISO | 小・中学校19校 | 小・中学校19校 | 小・中学校19校 | 小・中学校19校 | 小・中学校19校 |

| | |
|-----|--------------------------|
| 事業名 | 学校と地域住民等との連携による環境保全活動の実践 |
| 担当課 | 環境部 ごみ対策課 |

毎年12月にエコ・パーク緑を育むゾーンにて開催している「冬の原っぱ大会」において自然観察ツアーを実施しています。

(3) 環境活動リーダーの活躍促進

| | |
|-----|----------|
| 事業名 | 環境活動リーダー |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

平成26年度から緑あふれるまちづくりを目的に、市と協働で市の管理緑地の維持管理等や、植物に関する知識や技術を維持・向上するための講習、見学会などを開催しています。

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

令和6年度は絶滅危惧種のキンランの保護及び市の管理緑地の維持管理等の一環としてせん定・草刈り活動を実施し、環境活動リーダー養成のための講習・見学会も開催しました（新規認定者はいませんでした）。

| 活動日 | 活動内容 | 参加者数 |
|--------|----------------------------|------|
| 7月4日 | せん定・草刈り活動（環境コミュニケーションセンター） | 7人 |
| 10月10日 | せん定・草刈り活動（環境コミュニケーションセンター） | 7人 |
| 11月30日 | 講習・見学会（東京都薬用植物園） | 2人 |

| 年 度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認定者数 | 25名 | 23名 | 27名 | 27名 | 27名 |



せん定・草刈り活動（環境コミュニケーションセンター）及び講習・見学会（東京都薬用植物園）

| | |
|-----|---------------|
| 事業名 | 生涯学習サポーター養成講座 |
| 担当課 | 生涯学習部 社会教育課 |

市民による生涯学習を推進する人材育成のため、生涯学習サポーター養成講座を開講しました。

楽しく学ぶ・暮らす・つながる 生涯学習サポーター養成講座

| 回 | 開催日 | 内 容 | 受講者数 |
|---|-------|--------------|------|
| 1 | 2月5日 | 生涯学習サポーターの役割 | 5人 |
| 2 | 2月12日 | 講座のタネを探してみよう | 6人 |
| 3 | 2月19日 | 講座を作ってみよう | 5人 |
| 4 | 2月26日 | 生涯学習サポーターとして | 4人 |

※ 会場はいずれもアキシマエンシス校舎棟会議室202及び会議室203。

個別目標5－2 環境情報を収集・発信する

（1）市民等への情報発信 （2）情報収集の仕組みづくり

| | |
|-----|---------|
| 事業名 | 環境パネル展 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

環境保全啓発パネルの展示等を市役所庁舎1階市民ロビーで行いました。（令和6年6月3日～7日）

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち



環境パネル展

| | |
|-----|-----------------|
| 事業名 | SNSを活用した環境情報の発信 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

環境に関連した最新情報について、市公式XやLINEを活用し、市民に向けて発信しています。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 事業名 | 市の広報紙やホームページで発信する環境情報の内容の充実 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

広報あきしまにおいて毎月カーボンニュートラルに関するコラムを掲載し、市域の脱炭素化に向けて情報を発信しました。また、ごみ対策課が発行するリサイクル通信の半面をカーボンニュートラル通信とし、年2回脱炭素に関する記事を掲載しました。

市のホームページについても情報を随時更新し、内容の充実を図りました。

個別目標5－3 さまざまな主体との協働を進める

(1) 多様な主体がステークホルダーとして参加するパートナーシップの構築

| | |
|-----|-----------------|
| 事業名 | あきしま環境緑花フェスティバル |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

かけがえのない環境を将来にわたって維持していくためには、市民と事業者と市が協力して取り組むことが大切です。こうした環境保全の取組に対する活動の輪を広げるため、令和6年4月28日に「あきしま環境緑花フェスティバル」を開催しました。市民や事業者の代表からなるあきしま環境緑花フェスティバル実行委員会が企画運営し、当日は約4,000人の来場者がありました。



市民ロビーの展示



駐車場の展示

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

| | |
|-----|----------|
| 事業名 | 昭島環境未来会議 |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

昭島環境未来会議は、市内の高校生と一緒に、様々な環境問題について話し合う場として開催しています。令和6年度は「生物多様性について」をテーマに、N P O 法人自然環境アカデミー代表を講師に迎え、生物多様性の大切さや現状、身近な問題点についての基調講演を行い、参加した高校生17名がグループディスカッションの後に発表をしました。



基調講演の様子



グループ発表の様子

| | |
|-----|---------------|
| 事業名 | 環境配慮事業者ネットワーク |
| 担当課 | 環境部 環境課 |

昭島市環境配慮事業者ネットワークは、環境負荷低減に向けた取組について情報を交換し、各事業者の更なる環境配慮の取組の向上を目指すとともに、事業者の立場から地域社会の持続的な発展に資することを目的に活動しています。令和6年度は総会及び全体会議（オンライン併用）の開催、環境パネル展への出展、産業まつりへの出展、つつじが丘ハイツ北住宅団地北側通り・はなみずき通り周辺道路のごみ拾い活動の実施。工場・施設見学を開催、あきしま環境緑花フェスティバルへの出展を行いました。

令和6年4月現在、昭島市を含め33事業者が加入しています。



産業まつりの出展



施設見学会（パナソニックセンター東京）

1 計画策定の背景と目的

気候変動に関する政府間パネル（I P C C）が公表した第6次評価報告書（令和3〔2021〕年）によると、平成22（2010）～令和元（2019）年の世界の平均気温は、工業化以前と比べ、約1.09℃上昇しました。また、将来の気温は、令和3（2021）年から令和22（2040）年の間に1.5℃の上昇に達するとの見通しが示されるとともに、21世紀末では、最も温暖化が進んだ場合で最大5.7℃の上昇、最も温暖化を抑えた場合でも約1.8℃の上昇が予測されています。

進行しつつある地球温暖化は、様々な気候変動を引き起こしています。世界中で強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつ、熱波、寒波といった異常気象により、多数の死者や農作物への甚大な被害などが発生し、気候危機とも呼ばれる深刻な状況になっています。

こうした状況の中、平成27（2015）年11～12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）においてパリ協定が採択され、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目的に、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする方針が打ち出されました。

パリ協定を受け、令和2（2020）年10月の菅内閣総理大臣による所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。」ことが宣言されました。また、令和3（2021）年4月にオンラインで開催された気候サミット（首脳会議）では、2050年カーボンニュートラルの長期目標と整合的で野心的な目標として、「日本は、令和12（2030）年度において温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減を目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける。」という決意が表明されました。

東京都においては、令和元（2019）年5月、令和32（2050）年にC O 2排出実質ゼロに貢献するゼロエミッション東京を実現することを宣言しました。また、令和3（2021）年には、2050年C O 2排出実質ゼロに向けて、令和12（2030）年までの今後の10年間の行動が極めて重要であるとし、令和12（2030）年までに都内の温室効果ガス排出量を50%削減（平成12〔2000〕年比）すること、再生可能エネルギー電気の利用割合を50%まで高めることを表明しました。

本市では、平成12年10月に昭島市環境基本条例を施行し、平成14年3月には昭島市環境基本計画を策定しました。令和4年3月に改定した昭島市環境基本計画では、「気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に」を将来の望ましい環境像として掲げ、環境施策を総合的かつ計画的に実施しています。地球温暖化対策としては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減目標を掲げた昭島市地球温暖化対策実行計画を平成14年3月に、第二次昭島市地球温暖化対策実行計画を平成19年3月に、第三次昭島市地球温暖化対策実行計画を平成25年3月に、そして令和4年3月に新たな地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しました。

市域全体から排出される温室効果ガス削減についても市民、事業者と協働し、取り組むべく、平成24年3月に昭島市環境基本計画を改定し、昭島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を盛り込みました。

令和4年3月に改定した昭島市環境基本計画においても、引き続き地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包しており、昭島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）により、事業者として温室効果ガス削減を進めていくと同時に、昭島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により、市域全体の温室効果ガス削減にも努めています。

2 計画の期間

計画の期間は、平成25（2013）年度を基準年度として、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、5年後に中間見直しを行うこととします。なお、本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画の基準年度に合わせ、平成25（2013）年度とします。目標年度については、環境基本計画の市域における温室効果ガス排出量の削減目標の目標年度と整合するよう、令和12（2030）年度に設定します。

第2章 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

3 計画の範囲

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定する7種類の物質のうち二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。

計画の対象範囲は、本庁舎及び出先機関を含めた全ての市の組織及び施設等に係る事務事業とします。また、指定管理制度の施設や委託等により実施する事務事業は、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請するとともに、省エネ法で報告義務のある施設に係る事務事業については対象範囲とします。

なお、計画期間中の施設等の新設・改廃などによる温室効果ガスの排出量の増減も、目標年度における温室効果ガス総排出量に含めます。

4 計画の目標

平成25（2013）年度を基準年度として、令和12（2030）年度までに市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を75%削減することを目標としています。（2030年カーボン25）

○温室効果ガスの総排出量の削減目標

本市における温室効果ガスの総排出量の削減目標は、次のとおりです。

| 総排出量の削減目標 (t-CO ₂ /年) | 平成25(2013)年度 (基準年度) | 令和12(2030)年度 (目標年度) | 削減目標 |
|-------------------------------------|------------------------|------------------------|-------------------|
| | 14,052.0 | 3,513.0 | 基準年度比で 75%削減する |

○温室効果ガス排出抑制のための取組

温室効果ガス排出削減目標を達成するために、①環境マネジメントシステムにより培った、オール昭島での率先行動（省エネ活動や3R活動の実践など）、②公共施設の改修等の機会をとらえた省エネ改修等の推進、③再生可能エネルギーの利用拡大の3項目を2030年カーボン25の実現に向けた取組方針として計画に定めており、市役所が一事業者として市民・事業者の模範となれるよう、率先して脱炭素化の取組を推進しています。

5 実施結果報告

令和6（2024）年度の温室効果ガスの排出量は、下の表のとおり、基準年度である平成25（2013）年度に対して40.3%の削減となりました。公共施設等への再エネ100%電気・カーボンオフセット都市ガスの導入が、温室効果ガスの削減に大きく貢献しました。目標の達成には、再エネ100%電気、カーボンオフセット都市ガスの導入を更に進めていく必要がありますが、エネルギー使用量を減らしていく取組も重要であることから、引き続き節電や照明のLED化などの省エネの取組も推進していきます。

○温室効果ガス排出量

| 平成25(2013)年度 | 令和6(2024)年度 | 増減率 |
|---------------------------|--------------------------|--------|
| 14,052.0t-CO ₂ | 8,388.2t-CO ₂ | 40.3%減 |

※ 温室効果ガスの排出量は、電気や都市ガスなどの使用量や自動車走行距離に基づく活動量に排出係数を乗じて算出しています。なお、カーボンオフセット都市ガスについては、排出係数をゼロとして算出しています。

第3章 調査データ

1 湧水調査(事業実施報告13~14頁のデータ) (令和6年度)

湧水量調査結果

| 調査場所 | | | 春期(5月17日) | | | 夏期(9月20日) | | |
|------|---------|--------------|----------------------------|------------|-------------|----------------------------|------------|-------------|
| 番号 | 名称 | 所在地 | 湧水量 (m ³ /日) | 水温 (°C) | 水素イオン 濃度 | 湧水量 (m ³ /日) | 水温 (°C) | 水素イオン 濃度 |
| 1 | 都営拝島団地下 | 拝島町5-13 | 湧水なし | | | 測定不能 | | |
| 2 | 龍津寺 | No.1 拝島町5-2 | 18.3 | 16.7 | 7.06 | 112.9 | 22.5 | 6.64 |
| | | No.2 " | 60.9 | 18.1 | 7.12 | 79.7 | 22.8 | 6.41 |
| | | No.3 " | 19.4 | 18.2 | 6.87 | 41.2 | 23.8 | 6.72 |
| 3 | 花井の井戸 | 拝島町4-16 | 測定不能 | 17.8 | 6.99 | 測定不能 | | |
| 4 | 拝島公園 | No.1 拝島町1-10 | 湧水なし | | | 湧水なし | | |
| | | No.2 " | 湧水なし | | | 43.9 | 22.4 | 7.00 |
| | | No.3 " | 測定不能 | | | 測定不能 | | |
| | | No.4 " | 73.5 | 17.0 | 6.97 | 64.5 | 21.7 | 6.64 |
| 5 | おねいの井戸 | 拝島町1-10 | 1.0 | 17.1 | 7.38 | 0.8 | 23.7 | 7.07 |
| 6 | 拝島大師 | 拝島町1-6 | 6.5 | 17.8 | 7.00 | 37.5 | 21.9 | 6.55 |
| 7 | 諏訪神社 | 宮沢町2-35-23 | 205.7 | 18.2 | 7.13 | 154.3 | 21.2 | 6.77 |
| 8 | 個人住宅 | 宮沢町2-32 | 1545.5 | 18.9 | 7.10 | 2465.2 | 21.5 | 6.52 |
| 9 | 熊野神社 | 中神町1-12-7 | 35.1 | 18.0 | 7.51 | 102.2 | 21.6 | 6.68 |
| 10 | 福厳寺 | 中神町1-3-3 | 湧水なし | | | 湧水なし | | |
| 11 | 広福寺 | 福島町2-14-7 | 湧水なし | | | 湧水なし | | |
| 12 | 井戸出の清水 | 福島町2-21 | 湧水なし | | | 湧水なし | | |

| 調査場所 | | | 秋期(12月10日) | | | 冬期(2月25日) | | |
|------|---------|--------------|----------------------------|------------|-------------|----------------------------|------------|-------------|
| 番号 | 名称 | 所在地 | 湧水量 (m ³ /日) | 水温 (°C) | 水素イオン 濃度 | 湧水量 (m ³ /日) | 水温 (°C) | 水素イオン 濃度 |
| 1 | 都営拝島団地下 | 拝島町5-13 | 湧水なし | | | 湧水なし | | |
| 2 | 龍津寺 | No.1 拝島町5-2 | 測定不能 | | | 湧水なし | | |
| | | No.2 " | 36.1 | 18.8 | 6.43 | 測定不能 | | |
| | | No.3 " | 4.8 | 18.5 | 6.44 | 湧水なし | | |
| 3 | 花井の井戸 | 拝島町4-16 | 測定不能 | | | 湧水なし | | |
| 4 | 拝島公園 | No.1 拝島町1-10 | 湧水なし | | | 湧水なし | | |
| | | No.2 " | 湧水なし | | | 湧水なし | | |
| | | No.3 " | 湧水なし | | | 湧水なし | | |
| | | No.4 " | 湧水なし | | | 湧水なし | | |
| 5 | おねいの井戸 | 拝島町1-10 | 2.3 | 11.8 | 7.02 | 0.5 | 6.8 | 7.30 |
| 6 | 拝島大師 | 拝島町1-6 | 湧水なし | | | 湧水なし | | |
| 7 | 諏訪神社 | 宮沢町2-35-23 | 21.4 | 17.3 | 7.08 | 湧水なし | | |
| 8 | 個人住宅 | 宮沢町2-32 | 485.5 | 17.5 | 6.81 | 68.3 | 12.0 | 7.80 |
| 9 | 熊野神社 | 中神町1-12-7 | 湧水なし | | | 湧水なし | | |
| 10 | 福厳寺 | 中神町1-3-3 | 湧水なし | | | 湧水なし | | |
| 11 | 広福寺 | 福島町2-14-7 | 湧水なし | | | 湧水なし | | |
| 12 | 井戸出の清水 | 福島町2-21 | 湧水なし | | | 湧水なし | | |

※ 平成27年度から、測定回数が年間4回となった。

※ 測定不能については、湧水量が少ないため。

※ 湧水なしについては、湧水部が確認できないため。

第3章 調査データ

湧水水質調査結果（龍津寺）

| 調査項目 | 調査年月 | | | | 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | |
|-----------------------|-------|---------|---------|----|-------|---------|---------|----|-------|----|-----|----|
| | 4月 | 6月 | 11月 | 1月 | 4月 | 6月 | 11月 | 1月 | 4月 | 6月 | 11月 | 1月 |
| 水素イオン濃度(pH) | 6.4 | 6.7 | 6.9 | | 7.5 | 7.2 | 7.1 | | | | | |
| 大腸菌数(CFU/100mL) | 2 | 4 | 0 | | 11 | <1 | <1 | | | | | |
| 全窒素(mg/L) | 3.89 | 5.42 | 3.61 | | 4.64 | 4.20 | 4.27 | | | | | |
| 全りん(mg/L) | 0.015 | 0.015 | 0.019 | | 0.059 | 0.058 | 0.056 | | | | | |
| 全シアン(mg/L) | — | <0.1 | <0.1 | | — | <0.1 | <0.1 | | | | | |
| カドミウム(mg/L) | — | <0.0003 | <0.0003 | | — | <0.0003 | <0.0003 | | | | | |
| 鉛(mg/L) | — | <0.002 | <0.002 | | — | <0.002 | <0.002 | | | | | |
| 六価クロム(mg/L) | — | <0.01 | <0.01 | | — | <0.01 | <0.01 | | | | | |
| ヒ素(mg/L) | — | <0.005 | <0.005 | | — | <0.005 | <0.005 | | | | | |
| 総水銀(mg/L) | — | <0.0005 | <0.0005 | | — | <0.0005 | <0.0005 | | | | | |
| PCB(mg/L) | — | <0.0005 | <0.0005 | | — | <0.0005 | <0.0005 | | | | | |
| ジクロロメタン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| 四塩化炭素(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| 1,2-ジクロロエタン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| 1,1-ジクロロエチレン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| 1,1,1-トリクロロエタン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| 1,1,2-トリクロロエタン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| トリクロロエチレン(mg/L) | — | <0.0001 | <0.0001 | | — | <0.0001 | <0.0001 | | | | | |
| テトラクロロエチレン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| 1,3-ジクロロプロペン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| ベンゼン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| チウラム(mg/L) | — | <0.0006 | <0.0006 | | — | <0.0006 | <0.0006 | | | | | |
| シマジン(mg/L) | — | <0.0003 | <0.0003 | | — | <0.0003 | <0.0003 | | | | | |
| チオベンカルブ(mg/L) | — | <0.0003 | <0.0003 | | — | <0.0003 | <0.0003 | | | | | |
| 1,4-ジオキサン(mg/L) | — | <0.005 | <0.005 | | — | <0.005 | <0.005 | | | | | |
| セレン(mg/L) | — | <0.002 | <0.002 | | — | <0.002 | <0.002 | | | | | |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L) | 2.87 | 4.45 | 3.04 | | 4.59 | 4.25 | 4.10 | | | | | |
| フッ素(mg/L) | 0.02 | 0.03 | 0.03 | | 0.08 | 0.08 | 0.10 | | | | | |
| ホウ素(mg/L) | 0.02 | 0.03 | 0.03 | | 0.01 | 0.02 | 0.02 | | | | | |
| 塩化ビニルモノマー(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |

渴水のため採水不能

渴水のため採水不能

第3章 調査データ

湧水水質調査結果（諏訪神社）

| 調査項目 | 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | |
|-----------------------|-------|---------|---------|-----------|-------|---------|---------|-----------|
| | 4月 | 6月 | 11月 | 1月 | 4月 | 6月 | 11月 | 1月 |
| 水素イオン濃度 (pH) | 6.4 | 6.9 | 6.9 | 渴水のため採水不能 | 7.4 | 7.6 | 7.2 | 渴水のため採水不能 |
| 大腸菌数 (CFU/100mL) | 2 | 2 | 2 | | 1 | <1 | <1 | |
| 全窒素(mg/L) | 7.23 | 5.82 | 5.66 | | 6.41 | 5.55 | 5.26 | |
| 全りん(mg/L) | 0.018 | 0.012 | 0.017 | | 0.044 | 0.044 | 0.039 | |
| 全シアン(mg/L) | — | <0.1 | <0.1 | | — | <0.1 | <0.1 | |
| カドミウム(mg/L) | — | <0.0003 | <0.0003 | | — | <0.0003 | <0.0003 | |
| 鉛(mg/L) | — | <0.002 | <0.002 | | — | <0.002 | <0.002 | |
| 六価クロム(mg/L) | — | <0.01 | <0.01 | | — | <0.01 | <0.01 | |
| ヒ素(mg/L) | — | <0.005 | <0.005 | | — | <0.005 | <0.005 | |
| 総水銀(mg/L) | — | <0.0005 | <0.0005 | | — | <0.0005 | <0.0005 | |
| PCB(mg/L) | — | <0.0005 | <0.0005 | | — | <0.0005 | <0.0005 | |
| ジクロロメタン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | |
| 四塩化炭素(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | |
| 1,2-ジクロロエタン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | |
| 1,1-ジクロロエチレン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | |
| 1,1,1-トリクロロエタン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | |
| 1,1,2-トリクロロエタン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | |
| トリクロロエチレン(mg/L) | — | <0.0001 | <0.0001 | | — | <0.0001 | <0.0001 | |
| テトラクロロエチレン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | |
| 1,3-ジクロロプロパン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | |
| ベンゼン(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | |
| チウラム(mg/L) | — | <0.0006 | <0.0006 | | — | <0.0006 | <0.0006 | |
| シマジン(mg/L) | — | <0.0003 | <0.0003 | | — | <0.0003 | <0.0003 | |
| チオベンカルブ(mg/L) | — | <0.0003 | <0.0003 | | — | <0.0003 | <0.0003 | |
| 1,4-ジオキサン(mg/L) | — | <0.005 | <0.005 | | — | <0.005 | <0.005 | |
| セレン(mg/L) | — | <0.002 | <0.002 | | — | <0.002 | <0.002 | |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L) | 6.83 | 5.22 | 4.55 | | 6.48 | 5.54 | 5.16 | |
| フッ素(mg/L) | 0.02 | 0.02 | 0.02 | | 0.06 | 0.06 | 0.08 | |
| ホウ素(mg/L) | 0.02 | 0.02 | 0.02 | | 0.01 | 0.01 | 0.02 | |
| 塩化ビニルモノマー(mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | |

第3章 調査データ

湧水水質調査結果（拝島大師）

| 調査項目 | 調査年月 | | | | 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | |
|------------------------|-------|---------|---------|----|-------|---------|---------|----|-------|----|-----|----|
| | 4月 | 6月 | 11月 | 1月 | 4月 | 6月 | 11月 | 1月 | 4月 | 6月 | 11月 | 1月 |
| 水素イオン濃度 (pH) | 6.2 | 6.9 | 6.9 | | 7.4 | 7.2 | 7.1 | | | | | |
| 大腸菌数 (CFU/100mL) | 2 | 0 | 0 | | <1 | <1 | <1 | | | | | |
| 全窒素 (mg/L) | 4.05 | 4.23 | 4.85 | | 5.36 | 5.04 | 4.76 | | | | | |
| 全りん (mg/L) | 0.022 | 0.013 | 0.016 | | 0.051 | 0.049 | 0.046 | | | | | |
| 全シアン (mg/L) | — | <0.1 | <0.1 | | — | <0.1 | <0.1 | | | | | |
| カドミウム (mg/L) | — | <0.0003 | <0.0003 | | — | <0.0003 | <0.0003 | | | | | |
| 鉛 (mg/L) | — | <0.002 | <0.002 | | — | <0.002 | <0.002 | | | | | |
| 六価クロム (mg/L) | — | <0.01 | <0.01 | | — | <0.01 | <0.01 | | | | | |
| ヒ素 (mg/L) | — | <0.005 | <0.005 | | — | <0.005 | <0.005 | | | | | |
| 総水銀 (mg/L) | — | <0.0005 | <0.0005 | | — | <0.0005 | <0.0005 | | | | | |
| PCB (mg/L) | — | <0.0005 | <0.0005 | | — | <0.0005 | <0.0005 | | | | | |
| ジクロロメタン (mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| 四塩化炭素 (mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| 1,2-ジクロロエタン (mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| 1,1-ジクロロエチレン (mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| トリクロロエチレン (mg/L) | — | <0.0001 | <0.0001 | | — | <0.0001 | <0.0001 | | | | | |
| テトラクロロエチレン (mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | 0.0002 | 0.0002 | | | | | |
| 1,3-ジクロロプロパン (mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| ベンゼン (mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |
| チウラム (mg/L) | — | <0.0006 | <0.0006 | | — | <0.0006 | <0.0006 | | | | | |
| シマジン (mg/L) | — | <0.0003 | <0.0003 | | — | <0.0003 | <0.0003 | | | | | |
| チオベンカルブ (mg/L) | — | <0.0003 | <0.0003 | | — | <0.0003 | <0.0003 | | | | | |
| 1,4-ジオキサン (mg/L) | — | <0.005 | <0.005 | | — | <0.005 | <0.005 | | | | | |
| セレン (mg/L) | — | <0.002 | <0.002 | | — | <0.002 | <0.002 | | | | | |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) | 3.60 | 3.76 | 4.14 | | 5.26 | 4.73 | 4.46 | | | | | |
| フッ素 (mg/L) | 0.02 | 0.02 | 0.02 | | 0.07 | 0.07 | 0.09 | | | | | |
| ホウ素 (mg/L) | 0.02 | 0.01 | 0.02 | | 0.02 | 0.02 | 0.02 | | | | | |
| 塩化ビニルモノマー (mg/L) | — | <0.0002 | <0.0002 | | — | <0.0002 | <0.0002 | | | | | |

汲水のため採水不能

汲水のため採水不能

第3章 調査データ

2 公共用水域水質調査(事業実施報告33頁のデータ)

多摩川水質調査結果

| 区分 | 令和6年度 | 河川名 | 多摩川 | 類型 | A-1 | 測定地点名 | 昭和用水引込口 |
|--------|------------------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 測定月日 採水時刻(時:分) | 4月11日 9:29 | 6月6日 9:37 | 8月8日 10:30 | 11月7日 9:31 | 1月17日 9:55 | 3月6日 10:11 |
| 一般項目 | 採取位置 | | | | | | |
| | 流量 (m ³ /S) | | | | | | |
| | 全水深 (m) | | | | | | |
| | 採取水深 (m) | | | | | | |
| | 天候 | 晴 | 晴 | 晴 | 晴 | 晴 | 曇 |
| | 気温 (°C) | 13.6 | 24.3 | 30.8 | 16.1 | 8.9 | 13.5 |
| | 水温 (°C) | 13.1 | 19.1 | 24.8 | 14.7 | 5.0 | 8.7 |
| | 色相 | 無色 | 無色 | 無色 | 無色 | 無色 | 無色 |
| | 臭気 | 無臭 | 無臭 | 微川藻臭 | 無臭 | 無臭 | 無臭 |
| | 透視(明)度 (cm) | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 |
| 生活環境項目 | 水素イオノ濃度 | 8.2 | 8.1 | 8.0 | 7.8 | 7.9 | 7.8 |
| | 溶存酸素量 (mg/L) | 12.7 | 10.7 | 12.0 | 10.4 | 13.4 | 11.8 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | <0.5 | <0.5 | 0.5 | <0.5 | 0.5 | 0.7 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | 1.8 | 1.8 | 1.7 | 1.5 | 1.1 | 1.5 |
| | 浮遊物質量 (mg/L) | 7 | 4 | 2 | 2 | 1 | <1 |
| | 大腸菌数 (CFU/100mL) | | | | | | |
| | n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | | | | | | |
| | 全窒素 (mg/L) | | | | | | |
| | 全燃 (mg/L) | | | | | | |
| | 全垂鉛 (mg/L) | | | | | | |
| 健康項目 | カドミウム (mg/L) | | | | | | |
| | 全シアン (mg/L) | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛 (mg/L) | | | | | | |
| | 六価クロム (mg/L) | | | | | | |
| | 砒素 (mg/L) | | | | | | |
| | 総水銀 (mg/L) | | | | | | |
| | アルキル水銀 (mg/L) | | | | | | |
| | PCB (mg/L) | | | | | | |
| | ジクロロメタン (mg/L) | | | | | | |
| | 四塩化炭素 (mg/L) | | | | | | |
| | 1,2-ジクロロエタン (mg/L) | | | | | | |
| | 1,1-ジクロロエチレン (mg/L) | | | | | | |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L) | | | | | | |
| | 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) | | | | | | |
| | 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L) | | | | | | |
| | トリクロロエチレン (mg/L) | | | | | | |
| | テトラクロロエチレン (mg/L) | | | | | | |
| | 1,3-ジクロロブロベン (mg/L) | | | | | | |
| | チウラム (mg/L) | | | | | | |
| | シマジン (mg/L) | | | | | | |
| 特殊項目 | チオベンカルブ (mg/L) | | | | | | |
| | ベンゼン (mg/L) | | | | | | |
| | セレン (mg/L) | | | | | | |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | |
| | ふつ素 (mg/L) | | | | | | |
| その他の項目 | ほう素 (mg/L) | | | | | | |
| | フェノール類 (mg/L) | | | | | | |
| | 銅 (mg/L) | | | | | | |
| | 溶解性鉄 (mg/L) | | | | | | |
| | 溶解性マンガン (mg/L) | | | | | | |
| その他の項目 | クロム (mg/L) | | | | | | |
| | EPN (mg/L) | | | | | | |
| | 塩化物イオン (mg/L) | | | | | | |
| | MBAS (mg/L) | | | | | | |
| | アンモニア性窒素 (mg/L) | | | | | | |
| | 燃酸性燃 (mg/L) | | | | | | |
| | 濁度 (度) | | | | | | |
| その他の項目 | 電気伝導率 (ms/m) | 15.2 | 15.7 | 14.7 | 10.8 | 13.3 | 14.8 |
| | TOC (mg/L) | | | | | | |
| | 硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | |
| | 亜硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | |

第3章 調査データ

多摩川水質調査結果

| 区分 | 令和6年度 | 河川名 | 多摩川 | 類型 | B-1 | 測定地点名 | 多摩大橋下(上流) |
|--------|------------------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| | 測定月日 採水時刻(時:分) | 4月11日 10:15 | 6月6日 10:22 | 8月8日 10:50 | 11月7日 10:26 | 1月17日 10:44 | 3月6日 10:35 |
| 一般項目 | 採取位置 | | | | | | |
| | 流量 (m³/S) | | | | | | |
| | 全水深 (m) | | | | | | |
| | 採取水深 (m) | | | | | | |
| | 天候 | 晴 | 晴 | 晴 | 晴 | 曇 | |
| | 気温 (°C) | 13.3 | 23.5 | 32.6 | 19.4 | 9.2 | 11.2 |
| | 水温 (°C) | 13.7 | 19.4 | 26.3 | 15.0 | 5.5 | 8.0 |
| | 色相 | 無色 | 無色 | 無色 | 無色 | 無色 | 無色 |
| | 臭氣 | 無臭 | 無臭 | 無臭 | 無臭 | 無臭 | 無臭 |
| | 透視(明度) (cm) | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 |
| 項目 | 水素イオノ濃度 | 8.0 | 8.0 | 8.5 | 7.9 | 8.0 | 7.8 |
| | 溶存酸素量 (mg/L) | 12.0 | 10.9 | 14.7 | 10.5 | 13.6 | 12.2 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | <0.5 | <0.5 | 0.8 | <0.5 | <0.5 | 0.5 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | 1.6 | 1.4 | 1.7 | 1.5 | 0.9 | 1.8 |
| | 浮遊物質量 (mg/L) | 2 | 3 | 3 | 1 | <1 | 1 |
| | 大腸菌数 (CFU/100mL) | | | | | | |
| | n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | | | | | | |
| | 全窒素 (mg/L) | | | | | | |
| | 全燐 (mg/L) | | | | | | |
| | 全亜鉛 (mg/L) | | | | | | |
| 健項目 | カドミウム (mg/L) | | | | | | |
| | 全シアン (mg/L) | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛 (mg/L) | | | | | | |
| | 六価クロム (mg/L) | | | | | | |
| | 砒素 (mg/L) | | | | | | |
| | 総水銀 (mg/L) | | | | | | |
| | アルキル水銀 (mg/L) | | | | | | |
| | PCB (mg/L) | | | | | | |
| | ジクロロメタン (mg/L) | | | | | | |
| | 四塩化炭素 (mg/L) | | | | | | |
| | 1,2-ジクロロエタン (mg/L) | | | | | | |
| | 1,1-ジクロロエチレン (mg/L) | | | | | | |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L) | | | | | | |
| | 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) | | | | | | |
| | 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L) | | | | | | |
| | トリクロロエチレン (mg/L) | | | | | | |
| | テトラクロロエチレン (mg/L) | | | | | | |
| | 1,3-ジクロロプロベン (mg/L) | | | | | | |
| | チウラム (mg/L) | | | | | | |
| | シマジン (mg/L) | | | | | | |
| 特殊項目 | チオベンカルブ (mg/L) | | | | | | |
| | ベンゼン (mg/L) | | | | | | |
| | セレン (mg/L) | | | | | | |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | |
| | ふつ素 (mg/L) | | | | | | |
| その他の項目 | ほうう素 (mg/L) | | | | | | |
| | フェノール類 (mg/L) | | | | | | |
| | 銅 (mg/L) | | | | | | |
| | 溶解性鉄 (mg/L) | | | | | | |
| | 溶解性マンガン (mg/L) | | | | | | |
| | クロロム (mg/L) | | | | | | |
| | EPN (mg/L) | | | | | | |
| | 塩化物イオン (mg/L) | | | | | | |
| | MBAS (mg/L) | | | | | | |
| | アンモニア性窒素 (mg/L) | | | | | | |
| | 燐酸性燐 (mg/L) | | | | | | |
| | 濁度 (度) | | | | | | |
| | 電気伝導率 (ms/m) | 13.3 | 13.4 | 14.8 | 11.4 | 13.3 | 14.8 |
| | TOC (mg/L) | | | | | | |
| | 硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | |
| | 亜硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | |

第3章 調査データ

多摩川水質調査結果

| 区分 | 令和6年度 | 河川名 | 多摩川 | 類型 | B-2 | 測定地点名 | 立川境 | |
|--------------|------------------------|---------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| | 測定月日 採水時刻(時:分) | | 4月11日 10:43 | 6月6日 11:30 | 8月8日 11:19 | 11月7日 11:30 | 1月17日 11:02 | 3月6日 11:08 |
| 一般 現場測定項目 | 採取位置 | | | | | | | |
| | 流量 (m³/S) | | 12.76 | | 24.29 | | | |
| | 全水深 (m) | | | | | | | |
| | 採取水深 (m) | | | | | | | |
| | 天候 | 晴 | 晴 | 晴 | 晴 | 晴 | 曇 | |
| | 気温 (°C) | 13.7 | 23.6 | 32.4 | 17.1 | 8.5 | 9.8 | |
| | 水温 (°C) | 16.1 | 22.5 | 26.9 | 16.9 | 13.2 | 10.8 | |
| | 色相 | 無色 | 無色 | 無色 | 無色 | 無色 | 無色 | |
| | 臭氣 | 微川藻臭 | 微川藻臭 | 無臭 | 無臭 | 無臭 | 微川藻臭 | |
| | 透視(明)度 (cm) | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 | 51 | |
| 項目 生活環境項目 | 水素イオン濃度 | 7.8 | 7.9 | 7.7 | 7.7 | 7.6 | 7.6 | |
| | 溶存酸素量 (mg/L) | 11.1 | 10.8 | 11.5 | 10.2 | 11.3 | 11.2 | |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | 0.6 | 0.6 | 1.0 | <0.5 | 1.6 | 1.3 | |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | 2.9 | 2.6 | 2.9 | 2.0 | 4.8 | 3.9 | |
| | 浮遊物質量 (mg/L) | 2 | 4 | 2 | 1 | 1 | 9 | |
| | 大腸菌数 (CFU/100mL) | 570 | 1200 | 3900 | 750 | 280 | 450 | |
| | n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | | | | | | | |
| | 全窒素 (mg/L) | | 2.45 | | 1.71 | | | |
| | 全磷 (mg/L) | | 0.141 | | 0.072 | | | |
| | 全亜鉛 (mg/L) | | 0.015 | | 0.005 | | | |
| 健 康 項目 | カドミウム (mg/L) | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | |
| | 全シアン (mg/L) | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | |
| | 鉛 (mg/L) | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | |
| | 六価クロム (mg/L) | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | |
| | 砒素 (mg/L) | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | |
| | 総水銀 (mg/L) | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | |
| | アルキル水銀 (mg/L) | - | - | - | - | - | - | |
| | Pb (mg/L) | | <0.0005 | | <0.0005 | | | |
| | ジクロロメタン (mg/L) | | <0.0002 | | <0.0002 | | | |
| | 四塩化炭素 (mg/L) | | <0.0002 | | <0.0002 | | | |
| | 1,2-ジクロロエタン (mg/L) | | <0.0002 | | <0.0002 | | | |
| | 1,1-ジクロロエチレン (mg/L) | | <0.0002 | | <0.0002 | | | |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L) | | <0.0002 | | <0.0002 | | | |
| | 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) | | <0.0002 | | <0.0002 | | | |
| | 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L) | | <0.0002 | | <0.0002 | | | |
| | トリクロロエチレン (mg/L) | | <0.001 | | <0.001 | | | |
| | テトラクロロエチレン (mg/L) | | <0.0002 | | <0.0002 | | | |
| | 1,3-ジクロロプロパン (mg/L) | | <0.0002 | | <0.0002 | | | |
| | チウラム (mg/L) | | <0.0006 | | <0.0006 | | | |
| | シマジン (mg/L) | | <0.0003 | | <0.0003 | | | |
| | チオベンカルブ (mg/L) | | <0.0003 | | <0.0003 | | | |
| | ベンゼン (mg/L) | | <0.0002 | | <0.0002 | | | |
| | セレン (mg/L) | | <0.002 | | <0.002 | | | |
| 特殊項目 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) | | 2.32 | | 1.76 | | | |
| | ふつ素 (mg/L) | | 0.08 | | 0.06 | | | |
| | ほう素 (mg/L) | | 0.02 | | <0.01 | | | |
| | 1,4-ジオキサン (mg/L) | | <0.005 | | <0.005 | | | |
| | フェノール類 (mg/L) | | | | | | | |
| その他の項目 | 銅 (mg/L) | | | | | | | |
| | 溶解性鉄 (mg/L) | | | | | | | |
| | 溶解性マンガン (mg/L) | | | | | | | |
| | クロロム (mg/L) | | | | | | | |
| | EPN (mg/L) | | | | | | | |
| | 塩化物イオン (mg/L) | | | | | | | |
| | Mg B A S (mg/L) | 0.03 | 0.02 | 0.02 | <0.02 | 0.05 | 0.03 | |
| | アンモニア性窒素 (mg/L) | 0.02 | 0.02 | 0.01 | 0.01 | 0.31 | 0.14 | |
| | 燐酸性窒素 (mg/L) | 0.123 | 0.105 | 0.118 | 0.058 | 0.272 | 0.125 | |
| | 濁度 (度) | | | | | | | |
| | 硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | | |
| | 亜硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | | |
| | ニルフェノール (mg/L) | | <0.00006 | | <0.00006 | | | |
| | LAS (mg/L) | | <0.0006 | | <0.0006 | | | |

第3章 調査データ

※ 多摩川を除く公共用水域水質調査結果

| 区分 | 令和6年度 | (水域名) 多摩川 | 玉川上水拝島分水路 | | 田中堀 | | 昭和用水 | |
|----------------|-----------------------|-----------|-----------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 測定月日 採水時刻(時:分) | | 7月3日 | 1月8日 | 7月3日 9:30 | 1月8日 9:13 | 7月3日 9:50 | 1月8日 9:44 |
| 現場測定項目 一般項目 | 採取位置 | | | | | | | |
| | 流量 (m³/S) | | | | | | | |
| | 全水深 (m) | | | | | | | |
| | 採水深 (m) | | | | | | | |
| | 天候 | | | | | | | |
| | 気温 (°C) | | | | | | | |
| | 水温 (°C) | | | | | | | |
| | 色相 | | | | | | | |
| | 臭氣 | | | | | | | |
| | 透視(明度) (cm) | | | | | | | |
| 生活環境項目 | 水素イオン濃度 | | | | | | | |
| | 溶存酸素量 (mg/L) | | | | | | | |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | | | | | | | |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | | | | | | | |
| | 浮遊物質量 (mg/L) | | | | | | | |
| | n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | | | | | | | |
| | 全窒素 (mg/L) | | | | | | | |
| | 全磷 (mg/L) | | | | | | | |
| | 全亜鉛 (mg/L) | | | | | | | |
| | 力ドミウム (mg/L) | | | | | | | |
| 健康項目 | 全シアソン (mg/L) | | | | | | | |
| | 鉛 (mg/L) | | | | | | | |
| | 六価クロム (mg/L) | | | | | | | |
| | 砒素 (mg/L) | | | | | | | |
| | 総銀 (mg/L) | | | | | | | |
| | アルキル水銀 (mg/L) | | | | | | | |
| | P C B (mg/L) | | | | | | | |
| | ジクロロメタン (mg/L) | | | | | | | |
| | 四塩化炭素 (mg/L) | | | | | | | |
| | 1,2-ジクロロエタン (mg/L) | | | | | | | |
| | 1,1-ジクロロエレン (mg/L) | | | | | | | |
| | シス-1,2-ジクロロエレン (mg/L) | | | | | | | |
| | 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) | | | | | | | |
| | 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L) | | | | | | | |
| | トリクロロエチレン (mg/L) | | | | | | | |
| | テトラクロロエチレン (mg/L) | | | | | | | |
| | 1,3-ジクロロプロベン (mg/L) | | | | | | | |
| | チウラム (mg/L) | | | | | | | |
| | シマジン (mg/L) | | | | | | | |
| 特殊項目 | チオベンカルブ (mg/L) | | | | | | | |
| | ベンゼン (mg/L) | | | | | | | |
| | セレン (mg/L) | | | | | | | |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | | |
| | ふつ素 (mg/L) | | | | | | | |
| その他の項目 | ほうう素 (mg/L) | | | | | | | |
| | フェノール類 (mg/L) | | | | | | | |
| | 銅 (mg/L) | | | | | | | |
| | 溶解性鉄 (mg/L) | | | | | | | |
| | 溶解性マンガン (mg/L) | | | | | | | |
| | クロム (mg/L) | | | | | | | |
| | E P N (mg/L) | | | | | | | |
| | 塩化物イオン (mg/L) | | | | | | | |
| | M B A S (mg/L) | | | | | | | |
| | アンモニア性窒素 (mg/L) | | | | | | | |
| | 燐酸性燐 (mg/L) | | | | | | | |
| | 濁度 (度) | | | | | | | |
| | 電気伝導率 (mS/m) | | | | | | | |
| | T O C (mg/L) | | | | | | | |
| | 硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | | |
| | 亜硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | | |

渴水のため採水不能

第3章 調査データ

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

| 区分 | 令和6年度 | (水域名) 多摩川 | 多摩川上流排水樋管 | | 中沢堀 | | 中沢堀昭和用水合流 | |
|----------------|------------------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| | 測定月日 採水時刻(時:分) | 7月3日 9:55 | 1月8日 9:55 | 7月3日 10:13 | 1月8日 10:07 | 7月3日 10:26 | 1月8日 10:21 | |
| 現場測定項目 一般項目 | 採取位置 | | | | | | | |
| | 流量 (m³/S) | | | | | | | |
| | 全水深 (m) | | | | | | | |
| | 採取水深 (m) | | | | | | | |
| | 天候 | 曇 | 晴 | 曇 | 晴 | 曇 | 晴 | |
| | 気温 (°C) | 28.1 | 10.0 | 27.8 | 11.5 | 28.3 | 9.6 | |
| | 水温 (°C) | 24.8 | 18.6 | 21.3 | 7.9 | 21.6 | 4.1 | |
| | 色相 | 無色 | 無色 | 無色 | 無色 | 無色 | 無色 | |
| | 臭気 | 微下水臭 | 微下水臭 | 無臭 | 無臭 | 無臭 | 無臭 | |
| | 透視(明度) (cm) | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 | |
| 生活環境項目 | 水素イオン濃度 | 7.1 | 7.5 | 7.8 | 8.1 | 8.1 | 8.1 | |
| | 溶存酸素量 (mg/L) | 6.7 | 7.8 | 9.2 | 13.3 | 9.8 | 14.2 | |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | 1.4 | 1.8 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 0.5 | |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | | | | | | | |
| | 浮遊物質量 (mg/L) | 1 | 1 | 4 | 2 | 5 | 1 | |
| | n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | | | | | | | |
| | 全窒素 (mg/L) | | | | | | | |
| | 全燐 (mg/L) | | | | | | | |
| | 全亜鉛 (mg/L) | | | | | | | |
| | カドミウム (mg/L) | | | | | | | |
| 健康新項目 | 全シアン (mg/L) | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | |
| | 鉛 (mg/L) | | | | | | | |
| | 六価クロム (mg/L) | | | | | | | |
| | 砒素 (mg/L) | | | | | | | |
| | 総水銀 (mg/L) | | | | | | | |
| | アルキル水銀 (mg/L) | | | | | | | |
| | PCB (mg/L) | | | | | | | |
| | ジクロロメタン (mg/L) | | | | | | | |
| | 四塩化炭素 (mg/L) | | | | | | | |
| | 1,2-ジクロロエタン (mg/L) | | | | | | | |
| | 1,1-ジクロロエチレン (mg/L) | | | | | | | |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L) | | | | | | | |
| | 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) | | | | | | | |
| | 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L) | | | | | | | |
| | トリクロロエチレン (mg/L) | | | | | | | |
| | テトラクロロエチレン (mg/L) | | | | | | | |
| | 1,3-ジクロロプロパン (mg/L) | | | | | | | |
| | チウラム (mg/L) | | | | | | | |
| | シマジン (mg/L) | | | | | | | |
| 特殊項目 | チオベンカルブ (mg/L) | | | | | | | |
| | ベンゼン (mg/L) | | | | | | | |
| | セレン (mg/L) | | | | | | | |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | | |
| | ふつ素 (mg/L) | | | | | | | |
| その他の項目 | ほう素 (mg/L) | | | | | | | |
| | フェノール類 (mg/L) | | | | | | | |
| | 銅 (mg/L) | | | | | | | |
| | 溶解性鉄 (mg/L) | | | | | | | |
| | 溶解性マンガン (mg/L) | | | | | | | |
| | クロロム (mg/L) | | | | | | | |
| | EPN (mg/L) | | | | | | | |
| | 塩化物イオン (mg/L) | | | | | | | |
| | MBAS (mg/L) | 0.05 | 0.07 | | | <0.02 | 0.02 | |
| | アンモニア性窒素 (mg/L) | 0.12 | 0.12 | | | 0.03 | <0.01 | |
| | 燐酸性燐 (mg/L) | 0.240 | 0.149 | | | 0.021 | 0.008 | |
| | 濁度 (度) | | | | | | | |
| | 電気伝導率 (mS/m) | 33.7 | 39.1 | 18.6 | 20.2 | 14.2 | 15.3 | |
| | TOC (mg/L) | | | | | | | |
| | 硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | | |
| | 亜硝酸性窒素 (mg/L) | | | | | | | |

第3章 調査データ

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

| 区分 | 令和6年度 | (水域名) 多摩川 | 野水堀排水樋管 | |
|--------------|------------------------|-----------|---------------|---------------|
| | 測定月日 採水時刻(時:分) | | 7月3日 10:47 | 1月8日 10:45 |
| 一般 現場測定項目 | 採取位置 | | | |
| | 流量 (m³/S) | | | |
| | 全水深 (m) | | | |
| | 採水深 (m) | | | |
| | 天候 | 曇 | 晴 | |
| | 気温 (°C) | 29.2 | 12.3 | |
| | 水温 (°C) | 21.4 | 10.4 | |
| | 色相 | 無色 | 無色 | |
| | 臭氣 | 無臭 | 無臭 | |
| | 透視(明度) (cm) | >100 | >100 | |
| 生活環境項目 | 水素イオン濃度 | 8.7 | 8.3 | |
| | 溶存酸素量 (mg/L) | - | - | |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | 0.6 | 0.5 | |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | | | |
| | 浮遊物質量 (mg/L) | 5 | 1 | |
| | ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) | | | |
| | 全窒素 (mg/L) | | | |
| | 全燐 (mg/L) | | | |
| | カドミウム (mg/L) | | | |
| | 全シアン (mg/L) | <0.1 | <0.1 | |
| 健康新項目 | 鉛 (mg/L) | | | |
| | 六価クロム (mg/L) | | | |
| | 砒素 (mg/L) | | | |
| | 総水銀 (mg/L) | | | |
| | アルキル水銀 (mg/L) | | | |
| | PCB (mg/L) | | | |
| | ジクロロメタン (mg/L) | | | |
| | 四塩化炭素 (mg/L) | | | |
| | 1,2-ジクロロエタン (mg/L) | | | |
| | 1,1-ジクロロエチレン (mg/L) | | | |
| 特殊項目 | シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L) | | | |
| | 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) | | | |
| | 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L) | | | |
| | トリクロロエチレン (mg/L) | | | |
| | テトラクロロエチレン (mg/L) | | | |
| | 1,3-ジクロロプロベン (mg/L) | | | |
| | チウラム (mg/L) | | | |
| | シマジン (mg/L) | | | |
| | チオベンカルブ (mg/L) | | | |
| | ベンゼン (mg/L) | | | |
| その他の項目 | セレン (mg/L) | | | |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) | | | |
| | ふつ素 (mg/L) | | | |
| | ほう素 (mg/L) | | | |
| | フェノール類 (mg/L) | | | |
| | 銅 (mg/L) | | | |
| | 溶解性鉄 (mg/L) | | | |
| | 溶解性マンガン (mg/L) | | | |
| | クロム (mg/L) | | | |
| | EPC (mg/L) | | | |
| | 塩化物イオン (mg/L) | | | |
| | MBAS (mg/L) | <0.02 | <0.02 | |
| | アンモニア性窒素 (mg/L) | 0.06 | 0.01 | |
| | 燐酸性燐 (mg/L) | 0.013 | 0.048 | |
| | 濁度 (度) | | | |
| | 電気伝導率 (mS/m) | 13.0 | 34.1 | |
| | TOC (mg/L) | | | |
| | 硝酸性窒素 (mg/L) | | | |
| | 亜硝酸性窒素 (mg/L) | | | |

第3章 調査データ

3 多摩川底生生物調査 (事業実施報告34頁のデータ) (令和6年度)

| 分類 | | 調査河川名 | 拝島橋上流 | | | 多摩大橋下流 | | |
|---------------------|----------|-------|-------|-------|-------|--------|------|-------|
| | | | 夏期 | 冬期 | 年間 | 夏期 | 冬期 | 年間 |
| | | | 7月11日 | 1月9日 | | 7月11日 | 1月9日 | |
| 水生昆蟲 | カゲロウ目 | 24 | 277 | 301 | 158 | 96 | 254 | |
| | トンボ目 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | |
| | カワゲラ目 | 0 | 16 | 16 | 0 | 0 | 0 | |
| | トビケラ目 | 3 | 260 | 263 | 59 | 25 | 84 | |
| | ハエ目 | 8 | 377 | 385 | 44 | 458 | 502 | |
| | コウチュウ目 | 55 | 10 | 65 | 44 | 2 | 46 | |
| | 小計 | 90 | 940 | 1,030 | 307 | 581 | 888 | |
| 底生その他生物 | 扁形動物 | 208 | 34 | 242 | 364 | 1 | 365 | |
| | 紐形動物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 線形動物 | 0 | 1 | 1 | 5 | 0 | 5 | |
| | 軟体動物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 環形動物 | 0 | 32 | 32 | 9 | 7 | 16 | |
| | 汎有肺目 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| | マルスタレガイ目 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | |
| | エビ目 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | |
| | その他の節足動物 | 2 | 3 | 5 | 0 | 0 | 0 | |
| | 小計 | 211 | 70 | 281 | 380 | 9 | 389 | |
| 個体数合計(25cm×25cm×1P) | | | 301 | 1,010 | 1,311 | 687 | 590 | 1,277 |
| 種数合計 | | | 24 | 57 | 64 | 33 | 30 | 49 |

生物学的水質判定結果 (令和6年度)

| 調査場所 | 拝島橋上流 | | | 多摩大橋付近 | | | |
|-------------|-------|-------|------|--------|-------|------|-------|
| | 調査日 | 7月11日 | 1月9日 | 年度計 | 7月11日 | 1月9日 | 年度計 |
| Beck-Tsuda法 | os | os | os | os | os | os | os |
| 汚濁指數法 | os | os | os | βm | os | os | os~βm |

(注) 水質階級
 os : 貧腐水性水域 (きれいな水域)
 βm : β - 中腐水性水域 (わりあいきれいな水域)
 αm : α - 中腐水性水域 (汚れている水域)
 ps : 強腐水性水域 (とても汚れている水域)

第3章 調査データ

4 地下水揚水量調査 (事業実施報告37頁のデータ)

| 事業所 | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 井戸数 (本) |
|----------------------------|-----------|------------|------------|---------|------------|--------|------------|
| | 揚水量(m³/年) | 揚水量(m³/年) | 揚水量(m³/年) | 割合(%) | 揚水量(m³/年) | 割合(%) | |
| 工 場 | 1 | 443,333 | 342,703 | 77.3 | 243,069 | 54.8 | 2 |
| | 2 | 54,530 | 51,951 | 95.3 | 617 | 1.1 | 2 |
| | 3 | 228,872 | 245,735 | 107.4 | 257,348 | 112.4 | 3 |
| | 4 | 72,442 | 134,801 | 186.1 | 133,925 | 184.9 | 1 |
| | 5 | 6,990 | 9,215 | 131.8 | 8,083 | 115.6 | 1 |
| | 6 | 124,299 | 122,382 | 98.5 | 105,947 | 85.2 | 4 |
| | 7 | 81,446 | 67,845 | 83.3 | 66,273 | 81.4 | 4 |
| | 8 | 休止中 | 休止中 | | 休止中 | | 1 |
| | 9 | 10,116 | 9,415 | 93.1 | 8,635 | 85.4 | 1 |
| | 10 | 休止中 | 休止中 | | 休止中 | | 1 |
| | 11 | 858 | 660 | 76.9 | 607 | 70.7 | 1 |
| | 12 | 30,861 | 26,397 | 85.5 | 22,850 | 74.0 | 2 |
| | 13 | 364,363 | 294,950 | 80.9 | 275,783 | 75.7 | 2 |
| | 14 | 2,070 | 1 | 0.0 | 休止中 | | 1 |
| | 15 | 1,245 | 595 | 47.8 | 419 | 33.7 | 1 |
| | 16 | | | | | | 0 |
| | 17 | 5,092 | 4,148 | 81.5 | 4,840 | 95.1 | 1 |
| | 18 | 2,648 | 2,876 | 108.6 | 3,209 | 121.2 | 1 |
| 小計 | | 1,429,165 | 1,313,674 | 91.9 | 1,131,605 | 79.2 | 29 |
| 指 定 作 業 場 他 | 1 | 6,841 | 7,679 | 112.2 | 7,814 | 114.2 | 2 |
| | 2 | 30,386 | 33,307 | 109.6 | 37,340 | 122.9 | 1 |
| | 3 | 52,564 | 49,145 | 93.5 | 56,962 | 108.4 | 1 |
| | 4 | 12,695,920 | 12,750,680 | 100.4 | 12,937,120 | 101.9 | 23 |
| | 5 | 13 | 休止中 | | 休止中 | | 1 |
| | 6 | 休止中 | 休止中 | | 廃止 | | 0 |
| | 7 | 17,640 | 17,877 | 101.3 | 17,326 | 98.2 | 1 |
| | 8 | 47,164 | 43,802 | 92.9 | 38,985 | 82.7 | 1 |
| | 9 | 914 | 休止中 | | 休止中 | | 1 |
| | 10 | 1,001 | 1,089 | 108.8 | | 0.0 | 1 |
| | 11 | 8,311 | 8,311 | 100.0 | 8,558 | 103.0 | 1 |
| | 12 | 1,231 | 1,177 | 95.6 | 1,474 | 119.7 | 1 |
| | 13 | 131,319 | 147,277 | 112.2 | 145,595 | 110.9 | 1 |
| | 14 | 休止中 | 休止中 | | 休止中 | | 1 |
| | 15 | 休止中 | 休止中 | | 休止中 | | 1 |
| | 16 | 休止中 | 休止中 | | 休止中 | | 1 |
| | 17 | 1,112 | 834 | 75.0 | 1,115 | 100.3 | 1 |
| | 18 | 17,110 | | 0.0 | | 0.0 | 1 |
| | 19 | 533 | 533 | 100.0 | 420 | 78.8 | 1 |
| | 20 | 2,455 | 2,506 | 102.1 | 1,938 | 78.9 | 1 |
| | 21 | 6,088 | 4,059 | 66.7 | 3,739 | 61.4 | 1 |
| | 22 | 1,748 | 1,758 | 100.6 | 2,056 | 117.6 | 1 |
| | 23 | 3,017 | 3,081 | 102.1 | | 0.0 | 1 |
| | 24 | 2,786 | 3,018 | 108.3 | | 0.0 | 1 |
| | 25 | 2,699 | 2,760 | 102.3 | | 0.0 | 1 |
| | 26 | 1,805 | 583 | 32.3 | 365 | 20.2 | 1 |
| | 27 | 1,628 | 1,658 | 101.8 | 1,433 | 88.0 | 1 |
| | 28 | 618 | 812 | 131.4 | 244 | 39.5 | 1 |
| | 29 | 715 | 659 | 92.2 | 1,296 | 181.3 | 1 |
| | 30 | 12,697 | 12,773 | 100.6 | 11,299 | 89.0 | 1 |
| | 31 | 7,112 | 6,941 | 97.6 | 11,133 | 156.5 | 1 |
| | 32 | 810 | 396 | 48.9 | 57 | 7.0 | 1 |
| | 33 | 3,585 | 3,521 | 98.2 | 3,598 | 100.4 | 1 |
| | 34 | 266 | 189 | 71.1 | 159 | 59.8 | 1 |
| | 35 | 20 | 2,792 | 13960.0 | 111 | 555.0 | 1 |
| | 36 | 19 | 9 | 47.6 | 160 | 846.6 | 1 |
| | 37 | 61 | 320 | 524.6 | 19 | 31.1 | 1 |
| | 38 | 3 | 10 | 333.3 | 259 | 8633.3 | 1 |
| | 39 | 43,993 | 39,910 | 90.7 | 34,468 | 78.3 | 2 |
| | 40 | 112,068 | 126,957 | 113.3 | 73,354 | 65.5 | 2 |

第3章 調査データ

| 事業所 | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 戸数 (本) |
|--------|-----------|------------|------------|-------|------------|-------|-----------|
| | 揚水量(m³/年) | 揚水量(m³/年) | 揚水量(m³/年) | 割合(%) | 揚水量(m³/年) | 割合(%) | |
| 指定作業場他 | 41 | 休止中 | 休止中 | | | | 1 |
| | 42 | 761 | 1,159 | 152.3 | 1,281 | 168.3 | 1 |
| | 43 | 1,703 | 2,142 | 125.8 | 2,230 | 130.9 | 1 |
| | 44 | | 305 | | 564 | | 1 |
| 小計 | | 13,218,716 | 13,280,029 | 100.5 | 13,402,472 | 101.4 | 68 |
| 合計 | | 14,647,881 | 14,593,703 | 99.6 | 14,534,077 | 99.2 | 97 |

※ 戸数は、令和6年度の数（揚水機の出力が300Wを超えるもの）であり、割合は、令和4年度の揚水量を100%とした比率です。揚水量は、各年1月から12月までの調査量です。

5 苦情処理（事業実施報告37頁のデータ）

ア 現象・年度別推移

（単位：件）

| 現象 年度 | ば い 煙 | 粉 じ ん | 悪 臭 | 汚 水 | 騒 音 | 振 動 | 土 壤 汚 染 | 電 波 障 害 | 土 地 管 理 | 廃 棄 物 | 動 物 ・ 害 虫 | そ の 他 | 合 計 |
|----------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|------------------|------------------|------------------|-------------|-----------------------|-------------|--------|
| 令和4年度 | 4 | 1 | 5 | 0 | 21 | 0 | 0 | 2 | 35 | 7 | 27 | 12 | 114 |
| 令和5年度 | 2 | 4 | 2 | 0 | 20 | 0 | 0 | 0 | 105 | 5 | 28 | 16 | 182 |
| 令和6年度 | 3 | 4 | 7 | 0 | 20 | 1 | 0 | 0 | 94 | 6 | 30 | 6 | 171 |

イ 現象・月別苦情件数（令和6年度）

（単位：件）

| 現象 月 | ば い 煙 | 粉 じ ん | 悪 臭 | 汚 水 | 騒 音 | 振 動 | 土 壤 汚 染 | 電 波 障 害 | 土 地 管 理 | 廃 棄 物 | 動 物 ・ 害 虫 | そ の 他 | 合 計 |
|---------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|------------------|------------------|------------------|-------------|-----------------------|-------------|--------|
| 4月 | | | | | 1 | | | | 3 | | 1 | 2 | 7 |
| 5月 | 3 | | | | 2 | | | | 7 | | 2 | 1 | 15 |
| 6月 | | | 1 | | 1 | | | | 8 | 1 | | | 11 |
| 7月 | | | 1 | | 1 | | | | 13 | 1 | 1 | | 17 |
| 8月 | | | | | 2 | | | | 14 | | 3 | 1 | 20 |
| 9月 | | 1 | | | 4 | 1 | | | 16 | | 6 | | 28 |
| 10月 | | | | | 2 | | | | 21 | 2 | 10 | 1 | 36 |
| 11月 | | | 1 | | 1 | | | | 4 | 1 | 3 | | 10 |
| 12月 | | 1 | 4 | | 2 | | | | 2 | | 1 | | 10 |
| 1月 | | | | | 4 | | | | 2 | | 2 | | 8 |
| 2月 | | 1 | | | | | | | 2 | 1 | | | 4 |
| 3月 | | 1 | | | | | | | 2 | | 1 | 1 | 5 |
| 合計 | 3 | 4 | 7 | 0 | 20 | 1 | 0 | 0 | 94 | 6 | 30 | 6 | 171 |

第3章 調査データ

ウ 現象・用途地域別苦情件数（令和6年度）

(単位:件)

| 現象 用途地域 | ば い 煙 | 粉 じ ん じ ん 臭 | 悪 水 | 汚 音 | 騒 動 | 振 動 | 土壤 汚染 | 電 波 障 害 | 土地 管 理 | 廃 棄 物 | 動 物 ・ 害 虫 | そ の 他 | 合 計 |
|------------|-------------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|----------|------------------|--------------|-------------|-----------------------|-------------|--------|
| 住居地域 | 3 | 3 | 7 | | 16 | 1 | | | 89 | 5 | 22 | 4 | 150 |
| 近隣商業地域 | | | | | 1 | | | | 1 | 1 | 2 | 1 | 6 |
| 商業地域 | | | | | 2 | | | | | | 2 | | 4 |
| 準工業地域 | | 1 | | | 1 | | | | 4 | | 3 | 1 | 10 |
| 工業地域 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 市街化調整区域 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| その他 | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| 合計 | 3 | 4 | 7 | 0 | 20 | 1 | 0 | 0 | 94 | 6 | 30 | 6 | 171 |

エ 現象・発生源別苦情件数（令和6年度）

(単位:件)

| 現象 発生源 | ば い 煙 | 粉 じ ん じ ん 臭 | 悪 水 | 汚 音 | 騒 動 | 振 動 | 土壤 汚染 | 電 波 障 害 | 土地 管 理 | 廃 棄 物 | 動 物 ・ 害 虫 | そ の 他 | 合 計 |
|-----------|-------------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|----------|------------------|--------------|-------------|-----------------------|-------------|--------|
| 工場 | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| 指定作業場 | | | | | 1 | | | | | | 1 | | 2 |
| 建設作業 | | 3 | 1 | | 1 | 1 | | | 1 | 1 | | 2 | 10 |
| 一般 | 3 | 1 | 6 | | 18 | | | | 93 | 5 | 28 | 4 | 158 |
| 合計 | 3 | 4 | 7 | 0 | 20 | 1 | 0 | 0 | 94 | 6 | 28 | 6 | 171 |

第3章 調査データ

6 化学物質の適正管理 (事業実施報告44頁のデータ) (令和6年度)

市内で使用された化学物質ごとの移動量集計

(単位:kg／年)

| 適正管理化学物質名 | V O C | 届出件数 | 使 用 量 | 製造量 | 製品としての出荷量 | 環境への排出量 | | | | 事業所外への移動量 | | |
|------------------------------|-------------|------|-----------|-----|-----------|---------|---------|------|-----|-----------|--------|---------|
| | | | | | | 環境への排出量 | 大 気 | 公共用域 | その他 | 事業所外への移動量 | 廃棄物 | 廃水(下水道) |
| アセトン | ○ | 4 | 44,710 | 0 | 0 | 2,720 | 2,720 | 0 | 0 | 502 | 502 | 0 |
| 亜鉛の水溶性化合物 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| イソプロピルアルコール | ○ | 7 | 6,927 | 0 | 0 | 2,625 | 2,625 | 0 | 0 | 784 | 784 | 0 |
| 塩酸 | | 3 | 31,100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,700 | 1,700 | 0 |
| キシレン | ○ | 11 | 710,790 | 0 | 707,000 | 3,530.5 | 3,530.5 | 0 | 0 | 304.2 | 304.2 | 0 |
| クロム及び三価クロム化合物 | | 2 | 150 | 0 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 160 | 155 | 6 |
| 六価クロム化合物 | | 3 | 320 | 0 | 76 | 0 | 0 | 0 | 0 | 62 | 62 | 0 |
| 酢酸エチル | ○ | 4 | 2,830 | 0 | 0 | 2,430 | 2,430 | 0 | 0 | 390 | 390 | 0 |
| 酢酸ブチル | ○ | 5 | 6,524 | 0 | 0 | 5,602.4 | 5,602.4 | 0 | 0 | 842 | 842 | 0 |
| シアノ化合物(錯塩及びシアノ酸塩を除く無機シアノ化合物) | | 2 | 460 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 76 | 76 | 0.1 |
| ジクロロメタン | ○ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 硝酸 | | 3 | 9,690 | 0 | 0 | 0.1 | 0.1 | 0 | 0 | 1,600 | 1,600 | 0 |
| テトラクロロエチレン | ○ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| トリクロロエチレン | ○ | 2 | 74,300 | 0 | 0 | 73,800 | 73,800 | 0 | 0 | 470 | 470 | 0 |
| トルエン | ○ | 13 | 1,595,503 | 0 | 1,561,000 | 11698.2 | 11698.2 | 0 | 0 | 771.1 | 771.1 | 0 |
| ニッケル | | 2 | 670 | 0 | 650 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ニッケル化合物 | | 2 | 250 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 193 | 193 | 3.7 |
| フェノール | ○ | 1 | 4,600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | 0 |
| ふつ化水素及びその水溶性塩 | | 2 | 485 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 230 | 217 | 13 |
| ヘキサン | ○ | 10 | 507,100 | 0 | 506,000 | 797.3 | 797.3 | 0 | 0 | 11 | 11 | 0 |
| ベンゼン | ○ | 8 | 93,400 | 0 | 92,400 | 65 | 65 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マンガン及びその化合物 | | 1 | 100 | 0 | 80 | 3 | 3 | 0 | 0 | 17 | 17 | 0 |
| メタノール | ○ | 6 | 48,683 | 0 | 0 | 5668.3 | 5668.3 | 0 | 0 | 1,454 | 1,104 | 350 |
| メチルイソブチルケトン | ○ | 3 | 480 | 0 | 0 | 440 | 440 | 0 | 0 | 47 | 47 | 0 |
| メチルエチルケトン | ○ | 4 | 5,102 | 0 | 0 | 4,492 | 4,492 | 0 | 0 | 577.1 | 577.1 | 0 |
| 硫酸 | | 6 | 71,482 | 0 | 0 | 0.2 | 0.2 | 0 | 0 | 8,486 | 8405.8 | 80 |
| ほう素及びその化合物 | | 2 | 190 | 0 | 140 | 0.3 | 0.3 | 0 | 0 | 41 | 40 | 1 |
| 鉛及びその化合物 | | 2 | 310 | 0 | 230 | 0 | 0 | 0 | 0 | 46 | 46 | 0 |
| ホルムアルデヒド | ○ | 1 | 390 | 0 | 0 | 40 | 40 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| クロロホルム | ○ | 1 | 66 | 0 | 0 | 6.6 | 6.6 | 0 | 0 | 59 | 59 | 0 |
| ふつ化水素 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無電解ニッケル | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

1 湧水について

雨水が地下にしみ込んで地下水となり、崖や谷間から流れ出たものを湧水といいます。一般に夏から秋が豊水期、冬が渴水期といわれています。

都内全体を見ても、水量の多い湧水は数えるほどしかなく、渴水期の水量も低下傾向が続いています。

これは、都市化に伴い雨水が地下に浸透しにくくなつたこと、トンネルや大きなビルなどの地下建造物が地下水の流れを遮断していることなどが原因と考えられます。さらに悪いことには、開発によって湧出地点がなくなつてしまうケースも増えています。

しかし、湧水を水源とする流れには、①魚類等が生息して身近に親しめる水辺環境となる、②池や川にきれいな水を供給する水源となる、③緑に水を与える、④都市に残された自然水であり、⑤緊急時には特に貴重となるなど湧水はとても大切なものです。

2 大気について

大気汚染の原因物質には、次ページのものなどがあり、工場・事業場・一般家庭などの「固定発生源」と、自動車・航空機・船舶などの「移動発生源」から排出されます。近年は、固定発生源に対する規制が強化され、かなり改善されました。

また、平成15年度の東京都の大気汚染状況の測定結果を見るとディーゼル車規制が開始されたことに伴い、浮遊粒子状物質による大気汚染が大幅に改善されました。

☆ 大気汚染に係る評価方法と環境基準

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があり、光化学オキシダントは短期的評価、二酸化窒素は長期的評価、一酸化炭素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質については両方の方法が定められています。

なお、環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が常時生活していない地域又は場所以外の区域を対象としたものです。

(1) 短期的評価

連続する24時間における1時間値の平均値と、各1時間値または8時間平均値とを環境基準に比較して、2つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。

(2) 長期的評価

① 二酸化窒素

年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの（98%値）を、環境基準（0.06ppm）と比較して評価します。

② 浮遊粒子状物質・一酸化炭素

年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合には7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を、環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連續した場合には非達成と評価します。

③ 微小粒子状物質

年間の1日平均値を環境基準と比較して評価します。

（①・②・③とも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することができません。また有効日数とは、1日の有効測定時間が20時間以上の日数を言います。）

第4章 参考資料

大気の汚染に係る環境基準

(環境基準=環境基本法に基づき、人の健康を保護するうえで、維持することが望ましい基準)

| 物質名 | 環境上の条件 | 発生源等 |
|--------------------------------|--|---|
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。 | 硫黄酸化物(SO _x)の代表的なもので、主に燃料中の硫黄分が燃焼して発生します。無色・刺激性のある気体で、慢性気管支炎、ぜんそくなどを引き起します。 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | 大気中に浮遊している微粒子のうち、10 μm(100分の1mm)以下とのもので、多くはディーゼル車から排出されます。呼吸器に沈着し、呼吸器疾患などを起こします。 |
| 一酸化炭素 (CO) | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 燃料などの不完全燃焼によって発生します。工場・事業場からも排出されますが、主に自動車から排出されています。頭痛やめまいなどの症状があらわれます。 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 燃料の燃焼に伴って工場・自動車などから排出されたNO(一酸化窒素)が大気中でNO ₂ (二酸化窒素)になります。呼吸器障害を起こすほか、酸性雨の原因になります。 |
| 光化学オキシダント (O _x) | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | 空気中の窒素酸化物や炭化水素などが化学反応を起こしてできる酸化物質の総称で、光化学スモッグの原因となるほか、眼・喉の炎症や、植物への被害などを起こします。 |
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | 基礎的な化学原料として広く使われています。麻酔作用のほか、慢性症状としては、造血機能の障害、発ガン性などが認められています。 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 | 金属機械部品の洗浄、塗料のシンナー、羊毛の脱脂洗浄などに使われます。皮膚への刺激作用、神経障害、肝腎臓障害などを起こします。 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | ドライクリーニングなどで使われます。皮膚への刺激作用、肝機能障害、頭痛、黄疸のほか、発ガン性の疑いもあります。 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 | 不燃性、非引火性で、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤、エアロゾルの噴射剤などに使われています。急性症状として中枢神経に対する麻痺作用及び目への刺激などがあり、慢性症状として皮膚の刺激及び発がん性の疑いが指摘されています。 |
| 微小粒子状物質 (PM2.5) | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 | PM2.5などの粒子状物質の発生源としては、ボイラー等のばい煙を発生する施設、自動車、船舶等の移動発生源、塗装や印刷等のVOCを発生させるものなど、多種多様な人為起源があります。また、自然起源としては、火山や黄砂の他に、植物から蒸発するVOCなどもあります。 |

3 騒音・振動について

☆ 騒音

騒音とは、「好ましくない音」「不必要な音」の総称であり、同じ音でも好ましくないという人もいれば、気にならないという人もいます。

多くの人が騒音とする音として、次のようなものがあげられます。

- ① 概して大きい音
- ② 音色の不愉快な音
- ③ 音声聴取を妨害する音
- ④ 休養や安眠を妨害する音
- ⑤ 勉強や事務の能率を低下させる音

また、騒音の発生源には、工場・事業場、建設工事及び、自動車・鉄道・航空機などの交通機関がありますが、近年、幹線道路沿道の騒音が大きな問題となっています。

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも、周波数の高低により異なった強さの音に聞こえることがあります。そこで、人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定します。測定した数値を騒音レベルといい、単位として「デシベル（dB）」が使われます。

騒音の基準には、環境基本法に基づく環境基準、東京都環境確保条例に基づく規制基準、さらに騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める環境省令（要請限度）等があります。

☆ 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づいて、騒音に関する「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基準）が定められています。

騒音に係る環境基準 (H24.3.30 環境省告示第54号) (単位: デシベル)

| 地域 類型 | 当てはめ地域 | 地域の区分 | 時間の区分 | |
|---------------------------------|--------------------------------------|----------------------|----------------|----------------|
| | | | 昼間 (6時～22時) | 夜間 (22時～6時) |
| AA | 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 | | 50dB以下 | 40dB以下 |
| A | 第1種低層住居専用地域 | 一 般 地 域 | 55dB以下 | 45dB以下 |
| | 第2種低層住居専用地域 | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60dB以下 | 55dB以下 |
| B | 第1種住居地域 | 一 般 地 域 | 55dB以下 | 45dB以下 |
| | 第2種住居地域 | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 65dB以下 | 60dB以下 |
| C | 準住居地域 | 一 般 地 域 | 60dB以下 | 50dB以下 |
| | 用途の定めのない地域 | 車線を有する道路に面する地域 | 65dB以下 | 60dB以下 |
| 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 | | | | |

※ この基準は航空機騒音、建設作業騒音には適用しません。

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表のとおりです。

第4章 参考資料

幹線道路近接空間に関する特例

| 昼間(6時～22時) | 夜間(22時～6時) |
|---|------------|
| 70 dB以下 | 65 dB以下 |
| <p>※ 「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2車線以下の車線を有する道路 15m 2車線を超える車線を有する道路 20m <p>個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45dB以下、夜間40dB以下）によることができる。</p> | |
| | |

☆ 自動車騒音 要請限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令」で、一般に「要請限度」とよばれています。自動車騒音がこの値を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

| 区域 | 当てはめ地域 | 車線等 | 時間の区分 | |
|-----|---|---------------------------|------------|------------|
| | | | 昼間(6時～22時) | 夜間(22時～6時) |
| a区域 | 第1種低層住居専用地域 | 1 車 線 | 65dB | 55dB |
| | 第2種低層住居専用地域 | 2 車 線 以上 | 70dB | 65dB |
| | 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む) | 近接区域 | 75dB | 70dB |
| b区域 | 第1種住居地域 | 1 車 線 | 65dB | 55dB |
| | 第2種住居地域 | 2 車 線 以上 | 75dB | 70dB |
| | 準住居地域 用途地域の定めのない地域 | 近接区域 | | |
| c区域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 | 1 車 線 2 車 線 以上 近接区域 | 75dB | 70dB |

備考1 測定評価の地点

- 道路に接して住居等が立地している場合は、道路端における騒音レベルとする。
- 道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離をおいて住居等が立地している場合は、住居等に到達する騒音レベルを測定評価する。
- 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、測定日数は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
- 騒音の測定方法は、原則としてJIS Z8731に定める騒音レベル測定法による。
- 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 騒音の大きさは、原則として測定した値を、3日間の全時間を通じて時間の区分ごとにエネルギー平均した値とする。

- 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

第4章 参考資料

☆ 自動車騒音 常時監視

騒音規制法第18条第1項の規定により、都道府県知事は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならないこととなっています。平成24年度より「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、常時監視は都道府県知事及び市が行うこととなりました。

また、この事務は全国の騒音状況を継続的・統一的に把握し、環境基準等の設定及び達成状況の把握、自動車単体規制の強化等の国の自動車騒音対策の基礎資料を得るとともに、市においても問題地域の把握や、騒音対策を実施していくためにも必要な事務でもあります。

なお、測定結果は同法第19条の規定により都道府県知事が公表することとなっています。

評価対象：道路交通センサスを基に環境省が指定した区間において、1年間を平均する日の24時間の道路交通騒音、車速、交通量の調査を行い、当該区間の騒音レベルを評価する。

☆ 航空機騒音

当市は、横田飛行場の飛行コース直下に位置しているため、航空機騒音によって市民生活や街づくりに大きな影響を与えています。市では、拝島第二小学校及び令和3年10月より市民会館・公民館に固定局を設置し、年間を通じ航空機騒音測定を継続しています。

また、平成25年4月より、航空機騒音に係る環境基準が、旧来の基準であるWECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）からLden（時間帯補正等価騒音レベル）に変更になりました。

| 地域の類型 | | 基準値 | 旧基準値 |
|-------|-----------------|--------|------------|
| I | 移動局 市民会館・公民館 | 57dB以下 | 70WECPNL以下 |
| II | 拝島第二小学校 | 62dB以下 | 75WECPNL以下 |

☆ 近隣騒音

生活様式が変化したことによって、音響機器、冷暖房機器などの使用による一般家庭の騒音や飲食店、大型店などの深夜営業に伴う騒音などが問題になっています。

たとえば一般家庭から出てくる騒音には、エアコン、ピアノ、テレビ、ステレオ、ドアの開け閉めの音、夜おそくのシャワー、洗濯機を使う音、床の上で跳びはねる音、ペットのなき声などがあります。これらの音は、自分の知らないうちに近所の迷惑となっていることがあります。

カラオケ騒音に関する制限

○ カラオケ等の使用規制（東京都環境確保条例第131条）

飲食店営業及び喫茶店営業での、午後11時から翌日の午前6時までカラオケ等の使用禁止。（音が外部に漏れない場合を除く）なお、住宅・病院等から50m（商業地域にある住宅等からは20m）以上離れた場所に発生源がある場合は適用除外とします。

○ 深夜の営業等の禁止（東京都環境確保条例第132条）

深夜（午後11時から翌日の午前6時）の営業が制限されています。対象は飲食店営業、喫茶店営業及びガソリンスタンドなどです。対象地域は、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居専用地域、準住居地域及びこれらの周囲20m以内の区域です。

第4章 参考資料

☆ 振動

公害としての振動は、「不快な振動、好ましくない振動」のことで、騒音と同様に主観的要素によるところがあります。たとえば乗用車や電車に乗ったときの振動はかなり大きなものですが、ほとんどの人は不快に感じません。しかし、工場や建設工事に伴う振動は小さいものであっても不快に感じます。

振動の原因は、鍛造、プレス、印刷工場などの機械の稼働、建設工事や大型車両の通行などですが、そのほとんどの場合、騒音の発生を伴います。

また、最近では、人間の耳に聴きとれないほど低い周波数の空気振動による被害が発生しています。これは、工場の特殊な機械や道路橋などから発生し、建物の窓や戸がガタガタ振動したり、頭痛、イライラ、耳鳴りなどの身体的影響がみられることがあります。

工場・指定作業場等別に定めのあるものを除き、下表の基準を超える振動を発生させてはならないことになっています。なお、振動の単位はデシベル (dB) を使用します。

振動の規制基準（東京都環境確保条例 第136条 別表13二）（単位：デシベル）

| 区域の区分 | あてはめ地域 | 時間の区分 | |
|---|--------------|-----------------|------------|
| | | 敷地の境界における振動の大きさ | |
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域 | 昼間(8時～19時) | 夜間(19時～8時) |
| | 第2種低層住居専用地域 | | |
| | 第1種中高層住居専用地域 | | |
| | 第2種中高層住居専用地域 | | |
| | 第1種住居地域 | 60dB | 55dB |
| | 第2種住居地域 | | |
| | 準住居地域 | | |
| | 用途地域の定めのない地域 | | |
| 第2種区域 | 近隣商業地域 | 昼間(8時～20時) | 夜間(20時～8時) |
| | 商業地域 | | |
| | 準工業地域 | | |
| | 工業地域 | 65dB | 60dB |
| 1 学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、それぞれ上欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。 | | | |
| 2 第2種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第2種区域の基準が適用される。 | | | |

道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第16条及び同施行規則第12条（別表第2））（単位：デシベル）

| 区域の区分 | 敷地の境界における振動の大きさ | 時間の区分 | |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------|------------|
| | | 敷地の境界における振動の大きさ | |
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域 | 昼間(8時～19時) | 夜間(19時～8時) |
| | 第2種低層住居専用地域 | | |
| | 第1種中高層住居専用地域 | | |
| | 第2種中高層住居専用地域 | | |
| | 第1種住居地域 | 65dB | 60dB |
| | 第2種住居地域 | | |
| | 準住居地域 | | |
| | 用途地域の定めのない地域 | | |
| 第2種区域 | 近隣商業地域 | 昼間(8時～20時) | 夜間(20時～8時) |
| | 商業地域 | | |
| | 準工業地域 | | |
| | 工業地域 | 70dB | 65dB |
| 第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。 | | | |

4 光化学スモッグについて

光化学スモッグは、自動車や工場などから排出された窒素酸化物などが、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こしてできたもの（二次的汚染物質）が大気中にたまって、白くモヤがかかったような状態になっていることをいいます。

日差しが強くて風が弱い夏の日に発生しやすく、目がチカチカしたり、のどの痛み・息苦しさ・頭痛などの症状を引き起こすことがあります。

東京都は、都内全域を区東部・区西部・区南部・区北部・多摩中部・多摩西部・多摩南部及び多摩北部の8地域に分けて、オキシダント濃度の測定を行っており、昭島市は多摩中部に属しています。

| 発令基準 | |
|-------|--------------|
| 区分 | オキシダント濃度 |
| 学校情報 | 0.10ppm以上が継続 |
| 注意報 | 0.12ppm以上が継続 |
| 警報 | 0.24ppm以上が継続 |
| 重大緊急報 | 0.40ppm以上が継続 |

※光化学オキシダントとは…

光化学スモッグのうち、酸化性物質（二酸化窒素は除く）のこと。

この濃度が高まると、光化学スモッグ濃度も高まります。

5 水質について

河川・海域等は、多少の汚れであれば「自浄作用」によって、もとのきれいさを取り戻します。しかし、現在、排出される産業排水や生活排水は膨大な量です。そのうえ地面舗装による土壌の浄化作用の低下、ダム建設による流量の減少、護岸工事等による自然環境の変化なども重なって、川の持つ自浄能力が追いつかない状況です。加えて重金属類など自然の自浄能力が及ばない物質も排出されるようになってしましました。そこで、排出源への規制や生活排水の処理だけではなく、以下のように環境基準を設けて水質の監視を行っています。

なお、市内を流れる多摩川は、拝島橋より上流はA類型、下流はB類型（平成13年4月よりC類型からB類型へ格上げされた）です。

第4章 参考資料

☆ 水質汚濁に係る環境基準

河川（湖沼を除く）における生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基 準 値 | | | | |
|----------|---------------------------|-----------------|--------------------|-----------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 |
| AA | 水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 20CFU/100mL 以下 |
| A | 水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 300CFU/100mL 以下 |
| B | 水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | 25mg/L以下 | 5mg/L以上 | 1,000CFU/100mL 以下 |
| C | 水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L以下 | 50mg/L以下 | 5mg/L以上 | |
| D | 工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L以下 | 100mg/L以下 | 2mg/L以上 | |
| E | 工業用水3級、環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/L以上 | |

※ 基準値は、日間平均値としています。

※ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ・フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|-----------------|---------------|----------------|--------------|
| カドミウム | 0.003 mg/L以下 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | トリクロロエチレン | 0.01 mg/L以下 |
| 鉛 | 0.01 mg/L以下 | テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.02 mg/L以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/L以下 |
| ヒ素 | 0.01 mg/L以下 | チウラム | 0.006 mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L以下 | シマジン | 0.003 mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02 mg/L以下 |
| PCB | 検出されないこと | ベンゼン | 0.01 mg/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L以下 | セレン | 0.01 mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L以下 | ふつ素 | 0.8 mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L以下 | ほう素 | 1 mg/L以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/L以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下 | | |

※ 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、この基準に準じます。

第4章 参考資料

〔用語説明〕

| | |
|---------------------|---|
| 水素イオン濃度 (pH) | 水の酸性・アルカリ性を示す指標。pH7が中性で、7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。 |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 水中の汚濁物質が微生物により酸素分解するために必要とされる酸素量で、数値が高いほど川は汚れていることになります。魚の生育環境としては5mg/L以下が望ましく、悪性発生限界は10mg/Lであるといわれています。 |
| 浮遊物質量 (SS) | 水中に浮かび、ただよっている物質の量です。これが多いと光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚介類にも悪影響を及ぼします。 |
| 溶存酸素量 (DO) | 水中にとけている酸素量です。酸素量が少ない川では魚介類が生存できなくなります。比較的生命力の強いコイ、フナ等でも5mg/L以上が望ましいといわれています。 |
| 大腸菌数 | 検出値が小さいほど人や動物などの排泄物による汚染が少ないと言われています。大腸菌数は大腸菌群数よりも糞便汚染を確実に検出できるため、令和4年度より大腸菌群数に代わり大腸菌数が採用されています。 |
| カドミウム | メッキ、顔料、電池などで使用されています。人体への影響としては、肺気腫、腎障害、肝臓障害をもたらしたり、また、歯ぐきに黄色の着色を示したり、嗅覚を失うような場合があります。 |
| 全シアン | 電気メッキ工場、熱処理工場などで使用されています。人体への影響は、数秒ないし数分程度で中毒症状があらわれ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん等を起こし死亡することがあります。 |
| 鉛 | さびにくさ、加工のしやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されています。人体への影響としては、貧血や中枢神経等への影響があります。 |
| 六価クロム | 電気メッキ工場、顔料製造工場などで使用されているほか、冷却水の腐食抑制剤としても使われています。人体影響としては、鼻炎、咽頭炎、鼻中隔穿孔、臓器障害などがあげられます。また、令和4年度より六価クロムに係る基準値の見直しが行われ、0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に変更されました。 |
| ヒ素 | 半導体の原料、医薬品、農薬、防腐剤などに使われます。皮膚の色素沈着、下痢、便秘などがあります。 |
| 総水銀 | 有機水銀化合物、無機水銀化合物などすべての形態の水銀の総量をいいます。化学品製造、医薬品などに用いられます。水銀化合物中には昇こう(HgCl ₂)のように強い毒性を持つものがあります。また、慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られます。 |
| PCB | 熱や酸・アルカリに対して強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に広く利用されていました。人体への影響としては、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがあります。 |
| ジクロロメタン | 塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、麻酔作用や中枢神経障害が知られています。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害が知られています。 |
| トリクロロエチレン | 金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出に用いられます。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。 |
| テトラクロロエチレン | ドライクリーニング、溶剤として用いられています。人体影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。 |
| ベンゼン | 染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の合成原料、溶剤、抽出剤等に広く用いられています。人体への影響としては、白血病、再生不良性貧血等があります。 |
| 1,4-ジオキサン | 有機合成反応用溶媒の他、種々溶剤(トランジスター、合成皮革、塗料、塩素系溶剤など)として用いられます。人体への影響としては、高濃度の吸入又は飲み込みによって、中枢神経系、肝臓、腎臓、肺への影響等があります。 |

6 底生生物調査について

水生生物を使った調査方法には、底生生物・付着藻類・魚類など多くの水生生物が用いられます。これらの方は、長期的・複合的な水質の状態を通して直接理解できること、分析機器を必要としないことなどから、理化学的方法にはない利点をもっています。

なかでも底生生物を用いた調査方法は、目に見える生物を対象としていることから実感として分かりやすいため、市の調査に採用しています。一般に清冽な河川における生物は多種多様であり、個体数もバランスのとれた数値を示します。特に底生生物では、水質判定を行ううえで最も重要な水生昆虫の蜉蝣目（カゲロウ目）、毛翅目（トビケラ目）などが数多く出現します。

7 地下水揚水の規制について

昭和46年以降は、吐出口の断面積が21cm²を超える動力を用いる地下水揚水施設は、新設することができなくなりました。また、吐出口の断面積が21cm²以下であっても、新設の場合は400m～650mも掘削せねばならず、新設は困難になっています。

また、昭和46年以前に設置された吐出口の断面積が21cm²を超える地下水揚水施設に対しては、揚水状況を把握するため、水量測定器を設置して地下水の揚水量を記録するとともに毎年報告することを設置者に義務づけています。また、東京都環境確保条例の施行により、平成13年度以降、揚水機の出力が300Wを超える施設について、年1回の揚水量報告が義務付けられましたが、平成28年7月1日付けの条例施行規則の改正により、出力に係わらず動力を用いる全ての揚水施設が規制及び報告の対象になりました。

8 工場・指定作業場等について

☆ 法律に基づく事務

騒音規制法

- | | |
|------------|--|
| (1) 特定施設 | 設置・変更等の届出受理（6条、7条、8条、10条、11条3項） 計画変更勧告（9条） 改善勧告及び改善命令（12条1項・2項） 必要事項報告徴集・立入検査（20条） 電気事業法・ガス事業法の定める特定施設に関する届出・通知受理（21条2項・4項）及び措置要請（21条3項） |
| (2) 特定建設作業 | 実施届の受理（14条1項・2項） 改善勧告及び改善命令（15条1項・2項） 必要事項報告徴集・立入検査（20条） |
| (3) その他 | 道路周辺生活環境についての措置要請ほか（17条1項・2項） 指定地域の騒音測定（21条の2） |

振動規制法

事務内容は、騒音規制法に準じます。

- | | |
|------------|---|
| ※ 特定施設 … | 工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設であって、政令で定めるもの。 |
| ※ 特定建設作業 … | 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、政令で定めるもの。 |

第4章 参考資料

悪臭防止法

工場その他の事業場に対する改善勧告及び改善命令(8条)

☆ 特定施設数

金属加工機械、大型送風機などの著しい騒音を発生する施設や、著しい振動を発生する施設を特定施設といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を特定工場等として騒音規制法及び振動規制法で規制の対象としています。

| | |
|---------------|-----|
| 騒音規制法に基づく特定施設 | 199 |
| 振動規制法に基づく特定施設 | 135 |

※ 令和7年3月31日現在

☆ 東京都環境確保条例に基づく認可工場数及び指定作業場数

認可工場数

| 業種 | 認可工場数 |
|------------------|----------------|
| 製造業 | 食料品製造業 |
| | 飲料・飼料・たばこ製造業 |
| | 繊維工業 |
| | 衣服・その他の繊維製品製造業 |
| | 木材・木製品製造業 |
| | 家具・装備品製造業 |
| | パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| | 出版・印刷・同関連産業 |
| | 化学工業 |
| | プラスチック製品製造業 |
| | ゴム製品製造業 |
| | 窯業・土石製品製造業 |
| | 非鉄金属製造業 |
| | 金属製品製造業 |
| | 一般機械器具製造業 |
| | 電気機械器具製造業 |
| | 情報通信機械器具製造業 |
| | 電子部品・デバイス製造業 |
| | 輸送用機械器具製造業 |
| | 精密機械器具製造業 |
| | その他の製造業 |
| 電気・ガス 熱供給・水道業 | 電気業 |
| | ガス業 |
| | 水道業 |
| サービス業 | 学術・開発研究機関 |
| | 洗濯・理容・美容・浴場業 |
| | 廃棄物処理業 |
| | 自動車整備業 |
| | 機械等修理業 |
| | その他の事業サービス業 |
| その他 | 4 |
| 合計 | 430 |

※ 令和7年3月31日現在 (東京都から委任されていない留保工場を含む。)

第4章 参考資料

指定作業場数

| 業種 | 指定作業場数 |
|--|--------|
| 自動車駐車場 | 289 |
| 自動車ターミナル | 15 |
| ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド | 20 |
| 自動車洗車場 | 7 |
| ウェストスクラップ処理場 | 4 |
| 廃棄物の積替え又は保管場所 | 8 |
| 材料置場 | 22 |
| 畜舎 | 11 |
| 青写真の作成の用に供する施設を有する事業場 | 1 |
| めん類製造場 | 17 |
| 豆腐又は煮豆製造場 | 16 |
| 洗濯施設を有する事業場 | 45 |
| し尿処理施設を有する事業場 | 1 |
| 下水処理場 | 1 |
| 暖房用熱風炉を有する事業場 | 3 |
| ボイラーを有する事業場 | 27 |
| ガスターイン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関を有する事業場 | 2 |
| 焼却炉を有する事業場 | 2 |
| 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が150m ² を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの | 1 |
| 病院(病床数300以上を有するものに限る) | 2 |
| 科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場 | 4 |
| 合計 | 498 |

※ 令和7年3月31日現在(東京都から委任されていない留保指定作業場を含む。)

工場・事業場騒音は、工場等で使用されるプレス機械、鍛造機、コンプレッサー、切断機などを作動することにより発生する衝撃音、摩擦音等が複合され、工場等から外部に出されるものですが、その大きさは、機械の所有動力、形式、工場建物の構造、作業方法により大きく異なり、これらの機械を使用する市内の工場は、小規模工場が多く、住宅と商店と混在しているのが特徴となっています。

騒音については、工場認可、指定作業場の届出、あるいは立入調査の際に随時指導しています。しかし、市内には、中小の企業が多く、それを取り巻くように住宅化が進み、住工混在となっていることが、騒音苦情の主因と考えられます。

9 化学物質の適正管理について

東京都環境確保条例により、年間100kg以上の下記の適正管理化学物質を取り扱う事業者は、使用量等の報告、化学物質管理方法書の作成、提出が義務づけられています。

適正管理化学物質

| | | | |
|----|------------------------------|----|--------------------|
| 1 | アクリレイン | 31 | スチレン |
| 2 | アセトン | 32 | セレン及びその化合物 |
| 3 | イソアミルアルコール | 33 | チウラム |
| 4 | イソプロピルアルコール | 34 | チオベンカルブ |
| 5 | エチレン | 35 | テトラクロロエチレン |
| 6 | 塩化スルホン酸 | 36 | 1, 1, 1 - トリクロロエタン |
| 7 | 塩化ビニルモノマー | 37 | 1, 1, 2 - トリクロロエタン |
| 8 | 塩酸 | 38 | トリクロロエチレン |
| 9 | 塩素 | 39 | トルエン |
| 10 | カドミウム及びその化合物 | 40 | 鉛及びその化合物 |
| 11 | キシレン | 41 | ニッケル |
| 12 | クロム及び三価クロム化合物 | 42 | ニッケル化合物 |
| 13 | 六価クロム化合物 | 43 | 二硫化炭素 |
| 14 | クロルピクリン | 44 | 砒素及びその無機化合物 |
| 15 | クロロホルム | 45 | P C B |
| 16 | 酢酸エチル | 46 | ビリジン |
| 17 | 酢酸ブチル | 47 | フェノール |
| 18 | 酢酸メチル | 48 | ふつ化水素及びその水溶性塩 |
| 19 | 酸化エチレン | 49 | ヘキサン |
| 20 | シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物） | 50 | ベンゼン |
| 21 | 四塩化炭素 | 51 | ホルムアルデヒド |
| 22 | 1, 2 - ジクロロエタン | 52 | マンガン及びその化合物 |
| 23 | 1, 1 - ジクロロエチレン | 53 | メタノール |
| 24 | 1, 2 - ジクロロエチレン | 54 | メチルイソブチルケトン |
| 25 | 1, 3 - ジクロロプロペン | 55 | メチルエチルケトン |
| 26 | ジクロロメタン | 56 | 有機燐化合物（E P Nに限る） |
| 27 | シマジン | 57 | 硫酸 |
| 28 | 臭素化合物（臭化メチルに限る。） | 58 | ほう素及びその化合物 |
| 29 | 硝酸 | 59 | 1, 4 - ジオキサン |
| 30 | 水銀及びその化合物 | | |

10 特定建設作業について

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、法令で定めるものをいいます。特定建設作業には、以下のような基準があり、施工をする場合、作業の開始日の7日前までに届け出る義務があります。

(1) 騒音規制法の特定建設作業にかかる基準

| 特定建設作業の種類 | | 敷地境界における音量 dB | 作業時間 | | 一日における延作業時間 | | 同一場所における連続作業時間 | | 日曜・休日における作業 | |
|-------------------------|--|---------------|-----------|------------|-------------|--------|----------------|------|-------------|------|
| | | | 1号区域 | 2号区域 | 1号区域 | 2号区域 | 1号区域 | 2号区域 | 1号区域 | 2号区域 |
| くい打設作業 | くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) | 85 | 午前7時～午後7時 | 午前6時～午後10時 | 10時間以内 | 14時間以内 | 6日以内 | | 禁 止 | |
| 等 び よう 打 | びよう打機を使用する作業 | | | | | | | | | |
| 破 碎 作 業 | さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する地点にあっては、1日における当該作業に係る2点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) | | | | | | | | | |
| 掘 削 作 業 | バックホウ(原動機の定格出力80kW以上)、トラクターショベル(原動機の定格出力70kW以上)、ブルドーザー(原動機の定格出力40kW以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。) | | | | | | | | | |
| 使 用 空 気 壓 縮 機 を す る 作 業 | 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもので、原動機の定格出力が15kW以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) | | | | | | | | | |
| びコンクリート搬入作業等及 | コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のもの)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) | | | | | | | | | |
| 適用除外項目等の | 災害その他非常事態緊急作業 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | |
| | 生命・身体危険防止作業 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | |
| | 鉄道の正常運行確保 | | ○ | | | | | | ○ | |
| | 道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合 | | ○ | | | | | | ○ | |
| | 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合 | | | | | | | | ○ | |

第4章 参考資料

(2) 振動規制法の特定建設作業に係る基準

| 特定建設作業の種類 | | 敷地境界における音量 dB | 作業時間 | | 一日における延作業時間 | | 同一場所における連続作業時間 | | 日曜・休日における作業 | |
|--------------|--|---------------|--|---|-------------|--------|----------------|------|-------------|------|
| | | | 1号区域 | 2号区域 | 1号区域 | 2号区域 | 1号区域 | 2号区域 | 1号区域 | 2号区域 |
| くい打設作業 | くい打機(もんけん及び圧入式を除く。)、くい抜機(油圧式を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業 | | 午前7時～午後7時 | 午前6時～午後10時 | | | | | | |
| 破砕作業 | ブレーカー(手持ち式を除く。)を使用する作業 | 75 | コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 午前7時～午後9時 | コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 午前6時～午後11時 | 10時間以内 | 14時間以内 | 6日以内 | | 禁 止 | |
| 解体建設物の破壊作業 | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | | 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合 | 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合 | | | | | | |
| | 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する地点にあっては、1日における当該作業に係る2点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) | | | | | | | | | |
| 作業時間等の適用除外項目 | 災害その他非常事態緊急作業 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 生命・身体危険防止作業 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 鉄道の正常運行確保 | | | ○ | | | | | ○ | |
| | 道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合 | | | ○ | | | | | ○ | |
| | 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合 | | | | | | | | ○ | |

[地域の区分]

1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域：工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域

- * 作業音が基準値を超える場合、騒音又は振動の防止法を改善し、又は1日における延作業時間を最小限4時間までに短縮することができます。
- * この基準は、作業を開始した日に終わる特定建設作業には適用しません。

11 燃料用重油の硫黄分含有率の基準について

燃料用重油の硫黄分含有率の基準(東京都環境確保条例 第69条)

| 使用量の区分(1日) | 硫黄分含有率(重量比%) | |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| | 既設基準 (昭和51年8月1日前に設置) | 新設基準 (昭和51年8月1日以後設置) |
| 300L以上500L未満 | 1.0以下 | 0.8以下 |
| 500L以上2000L未満 | 1.0以下 | 0.8以下 |
| 2000L以上 | 0.8以下 | 0.5以下 |

12 ダイオキシン類について

ダイオキシン類は、物が燃えるときに副産物としてできてしまう塩素を含む化学物質です。金属の精錬、紙の塩素漂白、農薬製造でも発生しますが、多くは廃棄物を焼却するときに発生しているといわれています。そこで、国や都は、ダイオキシン類の排出を抑制するため、廃棄物焼却施設に対する規制などを行っています。

ダイオキシン類に係る環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法 第7条）

| 媒体 | 基準値 | 測定方法 |
|-------------------|-----------------------------|--|
| 大 気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 水 質 (水底の底質を除く) | 1pg-TEQ/L以下 | 日本産業規格K0312に定める方法 |
| 水 底 の 底 質 | 150 pg-TEQ/g以下 | 水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 土 壤 | 1000 pg-TEQ/g以下 | 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナー・ポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであつて、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキヤピラリーカラムを併用して測定するものに限る。） |

- 備考**
- 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
 - 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
 - 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

TEF（毒性等価係数）とは

ダイオキシン類には、29種類に毒性がありますが、それらの毒性の強さは同じではありません。このため、ダイオキシンの影響を比較したり評価したりするときには、毒性の強さの表し方を統一しておく必要があります。

そこで、もつとも毒性が強いとされている「2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン（TeCDD）」の毒性を1とした場合に、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算したTEF（Toxic Equivalency Factor毒性等価係数）を定めています。

たとえば、1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾジオキシン（HxCDD）のTEFは0.1ですから、毒性の強さは、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシンの10分の1ということになります。

TEFは、1997年WHO（世界保健機構）より提案され、1998年に専門誌に掲載されたものが使われます。

TEQ（毒性等量）とは

ダイオキシン類の濃度を調べるとき、化合物によって毒性の強さが違うと評価が非常に難しくなります。そこで、測定した化合物の濃度にTEF（毒性等価係数）を掛け、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン（TeCDD）の量に換算して表します。これがTEQ（Toxic Equivalents毒性等量）です。

たとえば、測定した1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾジオキシン（HxCDD）の濃度が10ピコグラムなら、TEQはTEF0.1を掛けた1ピコグラムとなります。

一般的にダイオキシン類の濃度を表すときは、このTEQに換算した数値を使います。例えば、水質であれば1pg-TEQ/L、大気であれば1pg-TEQ/m³、土壤、底質であれば1pg-TEQ/gというように表します。

13 昭島市環境方針

昭 島 市 環 境 方 針

1 基本理念

昭島市は、多摩川や地下水に象徴される豊かな自然の恵みを受けています。一方、私たちは限りある地球資源を使い続け、現在、地球が悲鳴を上げるほどその環境を悪化させてしまい、今日深刻な問題となっています。

また、温室効果ガス削減について、国際的にも喫緊の課題として認識され、我が国においても2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルが提唱されています。

こうした環境問題に積極的に取り組むため、「気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に」を望ましい環境像とし、人と自然が共生して、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを目指します。

その具体的な足がかりとして、昭島市は、環境マネジメントシステムを基本的な仕組みに位置付け、事務事業における環境への配慮を進めると共に、全職員及び市域全体が一丸となりオール昭島として環境に配慮した取組を推進していきます。

そのため、基本方針を次のとおり定めます。

2 基本方針

(1) 清らかな水と美しい緑を未来に継承します

貴重な地下水や緑地、生物多様性などの自然環境を大切にします。

(2) 健康に暮らせる生活環境を守ります

健やかに暮らすことができる生活環境を守るために、環境汚染の防止に努めます。

(3) 持続可能な地球環境のために責任をもって行動します

省エネルギー・省資源・リサイクルなどの脱炭素化を推進し、地球温暖化対策に取り組み、持続可能な社会の実現を目指します。

(4) 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らします

気候変動に対して、適応策についても対策し、住みやすいまちづくりを目指します。

(5) みんなで環境活動に取り組みます

貴重な地球環境を守るために、環境活動に取り組む人と人の繋がりやその活動を推進します。

以上の取組については、環境保全に関する法令や約束を遵守し、環境目的・目標を定め、環境マネジメントシステムの定期的な見直しにより、継続的な改善を進めます。

令和4年4月1日

昭島市長

田井伸介

14 昭島市グリーン購入指針

(1) 趣旨

グリーン購入とは、製品の原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境への負荷の少ない製品やサービス（以下「環境物品」という。）を優先的に購入することである。本市では、「昭島市府内エコプラン」（平成10年7月）に始まり、「昭島市環境基本計画」や「昭島市地球温暖化対策実行計画」（平成14年3月）及びこれらの計画を効率的かつ効果的に推進していくために導入した環境マネジメントシステム（平成15年9月）により、環境物品等について一定の基準を定めてきた。

市が率先して環境物品等を調達し、グリーン購入をより一層推進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、「昭島市グリーン購入指針」を定める。

(2) 適用範囲

本指針の適用範囲は、本市の全ての組織とする。

(3) 物品等の選択基準

物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性と適正量を十分に検討し、調達総量をできるだけ抑制するとともに、価格や品質等に加え、次に掲げる事項に配慮し、資源採取から廃棄に至る物品のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した製品を選択して購入する。

【製造段階での配慮事項】

- ① 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ② 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

【使用段階での配慮事項】

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ② 包装等が過剰でないこと。
- ③ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。

【廃棄段階での配慮事項】

- ① 長期間の使用、再使用、リサイクルが可能であること。
- ② 廃棄する際に処理や処分が容易であること。

【その他の配慮事項】

- ① エコマーク、国際エネルギー・スターロゴ等の環境ラベルが付いていること。

第4章 参考資料

(4) 対象分野及び調達目標

本指針の環境物品等の対象分野及び昭島市グリーン購入ガイドラインに定めた分野ごとの特定調達物品等の調達目標は、次のとおりとする。

| | 分 野 | 調 達 目 標 |
|----|-------------|---------------|
| 1 | 紙類 | 全ての分野について100% |
| 2 | 文具類 | |
| 3 | オフィス家具 | |
| 4 | OA機器 | |
| 5 | 家電製品 | |
| 6 | 照明 | |
| 7 | 自動車 | |
| 8 | 制服・作業服・作業手袋 | |
| 9 | インテリア・寝装寝具 | |
| 10 | 納入印刷物 | |

(5) 推進体制

グリーン購入の確実な推進を図るための推進体制は、環境マネジメントシステムに規定する体制とする。なお、環境マネジメントシステムの対象でない組織についても、環境マネジメントシステムに規定する体制に準じた取扱いとする。

(6) 購入実績の把握及び公表

環境マネジメントシステムに規定するグリーン購入の総括部署及び事務局は、本指針に基づき、分野ごとの購入実績を把握し、公表する。

(7) 指針の見直し

本指針は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行う。

(8) 施行時期

本指針は、平成19年4月1日から施行する。

15 公共施設環境配慮対策一覧

| 施設の名称 | 環境配慮対策 | | | | |
|-----------------|--------------------------|---|--|------------------------|------------|
| | 緑化等 | 雨水利用等 | 新エネルギー等 | 備考 | 所管課 |
| 本庁舎 | 屋上緑化 571 m ² | 雨水貯留槽 400 m ³ 、地下湧水の中水利用 | LED 照明、ソーラースタンド（正面玄関前）、再生可能エネルギー100%電気及びカーボンオフセット都市ガス導入 | 電気自動車用急速充電設備 | 総務課 環境課 |
| 昭和町分室 | | | LED 照明（青少年交流センター他） | | 総務課 |
| 松原町コミュニティセンター | 壁面緑化（ピクセルポット方式） 駐車場緑化 | 雨水貯留槽 24m ³ | 太陽光発電 5kW 太陽熱利用3.8kW LED 照明（集会室・ロビー・トイレ） （平成26年度設置）、カーボンオフセット都市ガス導入 | | 生活コミュニティ課 |
| 勤労商工市民センター | 壁面緑化（朝顔） | | カーボンオフセット 都市ガス導入 | | 産業活性課 |
| 保健福祉センター | | 雨水貯留槽 150 m ³ 、再利用貯留槽 22 m ³ （トイレ） | 太陽光発電 10kW | | 健康課 |
| 子育てひろば ほりむこう | 壁面緑化（朝顔・ゴーヤ・フウセンカズラ） | | | | 子ども育成支援課 |
| 子育てひろば なしのき | 壁面緑化（朝顔・ゴーヤ・フウセンカズラ） | | | | 子ども育成支援課 |
| 児童センター | | 雨水タンク（トイレ） | 太陽光採光システム LED 照明（遊戯室） | 太陽光採光システムは現在稼働していない | 子ども育成支援課 |
| エコ・パーク | 壁面緑化（ムベ） | | ソーラーLED 園内灯 | 駐車場及び園内通路に透水性舗装 | ごみ対策課 |
| 環境コミュニケーションセンター | 壁面緑化（スイカズラ・ティカカズラ） | 雨水貯留槽 30 m ³ 、再利用水貯留槽 70 m ³ （トイレ・消火栓・散水） | LED 照明（プラザ棟）、太陽光発電 20kW、ハイブリッド LED 街灯、ソーラー LED 街灯、コージェネレーションシステム、エコアイス、再生可能エネルギー100%電気導入 | | ごみ対策課 |
| 清掃センター | 壁面緑化（朝顔・ゴーヤ） | 雨水貯留槽 90 m ³ 焼却施設排ガス冷却に使用 | LED 照明（構内）、再生可能エネルギー100%電気導入 | 焼却施設余熱利用 場内給湯、暖房に使用 | 清掃センター |
| 昭和公園 | | | LED 照明（園内灯） | | 管理課 |
| 中神公園 | | | LED 照明（園内灯） | | 管理課 |
| 拝島公園 | | | LED 照明（園内灯） | | 管理課 |
| 北文化公園 | | | LED 照明（園内灯） | | 管理課 |
| 日ノ出台公園 | | | LED 照明（園内灯） | | 管理課 |
| 美ノ宮公園 | | | LED 照明（園内灯） | | 管理課 |

第4章 参考資料

| | | | | | |
|--------------|--|--|------------|--|-----|
| 朝日町いこい公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| みほり広場 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 東町一丁目児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 武藏野二丁目東児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 武藏野二丁目北児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 武藏野三丁目児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 武藏野三丁目西児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 福島神社児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| みのり児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 福島第五児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 玉川町四丁目児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 玉川児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 中神町二丁目児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 朝日町五丁目児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 東ノ岡北児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 諏訪神社児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 美堀町一丁目児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 八清公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 新生公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 富士見公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 田中町住宅第一公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 田中町住宅第二公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| つつじが丘公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 仲町公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 上水公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 下林公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 美堀町四丁目公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 清泉公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 稻荷公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 緑ヶ丘公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| やまのかみ公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| なかよし広場 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 美堀町一丁目かけはし公園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 宮沢広場 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 郷地東児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 美堀児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 昭和町一丁目児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 駒形神社児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 大神町四丁目児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 松原町一丁目児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 松原町三丁目児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 田中町一丁目児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 田中町三丁目児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |

第4章 参考資料

| | | | | | |
|-------------|-------------------------------|--|---|--------------------------|-------|
| 拝島天神社児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 拝島町四丁目児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 拝島町四丁目南児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| むさしの児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 宮沢文化児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 松原町一丁目中児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 多摩大橋北児童遊園 | | | LED照明（園内灯） | | 管理課 |
| 土地区画整理事務所 | 壁面緑化（朝顔・ゴーヤ） | | | | 区画整理課 |
| 東部配水場 | 屋上緑化 111 m ² （高麗芝） | 雨水再利用貯水槽 11 m ³ (会議室・トイレ)平成元年度設置 | 太陽光発電 23.8kW、LED 照明（屋内一部）、カーボンオフセット都市ガス導入 | 雨水は透水性舗装や浸透槽、ますにより地下浸透処理 | 業務課 |
| 西部配水場 | | | 太陽光発電 65.5kW、LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入 | 雨水は浸透槽、ますにより地下浸透処理 | 業務課 |
| 北部配水場 | | | 太陽光発電 62.4kW、LED 照明 | 雨水は浸透槽、ますにより地下浸透処理 | 業務課 |
| 東小学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | LED 照明 | | 教育総務課 |
| 共成小学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | 太陽光発電 10kW、LED 照明 | | 教育総務課 |
| 富士見丘小学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | LED 照明 | | 教育総務課 |
| 武藏野小学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | 太陽光発電 10kW、LED 照明 | | 教育総務課 |
| 玉川小学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | LED 照明 | | 教育総務課 |
| 中神小学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | LED 照明 | | 教育総務課 |
| つつじが丘小学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | 太陽光発電 10kW、LED 照明 | | 教育総務課 |
| 光華小学校 | 校庭芝生化 | | LED 照明 | | 教育総務課 |
| 成隣小学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | LED 照明 | | 教育総務課 |
| 田中小学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | 太陽光発電 20kW、LED 照明 | | 教育総務課 |
| 拝島第一小学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | LED 照明 | | 教育総務課 |
| 拝島第二小学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | LED 照明 | | 教育総務課 |
| 拝島第三小学校 | 校庭芝生化 | 天水尊・雨水再利用貯留槽 30 m ³ | LED 照明 | | 教育総務課 |
| 昭和中学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | LED 照明 | | 教育総務課 |
| 福島中学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | 太陽光発電 30kW、LED 照明 | | 教育総務課 |
| 瑞雲中学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | 太陽光発電 20kW、LED 照明 | | 教育総務課 |
| 清泉中学校 | | 天水尊 | LED 照明 | | 教育総務課 |
| 多摩辺中学校 | 校庭芝生化 | 天水尊 | LED 照明 | | 教育総務課 |
| 学校給食共同調理場 | | | LED 照明 | 給食用牛乳パック資源化処理 | 学校給食課 |
| 福島中学校 | | | LED 照明 | | 学校給食課 |
| 瑞雲中学校 | | | LED 照明 | | 学校給食課 |
| 多摩辺中学校 | | | LED 照明 | | 学校給食課 |

第4章 参考資料

| | | | | | |
|------------|-------------------------|--|---|----------------|-------------|
| 昭和会館 | | | 太陽光発電 5kW | | 社会教育課 |
| 押島会館 | | | 太陽光発電 5kW | | 社会教育課 |
| 大神会館 | | | 太陽光発電 5kW 蓄電池設備 10kWh | | 社会教育課 |
| 福島会館 | | 雨水貯留槽 17m ³ (トイレ) | 太陽光発電 10kW | | 社会教育課 |
| 緑会館 | | 雨水貯留槽 34.5m ³ (トイレ) | 太陽光発電 10kW | | 社会教育課 |
| 武藏野会館 | 屋上緑化143.6m ² | 雨水貯留槽 34.5m ³ (トイレ・屋上散水) | コーディネーションシステム | | 社会教育課 |
| 昭島市民球場 | | 雨水貯留槽 50 m ³ (トイレ・散水) | LED 電光掲示板 LED 照明 (夜間照明を除く) | | スポーツ振興課 |
| 総合スポーツセンター | | | コーディネーションシステム LED 照明 (A棟を除く)、再生可能エネルギー100%電気及びカーボンオフセット都市ガス導入 | | スポーツ振興課 |
| 昭和公園立体駐車場 | | | 電気自動車用普通充電設備 | | スポーツ振興課 |
| くじら運動公園管理棟 | | | LED 照明 (屋内) | 平成30年度にトイレ改修工事 | スポーツ振興課 |
| みほり体育館 | | | LED 照明 (屋内) カーボンオフセット都市ガス導入 | | スポーツ振興課 |
| 市民会館・公民館 | 壁面緑化 (ゴーヤ) | | ダウンライト LED 照明 (大ホール:客席・楽屋通路・トイレ、公民館:会議室等・廊下・トイレ)、再生可能エネルギー100%電気及びカーボンオフセット都市ガス導入 | | 市民会館・公民館 |
| 教育福祉総合センター | | 雨水貯留槽 39 m ³ (トイレ・散水) | 太陽光発電 5kW LED 照明、再生可能エネルギー100%電気及びカーボンオフセット都市ガス導入 | 地下熱利用 | アキシマエンシス管理課 |

16 放射性物質調査

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う大津波により、東京電力福島第一原子力発電所が大きな被害を受け、放射性物質が大量に放出されるなどの事態が生じた。

この原発事故により、都内でも大気や塵や雨などの降下物から低濃度の放射性物質が検出されたほか、東京都の水道水の一部から指標等を上回る放射性物質が検出されるなど、放射能汚染に対する市民の不安は解消されない。

第4章 参考資料

このことを踏まえ、本市における放射能汚染の状況を正しく把握するとともに、適切に情報提供することによって、市民の放射能に対する不安感を解消し、安全・安心を確保するため、次の対策を実施した。

1. 空間放射線量測定の実施

(1) 昭島市による空間放射線量測定

- ① 測定実施日： 平成23年7月5日～（毎月実施）
- ② 測定場所： 市内公共施設等（延べ84箇所）
- ③ 対象項目： 地上1m及び地表面（地上5cm）の高さの空間線量及び、
植込み・側溝（地表面（地上5cm））の高さの空間放射線量
- ④ 測定結果： 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価： 国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間
1mSv）を超える測定値は計測されなかった。

(2) 昭島市による空間放射線量毎日測定

- ① 測定実施日： 平成24年6月1日～令和3年3月31日まで（毎日実施）
令和3年4月1日～（毎月実施）
- ② 測定場所： 昭島市役所西側広場
- ③ 対象項目： 地上1mの高さの空間線量率
- ④ 測定結果： 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価： 国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間
1mSv）を超える測定値は計測されなかった。

(3) 走行サーベイによる空間線量率測定（昭島市・文部科学省）

- ① 測定実施日： 1回目 平成25年6月26日、27日
2回目 平成25年11月11日、12日
3回目 平成26年7月15日～17日
4回目 平成26年11月25日～27日
- ② 測定場所： 昭島市内全域の道路、道路周辺30m
- ③ 対象項目： 道路上の地上1mの高さの空間線量率
- ④ 評価： 国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間
1mSv）を超える測定値は計測されなかった。

2. 水道水における放射性物質検査

- ① 測定実施日： 平成23年3月22日～

第4章 参考資料

(平成23年3月22日から平成24年8月まで 週に1回、平成24年9月から平成26年3月まで 2週に1回、平成26年4月から 月に1回実施)

- ② 測定場所 : 東部配水場（浄水）、西部配水場（浄水）
- ③ 対象項目 : 昭島市の水道水に含まれる放射性物質（28検体）
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 水質管理目標値（厚生労働省）に示される、規制値を超える放射性物質は検出されていない。

3. 市内農産物中の放射性物質検査

- ① 測定実施日 : 平成23年5月16日～令和2年3月23日（終了）
- ② 測定場所 : 市内農地
- ③ 対象項目 : 市内で生産された農産物（24検体）
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 食品の放射性物質に関する規制（厚生労働省）に示される、基準値を超える放射性物質は検出されていない。

4. 落ち葉中の放射性物質検査（昭島市実施）

- ① 測定実施日 : 平成25年11月22日（検体収集日）
- ② 測定場所 : 市内小中学校及び公園
- ③ 対象項目 : 平成25年度産の落ち葉
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成24年3月23日改正 農林水産省）に示される暫定許容値（400 Bq/kg）を超える検体はなかった。

5. 湧水中の放射性物質調査

- ① 測定実施日 : 平成25年12月10日（検体収集日）
平成27年1月9日（検体収集日）
- ② 測定場所 : 龍津寺、諏訪神社
- ③ 対象項目 : 湧水（2検体）
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 水質管理目標値（厚生労働省）に示される、規制値を超える放射性物質は検出されていない。

6. 清掃センターにおける放射性物質等測定

- ① 測定実施日 : 平成23年7月12日～（毎月実施）

第4章 参考資料

- ② 測定場所 : 昭島市清掃センター
- ③ 対象項目 : 焼却灰（主灰・飛灰）に含まれる放射性物質（12検体）
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）に示される指標値を超える放射性物質は検出されていない。

昭島市の環境

- 令和6年度活動/調査報告 -

令和7年9月発行

編集・発行 昭島市 環境部 環境課
昭島市田中町一丁目17番1号
電話 042 (544) 4331 直通